

令和2年度
包括外部監査の結果報告書

(テーマ)

債権管理に関する事務の執行について

令和3年3月

山形市包括外部監査人
尾形吉則

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第1章 総論 | 3 |
| 第1 包括外部監査の概要 | 3 |
| 1 監査の種類 | 3 |
| 2 選定した特定の事件(テーマ) | 3 |
| 3 特定の事件を選定した理由について | 3 |
| 4 包括外部監査の実施期間 | 5 |
| 5 包括外部監査の対象期間 | 5 |
| 6 包括外部監査の方法 | 5 |
| 7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格 | 6 |
| 8 利害関係 | 6 |
| 第2 包括外部監査の監査結果 | 7 |
| 1 監査の結果について | 7 |
| 2 監査結果及び意見の要約リスト | 7 |
| 第2章 市の債権管理について | 15 |
| 第1 債権の概要について | 15 |
| 第2 市の債権管理について | 18 |
| 第3 債権管理体制の一元化について | 29 |
| 第4 貸付制度に係る債権管理について | 35 |
| 第5 介護給付費等の不正請求に係る返還金について | 39 |
| 第6 情報セキュリティの概要 | 44 |
| 第3章 各論 | 46 |
| 第1 個人市民税 | 51 |
| 第2 法人市民税 | 64 |
| 第3 固定資産税 | 69 |
| 第4 軽自動車税 | 73 |
| 第5 入湯税 | 78 |
| 第6 都市計画税 | 82 |
| 第7 国民健康保険税(一般及び退職) | 86 |
| 第8 返納金(療養給付費等の返還請求) | 93 |
| 第9 後期高齢者医療保険料 | 101 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 第 10 生活保護費返還金 | 109 |
| 第 11 介護保険料 | 119 |
| 第 12 民間立保育所保育料負担金..... | 127 |
| 第 13 市立保育所保育料 | 135 |
| 第 14 市営住宅使用料 | 138 |
| 第 15 市営住宅畳補修負担金 | 148 |
| 第 16 市営住宅契約解除後の損害金 | 151 |
| 第 17 学校給食費負担金 | 155 |

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。(以下、「法」という。))第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

債権管理に関する事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

山形市を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少、社会保障関連経費の増加等、全国的な状況と同様に非常に厳しい状況にある。

このような状況のなか、山形市の平成30年度「一般会計等貸借対照表(平成31年3月31日現在)」に計上されている「長期延滞債権」は1,181百万円、「長期貸付金」は1,550百万円であり、固定資産に対する「徴収不能引当金」は△97百万円である。また、「未収金」は394百万円であり、流動資産に対する「徴収不能引当金」は△37百万円である。この数値は、公営事業会計を含めた全体財務書類の「全体貸借対照表」においては、さらに大きくなり、「長期延滞債権」は2,353百万円となる。

監査人は、財政健全化に向けては、歳入の確保、行政経費の節減、事務の効率化、総人件費の抑制等が重要であることは当然であるが、さらに長期未収金の未然防止・早期回収が、山形市民の公平な負担、財源確保の観点から重要と考える。

取り巻く環境が厳しく財政基盤の確立にとって重要な時期であればこそ、山形市における改革の方向性と機軸を合わせつつ、包括外部監査人として、債権管理事務全般について総括的に検討し意見を述べることは意義の大きいことと考え、今回の包括外部監査のテーマに選定した。

監査においては、令和元年度決算において、収入未済が発生したすべての事業を対象に債権の概要を把握した上で、収入未済の大部分を占める一般会計及び公営企業会計を除く特別会計の債権に対して、概要ヒアリングを実施した。特に、金額的重要性のある債権、もしくはその性質から監査が必要と判断された債権については、現地調査を実施し、債権管理の状況や財務事務について、合規性に加え、有用性の観点から検討を行った。監査対象債権は下表のとおりである。

| 会計名 | 部局名 | 課名 | 対象債権 (事業名) | 令和元年度収入未済 | | 現地調査 |
|------|-----|-------|---------------|-----------|-------------|------|
| | | | | 件数 | 金額(円) | |
| 一般会計 | 財政部 | 収納管理課 | 個人市民税 | 20,619 | 425,945,347 | ○ |
| 一般会計 | 財政部 | 収納管理課 | 法人市民税 | 528 | 29,534,575 | ○ |
| 一般会計 | 財政部 | 収納管理課 | 固定資産税 | 20,601 | 595,931,719 | ○ |

| 会計名 | 部局名 | 課名 | 対象債権 (事業名) | 令和元年度収入未済 | | 現地調査 |
|------------|----------|----------|-------------------|-----------|---------------|------|
| | | | | 件数 | 金額(円) | |
| 一般会計 | 財政部 | 収納管理課 | 軽自動車税 | 3,404 | 24,233,257 | ○ |
| 一般会計 | 財政部 | 収納管理課 | 入湯税 | 102 | 2,103,850 | ○ |
| 一般会計 | 財政部 | 収納管理課 | 都市計画税 | 20,159 | 118,175,841 | ○ |
| 一般会計 | 福祉推進部 | 生活福祉課 | 生活保護費返還金 | 354 | 99,291,219 | ○ |
| 一般会計 | 福祉推進部 | 長寿支援課 | 養護老人ホーム入所者負担金 | 28 | 1,424,990 | — |
| 一般会計 | 福祉推進部 | 障がい福祉課 | 臨時的雑入(不正請求に係る返還金) | 3 | 28,822,872 | ○ |
| 一般会計 | こども未来部 | 保育育成課 | 民間立保育所保育料負担金 | 1,381 | 21,919,760 | ○ |
| 一般会計 | こども未来部 | 保育育成課 | 市立保育所保育料 | 411 | 4,328,810 | ○ |
| 一般会計 | こども未来部 | 家庭支援課 | 児童手当返納金 | 19 | 1,235,000 | — |
| 一般会計 | こども未来部 | 家庭支援課 | 児童扶養手当返納金 | 11 | 3,173,990 | — |
| 一般会計 | まちづくり政策部 | 管理住宅課 | 市営住宅使用料 | — | 182,645,568 | ○ |
| 一般会計 | まちづくり政策部 | 管理住宅課 | 市営住宅畳補修負担金 | 181 | 1,319,390 | ○ |
| 一般会計 | まちづくり政策部 | 管理住宅課 | 市営住宅契約解除後の損害金 | 54 | 23,464,174 | ○ |
| 一般会計 | 教育委員会 | 学校給食センター | 学校給食費負担金 | 93 | 5,934,335 | ○ |
| 国民健康保険事業会計 | 市民生活部 | 国民健康保険課 | 国民健康保険税一般 | 61,299 | 1,451,803,524 | ○ |
| 国民健康保険事業会計 | 市民生活部 | 国民健康保険課 | 国民健康保険税退職 | 663 | 15,712,355 | ○ |
| 国民健康保険事業会計 | 市民生活部 | 国民健康保険課 | 返納金 | 219 | 3,857,513 | ○ |

| 会計名 | 部局名 | 課名 | 対象債権 (事業名) | 令和元年度収入未済 | | 現地調査 |
|--------------|-------|-------------|---------------|-----------|------------|------|
| | | | | 件数 | 金額(円) | |
| 後期高齢者医療事業会計 | 市民生活部 | 国民健康保険課 | 後期高齢者医療保険料 | 2,409 | 28,844,640 | ○ |
| 介護保険事業会計 | 福祉推進部 | 介護保険課 | 介護保険料 | 9,206 | 73,739,760 | ○ |
| 公設地方卸売市場事業会計 | 農林部 | 地方卸売市場管理事務所 | 施設使用料 | 4 | 1,376,350 | — |
| 農業集落排水事業会計 | 農林部 | 農村整備課 | 農業集落排水処理施設使用料 | 36 | 2,990,857 | — |

4 包括外部監査の実施期間

令和2年4月から令和3年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和元年度の執行分又は令和元年度末の状況とする。但し、必要と認められた場合、監査対象部局等との協議のうえ、他の年度も監査対象とする。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 債権管理に関する法令、規則等が適正に定められているか
- ② 債権管理事務が法令、規則等に準拠しているか
- ③ 債権管理事務の経済性に問題はないか、効率的になされているか
- ④ 債権管理に関するシステムの運用に問題はないか

(2) 監査手続

- ① 監査対象部局の把握
- ② 監査対象債権の選定
- ③ 関連資料等の閲覧及び所管課へのヒアリングの実施
- ④ 関連する所管課等での現地調査の実施
- ⑤ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑥ その他必要とした手続き

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 尾 形 吉 則

(2) 補助者

公認会計士 松 田 卓 也

公認会計士 阿 部 哲

公認会計士 小 関 悠 司

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

| 区分 | 内容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 現在の法令等に照らして違反及び不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。 |
| 意見 | 「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項及び検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。 |

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段断りがない場合は、令和3年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

| No. | 監査結果及び意見要約 | 区分 | 参照ページ |
|-----|------------|----|-------|
|-----|------------|----|-------|

(1) 市の債権管理について(第2章)

| 第2章 第1 債権の概要について | | | |
|-------------------|--|----|----|
| 1 | (債権放棄と不納欠損処理) 私債権である住宅使用料や給食費負担金について、最終の入金から相当期間経過したものや、債務者の置かれた状況に照らし回収が著しく困難となった債権は、管理及び回収に関するコストが回収の期待を上回ると判断される場合があるため、債権放棄に関する規程化を行い、債権放棄の事実をもって、不納欠損処理を行うことを検討されたい。 | 意見 | 17 |
| 第2章 第2 市の債権管理について | | | |
| 2 | (収入未済額の発生状況) 市では、国民健康保険税を除く各市税項目について、コンビニエンスストア納付を行う等、回収率向上に努めているが、クレジットカード納付は未導入の状況である。 回収率が1%でも改善すれば増収につながるため、回収率が上昇する施策は積極的に検討されたい。 | 意見 | 24 |
| 3 | (市の滞納整理に関する規程等について) | 意見 | 26 |

| No. | 監査結果及び意見要約 | 区分 | 参照ページ |
|------------------------|--|------|-------|
| | <p>市の滞納整理に関して規定している山形市滞納整理マニュアル及び収納事務処理要綱について、当初作成時から改定が行われておらず、当該規程の存在を把握していない部署も確認された。</p> <p>現行の事務手続きを反映するように規定を改定した上で、全庁的に債権管理部署へ周知するように検討されたい。</p> | | |
| 4 | <p>(督促手数料の徴収について)</p> <p>市では、山形市督促手数料条例に基づき公債権に関しては督促手数料を徴収しなければならないが、養護老人ホーム入所者負担金、生活保護費返還金、児童手当返納金及び児童扶養手当返納金について、督促手数料を徴収していないため、条例に基づき、督促手数料を徴収する必要がある。</p> | 指摘事項 | 28 |
| 第2章 第3 債権管理体制の一元化について | | | |
| 5 | <p>(債権管理体制の一元化について)</p> <p>同一の滞納者に係る複数の債権に関して滞納している場合に部署横断的に情報共有が行われていない。</p> <p>同一の滞納者が複数の滞納債権を一体で管理できるように、納税課もしくは収納管理課が一元的に滞納債権を管理する、もしくは滞納者情報を庁内で共有できるような体制を整え、さらなる滞納整理の効率性、有効性を向上させる方法を検討されたい。</p> | 意見 | 34 |
| 第2章 第4 貸付制度に係る債権管理について | | | |
| 6 | <p>(貸付制度に係る債権管理について)</p> <p>市では、ふるさと融資制度を活用し、民間企業2団体に対して融資を行っているが、決算書を徴求し、財務状況を確認する等の管理は実施していない。</p> <p>貸付債権は民間金融機関の連帯保証がついているが、貸付財源及び貸付に関する費用には税金が使われている以上、年1回程度決算書を確認し、定期的な財務状況をモニタリングすることを検討されたい。</p> | 意見 | 37 |

(2) 各論(第3章)

第3章 第1 個人市民税

| No. | 監査結果及び意見要約 | 区分 | 参照 ページ |
|-------------------------|--|------|-----------|
| 7 | <p>(滞納整理事務の担当者裁量について)</p> <p>滞納整理事務について、担当者の裁量の幅が大きく、明確な判断基準がない中で滞納整理事務を行わなければならないため、担当者間で事務手続きにばらつきが出ている。担当者間の目線を合わせるため、要綱をさらに詳細化することやケーススタディ形式で課内研修を開催すること、定期的な情報共有の場を設けること等、滞納整理事務の均一化に向けた見直しを検討されたい。</p> | 意見 | 60 |
| 8 | <p>(市税滞納者への補助金交付について)</p> <p>市税滞納者は交付の対象外となる補助金について、申請者から提出された納税証明書には国民健康保険税の記載がなく、国民健康保険税の滞納者に補助金が交付されている事例が確認された。</p> <p>納税証明書の提出だけでは、全ての市税の滞納の有無は確認できないことから、申請時に同意書を得た上で、市税の滞納の有無の照会を行う等の対応を行うべきである。</p> | 指摘事項 | 60 |
| 第3章 第5 入湯税 | | | |
| 9 | <p>(特別徴収義務者についての調査)</p> <p>入湯税は、特別徴収義務者からの納入申告書をもとに賦課決定を行っているが、特別徴収義務者の確認については特段の調査等を行っていない。</p> <p>鉱泉浴場の経営者は温泉を公共の浴用又は飲用に利用する場合、山形市保健所に温泉利用許可を得る必要があるため、当該許可に関する情報に基づき、特別徴収義務者の調査等を行うべきである。</p> | 指摘事項 | 81 |
| 10 | <p>(申告内容の正確性についての調査)</p> <p>特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者からの入湯税の申告について、その内容に誤りがないかについて特段の調査は行っていない。</p> <p>入湯税の申告書に誤りがあった場合、本来山形市に収入されるべき入湯税が収入されないこととなるため、入湯税の申告書について誤りがないか調査等を行うことを検討されたい。</p> | 意見 | 81 |
| 第3章 第8 返納金(療養給付費等の返還請求) | | | |

| No. | 監査結果及び意見要約 | 区分 | 参照ページ |
|-------------------|---|------|-------|
| 11 | <p>(回収率を上げるための取組)</p> <p>返納義務者が納付書を用いて納付を行う場合、現状では金融機関窓口でのみ納付が可能である。</p> <p>コンビニエンスストア納付の導入など、納付の利便性を向上させることを検討されたい。</p> | 意見 | 100 |
| 第3章 第9 後期高齢者医療保険料 | | | |
| 12 | <p>(回収率を上げるための取組)</p> <p>支払義務者が納付書を用いて納付を行う場合、現状では金融機関窓口でのみ納付が可能である。</p> <p>コンビニエンスストア納付の導入など、納付の利便性を向上させることを検討されたい。</p> | 意見 | 108 |
| 第3章 第10 生活保護費返還金 | | | |
| 13 | <p>(督促状の発送)</p> <p>督促状の発送は、「特別の事情がない場合は、納期限経過後 20 日以内に行うものとする」ことになっているが、令和元年度内に発生した督促対象の債権について、年度末付近で一括して督促状を発送していた。滞納債権の回収は適時に督促を行うことが有用と考えられることから、規程通りの運用に改めるべきである。</p> | 指摘事項 | 115 |
| 14 | <p>(催告書の発送)</p> <p>催告書の発送は、「督促後初めて催告を行う場合督促状に記載されている納期限後、引き続き一ヶ月以上滞納をしている世帯に催告書の送付を行い台帳に記録する。」と規定されている。督促状の発送が規程通り運用されていないため、結果として催告書も規程通りの運用が行われていなかった。</p> | 指摘事項 | 116 |
| 15 | <p>(相続人への請求)</p> <p>債務者が死亡した場合は、相続人へ請求し債権の保全に努めることになっているが、令和元年度において不正受給した生活保護費について相続人へ請求している事例は、他に請求すべき事例があるものの、ケースワーカーの人員不足により1件のみであった。人員不足は理解できるが、請求が遅れるほど回収が長期化する可能性があり、早期に体制を整え、適時の請求業務をおこなうことが必要である。</p> | 指摘事項 | 117 |

| No. | 監査結果及び意見要約 | 区分 | 参照ページ |
|----------------------|---|------|-------|
| 16 | <p>(回収率を上げるための取組の評価)</p> <p>一括での納付が困難な場合は分割による納付を指導したりと回収率を上げる取組は進んでいるが、依然として回収率は低く、過年度の債権になると回収率は1桁台にとどまる。金額が大きく悪質なケースについては、特に回収率を高める必要があると考えられる。外部業者への取立依頼は、現状規程がなく不可能であるが、規程を整備した上で外部業者へ委託することも選択肢として検討されたい。</p> | 意見 | 118 |
| 第3章 第12 民間立保育所保育料負担金 | | | |
| 17 | <p>(減免規定の周知)</p> <p>「利用者負担額減免事務取扱要領」により、一定の事由が生じた場合に利用者負担額を減免する措置を設けているが、市のホームページ上に掲載があるのみで広く利用者に周知されているとは言い難い。減免事由に該当し、減免することが適切と判断される利用者に関しては滞留債権を発生させないようにするために、利用者に減免制度の存在を広く周知させることを検討されたい。</p> | 意見 | 132 |
| 18 | <p>(収入未済の内訳について)</p> <p>民間立保育所保育料負担金の令和元年度末の会計上の残高と管理台帳(滞納者リスト)上の残高及び、市立保育所保育料の令和元年度末の会計上の残高と管理台帳上の残高がそれぞれ 37,310 円相違している。令和3年度から新しい債権管理システムに移行予定のため、それまでに会計上と管理台帳上の残高の一致を図るための方針を定める必要がある。</p> | 指摘事項 | 133 |
| 19 | <p>(情報セキュリティポリシーへの準拠状況)</p> <p>「山形市ID・パスワード等の管理に関する実施手順」において、パスワードに関しては、文字数や使用する文字の種類で一定の規程が定められているが、保育業務システムではパスワード設定に制約があり、規程通り運用できていない。また、システムの仕様上、IDは1つしか設定できないため、全担当者間で1つのIDとパスワードの組み合わせが共有されている状況である。令和3年度からの新システム導入の際に、規程に準拠した体制に変更することを検討され</p> | 意見 | 134 |

| No. | 監査結果及び意見要約 | 区分 | 参照 ページ |
|--------------------|--|----|-----------|
| | たい。 | | |
| 20 | <p>(回収率を上げるための取組の評価)</p> <p>口座振替の勧奨、各施設から滞納者への声掛け等を実施しているが、より一層回収率を高めるため、卒園者に対しては、外部業者へ委託することも選択肢として検討されたい。</p> | 意見 | 134 |
| 第3章 第14 市営住宅使用料 | | | |
| 21 | <p>(財務会計残高と管理台帳の一致)</p> <p>出納整理期間の入金により、日々残高が変動するため、最終の決算数値である「令和元年度歳入歳出事項別明細書」の収入未済額と一致する管理台帳はないことを確認した。</p> <p>財務会計システムの収入未済額残高の個別の内訳が保管されていないことになり、公表している貸借対照表残高の内訳保管の観点からも、決算書残高の内訳を保管できるように検討されたい。</p> | 意見 | 146 |
| 22 | <p>(回収率を上げるための取組の評価)</p> <p>管理住宅課では、通常の回収行為に加え、平成29年10月より、既に退去した滞納者の債権を民間債権回収会社へ委託している。</p> <p>委託の基準としては、「退去滞納者のうち、毎月又は不定期納付がある者、法的措置を行った者を除く。契約業者より受託不可能な債権として設定されている者も除いている。」として、運用している。</p> <p>しかし、運用の基準は内規や手順書として定めていない。人員配置の変更時等に異なる運用がなされないよう内規又は手順書として定めるように検討されたい。</p> | 意見 | 147 |
| 23 | <p>(回収率を上げるための取組の評価)</p> <p>現状の使用料納付方法は、口座振替、金融機関納付、市役所窓口納付に限られている。山形市税同様、コンビニエンスストア納付を導入し、納付の利便性を向上させることも検討されたい。</p> | 意見 | 147 |
| 第3章 第15 市営住宅畳補修負担金 | | | |
| 24 | <p>(回収率を上げるための取組の評価)</p> | 意見 | 150 |

| No. | 監査結果及び意見要約 | 区分 | 参照ページ |
|-----------------------|--|------|-------|
| | 回収事務は、市営住宅使用料の収入未済回収事務に準じて行われているが、民間債権回収会社への回収委託は行っていない。住宅使用料収入未済額の回収委託を行っている先との重複案件が4件あり、同一債権者への請求であれば、畳補修負担金分も含めて回収委託を行い、回収可能性を少しでも上昇させることを検討されたい。 | | |
| 第3章 第16 市営住宅契約解除後の損害金 | | | |
| 25 | <p>(損害金の請求)</p> <p>損害金の確定及び通知について、明渡し令和2年1月31日付けで行われているにもかかわらず、損害金確定及び通知が令和2年4月16日となっている案件があった。「年度ごとに調定、納付書を作成し対象者へ送付する。」としているが、第1回目の通知は、明渡し後速やかに行うように検討されたい。</p> | 意見 | 154 |
| 第3章 第17 学校給食費負担金 | | | |
| 26 | <p>(催告書・再催告書の発送)</p> <p>マニュアルでは7月に催告を実施することになっているが、令和2年度でサンプルを1件確認した結果、8月12日(納入期限8月31日)に催告書を発送していた。また、再催告は8月に実施することになっているが、9月24日(納入期限10月15日)に再催告書を発送していた。実際の催告及び再催告の実施時期がマニュアルと異なる運用がなされているため、マニュアルを実態に合わせる等の改訂を行う必要がある。</p> | 指摘事項 | 161 |
| 27 | <p>(法的措置判定会の未開催について)</p> <p>再催告が行われてもなお未納が継続した場合、法的措置判定会を開催して法的措置での対応の要否を判断することになっているが、実際に法的措置をとることはないとの判断から、法的措置判定会の開催自体が省略されている。マニュアルに沿った運用を行う必要があるため、法的措置を取らないとしても、法的措置判定会を開催して結論を出す必要がある。</p> | 指摘事項 | 161 |
| 28 | <p>(長期滞留債権の管理について)</p> <p>学校給食費負担金は私債権であり不納欠損処理ができ</p> | 意見 | 162 |

| No. | 監査結果及び意見要約 | 区分 | 参照 ページ |
|-----|---|----|-----------|
| | <p>ないため収入未済額が年々増えている状況である。集めた現金の管理や未納の保護者への督促が教職員の負担となっていることから、国は同業務を市区町村に移管するよう要請している。これにより、現年度の学校給食費負担金も将来的には学校給食センターでの管理になると想定されるため、事務負担軽減の観点から、回収不能の状況がある程度長期化したものは他部門で管理する、又は条例で不納欠損処理を可能とすることを検討されたい。</p> | | |

第2章 市の債権管理について

第1 債権の概要について

(地方自治体の債権の定義)

地方公共団体における債権とは、地方自治法 240 条第 1 項において、「この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」と規定されている。

一般的に、債権とは、ある者(債権者)が特定の相手方(債務者)に対して一定の行為(給付)を要求できる権利をいう。通常、金銭の給付を目的とする債権のほか、売買契約における財産権の移転や雇用契約における労務の提供といった金銭の給付を目的としない非金銭債権を含むが、本監査では、地方自治法 240 条第 1 項に規定する地方公共団体の金銭債権を監査対象としている。

(地方公共団体の債権の分類)

地方公共団体の債権は、公法上の原因に基づいて発生する公債権と契約等の当事者間の合意(私法上の原因)に基づき発生する私債権があり、公債権はさらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権とに分けられる。各債権分類の主な相違点をまとめると下表のとおりである。

| 債権分類 | 公債権 | | 私債権 |
|-------|------------------------|-----------------------------|---|
| | 強制徴収公債権 | 非強制徴収公債権 | |
| 発生 | 公法上の原因(不服申立て可) | | 私法上の原因(不服申立て不可) |
| 督促 | 地方自治法第 231 条の3第1項 | | 地方自治法 240 条第 2 項 地方自治法施行令第 171 条 |
| 時効 | 他の法律に定めがある場合を除き 5年 | | 5年ないし 10 年(ただし、債権種類により時効期間が異なる (改正民法第 166 条から第 169 条参照)) |
| 時効の援用 | 不要 | | 必要 |
| 滞納処分 | 法律に基づき可 | 支払督促や訴えの提起等を通じて強制執行 | |
| 財産調査権 | 財産調査に関する法律上の権限が与えられている | 法律による財産調査の権限が与えられていない(任意調査) | |

(強制徴収公債権と非強制徴収公債権)

公債権とは、地方自治法第 231 条の3第1項に規定される分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入をいう。

強制徴収公債権とは、個別の法令の根拠規定に基づき、滞納債権について地方税法の例によ

る「滞納処分」を行える債権をいう。一般的に、債務者が決められた期限までに支払いをしない場合、債権者が金銭を受け取る権利を行使するため、裁判所に訴え、権利を認めもらった上で、債務者の財産を差し押えて金銭に換える手続きを取る必要があるが、自治体は、公共団体であるという性格から、自治体自ら強制的に金銭を受け取ることができる権限を認められている。これを強制徴収権(自力執行力)といい、強制徴収権を認められた債権を強制執行債権という。一方で、強制徴収権が認められていない債権を非強制執行債権という。

(時効)

時効に関して、債権区分によって下記のとおり、異なる規程が設けられている。

(1)時効期間

公債権は、自治体が有する金銭債権及び自治体に対する金銭債権は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除き、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する(地方自治法第 236 条第1項)。

一方で、私債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、又は②権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき、時効によって消滅する(民法 166 条)。

(2)時効の完成と援用

時効の完成とは、時効期間を経過することをいう。ただし、私債権については、時効期間を経過するだけでは債権が消滅せず、時効の援用が必要となる。これに伴い、公債権と私債権では、下記のとおり、時効の完成の取扱いが異なる。

①公債権

時効の完成により債権は消滅する(地方自治法第 236 条第2項)。

②私債権

時効の完成だけでは債権は消滅しないため、時効の援用が必要となる。時効の援用とは、時効期間経過後、債務者が時効の利益を受けるため、時効の成立を主張することをいい、私債権の場合、この時効の援用がなければ債権は消滅しない(民法第 145 条)。

(債権放棄と不納欠損処理)

債権管理において、回収の見込みのない債務者に対して規定に基づき督促を行う等の債権管理を継続することは、不要な事務作業を膨大させ、債権管理事務の非効率化を招く要因となる。また、実際には回収が見込まれない、価値のない多額の債権を帳簿上計上しておくことは、過大な資産計上となり、正確な財政状態を把握することが困難となる。

このような場合、回収見込みのない債権を放棄することで、管理対象を減らし、債権管理を効率化することが必要となる。ただし、債権放棄は地方公共団体の財産を消滅させることになるため、

厳正かつ公正に行う必要がある。

債権放棄に関して、地方自治法第 96 条第 10 号によれば、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄する」ためには、議会の議決を経なければならないとされている。このため、時効により自動的に債権が消滅することがない私債権については、時効の援用がなければ、議会の議決を経るか、別に債権管理等に関する条例を定めない限り、債権放棄ができないこととなる。

不納欠損とは、すでに調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いをいう。債権の法律上の存在と財務会計上の存在は一致させる必要があるため、債権管理を行う対象から除くには、法律上の債権を消滅させた上で、不納欠損処理を行う必要がある。

市における不納欠損処理に関しては、以下の不納欠損処分に関する定めをおいている。

「山形市財務規則」より抜粋

(不納欠損処分)

第 57 条 市長は、歳入について滞納処分の執行停止の処分をしたときから3年を経過して当該歳入の納付義務が消滅したとき、又は時効完成したとき等の理由により不納欠損処分をしたときは、会計管理者に通知するものとする。

前述のとおり、時効により債権を消滅させるためには、公債権の場合には、地方自治法第 236 条第 2 項の規定により債務者の時効の援用は要しないが、私債権の場合には、民法第 145 条により時効の援用が必要である。

市では住宅使用料や給食負担金は、私債権として分類しており、給食負担金に関しては時効の援用が適用されるケースがなく、不納欠損処理は行われていない。

しかし、最終の入金から相当期間経過したものや、債務者の置かれた状況に照らし回収が著しく困難となった債権については、管理及び回収に関するコストが回収の期待を上回ると判断される場合がある。

このような債権については、債権放棄に関する規程化を行い、債権放棄の事実をもって、不納欠損処理を行うことを検討されたい。【意見】

第2 市の債権管理について

(収入未済額の発生状況)

令和元年度において収入未済額が発生した債権に関して、過去3年間の収入未済額の推移は下表のとおりである。

| 債権名 | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------------|-------|-------------|-------------|-------------|
| 個人市民税 | 件数 | 22,032 | 18,566 | 20,619 |
| | 金額(円) | 440,583,014 | 423,410,554 | 425,945,347 |
| 法人市民税 | 件数 | 543 | 522 | 528 |
| | 金額(円) | 33,404,859 | 32,221,305 | 29,534,575 |
| 固定資産税 | 件数 | 22,415 | 15,148 | 20,601 |
| | 金額(円) | 656,763,805 | 612,134,455 | 595,931,719 |
| 軽自動車税 | 件数 | 3,382 | 3,400 | 3,404 |
| | 金額(円) | 20,697,087 | 22,370,354 | 24,233,257 |
| 入湯税 | 件数 | 93 | 98 | 102 |
| | 金額(円) | 2,907,725 | 2,899,625 | 2,103,850 |
| 都市計画税 | 件数 | 21,895 | 14,667 | 20,159 |
| | 金額(円) | 129,227,382 | 121,299,162 | 118,175,841 |
| 土地建物貸付収入 | 件数 | 1 | 1 | 1 |
| | 金額(円) | 9,310 | 9,310 | 9,310 |
| 養護老人ホーム入所者負担金 | 件数 | 14 | 26 | 28 |
| | 金額(円) | 670,500 | 1,161,790 | 1,424,990 |
| 特別養護老人ホーム入所者負担金 | 件数 | 6 | 6 | 6 |
| | 金額(円) | 171,000 | 171,000 | 171,000 |
| 市立保育所保育料負担金 | 件数 | 415 | 99 | 36 |
| | 金額(円) | 5,709,850 | 1,513,850 | 528,400 |
| 民間立保育所保育料負担金 | 件数 | 2,031 | 2,126 | 1,381 |
| | 金額(円) | 31,825,450 | 23,561,500 | 21,919,760 |
| 市立保育所保育料 | 件数 | 319 | 624 | 411 |
| | 金額(円) | 3,458,000 | 3,896,550 | 4,328,810 |
| 社会福祉手数料 | 件数 | 2 | 2 | 2 |
| | 金額(円) | 140 | 140 | 140 |
| 道路占用料 | 件数 | 112 | 120 | 136 |
| | 金額(円) | 338,280 | 279,790 | 304,110 |

| 債権名 | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------------|-------|-------------|-------------|-------------|
| 法定外公共物占用料 | 件数 | 88 | 31 | 35 |
| | 金額(円) | 89,060 | 30,040 | 29,540 |
| 市営住宅使用料 | 件数 | — | — | — |
| | 金額(円) | 175,300,394 | 177,177,499 | 182,645,568 |
| 企画使用料 | 件数 | 0 | 0 | 1 |
| | 金額(円) | 0 | 0 | 6,000 |
| 市営住宅畳補修負担金 | 件数 | 164 | 182 | 181 |
| | 金額(円) | 1,321,482 | 1,301,615 | 1,319,390 |
| 生活保護費返還金 | 件数 | 253 | 305 | 354 |
| | 金額(円) | 83,311,789 | 90,238,889 | 99,291,219 |
| 臨時的雑入(不正請求に係る返還金) | 件数 | 3 | 3 | 3 |
| | 金額(円) | 28,822,872 | 28,822,872 | 28,822,872 |
| 臨時的雑入(特別障がい者手当返納金) | 件数 | 0 | 0 | 5 |
| | 金額(円) | 0 | 0 | 50,000 |
| 臨時的雑入(賃金戻入未納分) | 件数 | 1 | 1 | 1 |
| | 金額(円) | 834 | 834 | 834 |
| 私用電気料 | 件数 | 2 | 2 | 1 |
| | 金額(円) | 1,545 | 1,545 | 1,545 |
| 私用水道料 | 件数 | 1 | 1 | 1 |
| | 金額(円) | 2,501 | 2,501 | 2,501 |
| 重度心身障がい(児)者高額医療費返納金 | 件数 | 2 | 2 | 1 |
| | 金額(円) | 261,111 | 213,804 | 21,000 |
| 親子健やか高額医療費返納金 | 件数 | 1 | 5 | 3 |
| | 金額(円) | 13,278 | 394,006 | 255,278 |
| こども高額医療費返納金 | 件数 | 6 | 4 | 2 |
| | 金額(円) | 296,146 | 185,101 | 124,102 |
| 子ども手当返納金 | 件数 | 1 | 1 | 1 |
| | 金額(円) | 25,000 | 25,000 | 25,000 |
| 児童手当返納金 | 件数 | 13 | 18 | 19 |
| | 金額(円) | 785,000 | 1,190,000 | 1,235,000 |
| 児童扶養手当返納金 | 件数 | 11 | 11 | 11 |
| | 金額(円) | 4,294,820 | 3,757,310 | 3,173,990 |
| 遺児教育手当返納金 | 件数 | 4 | 5 | 5 |
| | 金額(円) | 140,000 | 155,000 | 155,000 |

| 債権名 | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|-------|---------------|---------------|---------------|
| 子育て臨時特例給付金 返納金 | 件数 | 1 | 1 | 1 |
| | 金額(円) | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 福祉医療給付金返納金 | 件数 | 1 | 2 | 5 |
| | 金額(円) | 24,663 | 40,905 | 58,931 |
| 学校給食費負担金 | 件数 | 71 | 91 | 93 |
| | 金額(円) | 4,232,514 | 4,534,800 | 5,934,335 |
| 市営住宅契約解除後の 損害金 | 件数 | 48 | 51 | 54 |
| | 金額(円) | 18,959,246 | 21,178,755 | 23,464,174 |
| 市営住宅駐車場使用料 | 件数 | 1 | 1 | 1 |
| | 金額(円) | 48,900 | 48,900 | 48,900 |
| 前払金余剰額返還利息 | 件数 | 1 | 1 | 1 |
| | 金額(円) | 53,150 | 53,150 | 53,150 |
| 庁舎共益費 | 件数 | 0 | 0 | 1 |
| | 金額(円) | 0 | 0 | 33,630 |
| 国民健康保険税 一般 | 件数 | 67,125 | 63,266 | 61,299 |
| | 金額(円) | 1,574,077,898 | 1,485,264,309 | 1,451,803,524 |
| 国民健康保険税 退職 | 件数 | 1,573 | 1,127 | 663 |
| | 金額(円) | 36,965,839 | 26,505,122 | 15,712,355 |
| 返納金 | 件数 | 195 | 139 | 219 |
| | 金額(円) | 4,465,051 | 3,124,194 | 3,857,513 |
| 後期高齢者医療保険料 | 件数 | 2,383 | 2,604 | 2,409 |
| | 金額(円) | 27,541,990 | 29,636,850 | 28,844,640 |
| 介護保険料 | 件数 | 11,868 | 10,686 | 9,206 |
| | 金額(円) | 89,621,820 | 84,117,520 | 73,739,760 |
| 施設使用料 | 件数 | 4 | 4 | 4 |
| | 金額(円) | 968,911 | 1,165,339 | 1,376,350 |
| 雑入 | 件数 | 6 | 6 | 5 |
| | 金額(円) | 564,115 | 680,197 | 776,564 |
| 農業集落排水処理施設 使用料 | 件数 | 28 | 44 | 36 |
| | 金額(円) | 2,370,106 | 2,578,612 | 2,990,857 |
| 合計 | 件数 | 157,115 | 301,999 | 142,033 |
| | 金額(円) | 3,380,336,437 | 3,207,364,054 | 3,150,474,631 |

上表のとおり、収入未済額は減少傾向にあるものの、国民健康保険税で 14 億円、固定資産税

で5億円、個人市民税で4億円等、高額な滞納が発生している債権が確認される。

また、収入済み額を調定額で割って算定した回収率の推移は下表のとおりである。

| 債権名 | 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------------|----|--------|--------|--------|
| 個人市民税 | 件数 | 95.6% | 96.6% | 96.6% |
| | 金額 | 96.4% | 96.8% | 96.8% |
| 法人市民税 | 件数 | 97.4% | 97.9% | 98.0% |
| | 金額 | 98.8% | 99.0% | 99.0% |
| 固定資産税 | 件数 | 94.8% | 95.5% | 95.6% |
| | 金額 | 94.7% | 95.6% | 95.9% |
| 軽自動車税 | 件数 | 96.0% | 96.2% | 96.2% |
| | 金額 | 96.2% | 96.2% | 96.0% |
| 入湯税 | 件数 | 83.6% | 83.6% | 82.5% |
| | 金額 | 89.2% | 94.4% | 96.0% |
| 都市計画税 | 件数 | 94.8% | 95.4% | 95.5% |
| | 金額 | 94.1% | 95.0% | 95.3% |
| 土地建物貸付収入 | 件数 | 98.5% | 98.5% | 98.4% |
| | 金額 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 養護老人ホーム入所者負担金 | 件数 | 98.9% | 98.0% | 97.9% |
| | 金額 | 98.7% | 98.0% | 97.6% |
| 特別養護老人ホーム入所者負担金 | 件数 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 金額 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 市立保育所保育料負担金 | 件数 | 11.9% | 8.4% | 18.2% |
| | 金額 | 4.8% | 2.8% | 4.9% |
| 民間立保育所保育料負担金 | 件数 | 95.0% | 94.1% | 94.3% |
| | 金額 | 96.2% | 95.6% | 95.8% |
| 市立保育所保育料 | 件数 | 96.2% | 96.1% | 93.9% |
| | 金額 | 98.0% | 97.7% | 96.5% |
| 社会福祉手数料 | 件数 | 71.4% | 0.0% | 0.0% |
| | 金額 | 71.4% | 0.0% | 0.0% |
| 道路占用料 | 件数 | 87.4% | 85.9% | 84.1% |
| | 金額 | 99.5% | 99.6% | 99.6% |
| 法定外公共物占用料 | 件数 | 86.5% | 95.2% | 94.7% |
| | 金額 | 91.1% | 96.4% | 97.3% |
| 市営住宅使用料 | 件数 | - | - | - |
| | 金額 | 72.3% | 71.4% | 70.2% |

| 債権名 | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------------|----|----------|----------|--------|
| 企画使用料 | 件数 | 100.0% | 100.0% | 80.0% |
| | 金額 | 100.0% | 100.0% | 81.2% |
| 市営住宅畳補修負担金 | 件数 | 48.3% | 50.7% | 46.4% |
| | 金額 | 78.8% | 81.9% | 81.6% |
| 生活保護費返還金 | 件数 | 54.2% | 47.3% | 44.3% |
| | 金額 | 41.9% | 30.3% | 26.4% |
| 臨時的雑入(不正請求に係る返還金) | 件数 | 71.4% | 0.0% | 0.0% |
| | 金額 | 52.5% | 0.0% | 0.0% |
| 臨時的雑入(特別障がい者手当返納金) | 件数 | - | - | 28.6% |
| | 金額 | - | - | 28.6% |
| 臨時的雑入(賃金戻入未納分) | 件数 | 98.5% | 97.2% | 97.3% |
| | 金額 | 100.0% | 100.0% | 99.9% |
| 私用電気料 | 件数 | 92.3% | 92.3% | 96.0% |
| | 金額 | 97.1% | 97.2% | 96.1% |
| 私用水道料 | 件数 | 87.5% | 85.7% | 85.7% |
| | 金額 | 3.2% | 3.1% | 3.8% |
| 重度心身障がい(児)者高額医療費返納金 | 件数 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | 金額 | 99.8% | 99.9% | 100.0% |
| 親子健やか高額医療費返納金 | 件数 | 99.4% | 97.2% | 97.7% |
| | 金額 | 99.9% | 97.2% | 97.7% |
| こども高額医療費返納金 | 件数 | 98.9% | 99.3% | 99.6% |
| | 金額 | 99.5% | 99.7% | 99.7% |
| 子ども手当返納金 | 件数 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 金額 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 児童手当返納金 | 件数 | 27.8% | 10.0% | 0.0% |
| | 金額 | 19.9% | 6.3% | 0.0% |
| 児童扶養手当返納金 | 件数 | 21.4% | 15.4% | 0.0% |
| | 金額 | 51.8% | 44.9% | 14.9% |
| 遺児教育手当返納金 | 件数 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 金額 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 子育て臨時特例給付金返納金 | 件数 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 金額 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 福祉医療給付金返納金 | 件数 | 75.0% | 33.3% | 44.4% |
| | 金額 | 49.9% | 15.6% | 23.5% |

| 債権名 | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|----|----------|----------|-------|
| 学校給食費負担金 | 件数 | 92.1% | 90.2% | 89.7% |
| | 金額 | 99.6% | 99.5% | 99.3% |
| 市営住宅契約解除後の 損害金 | 件数 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 金額 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 市営住宅駐車場使用料 | 件数 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 金額 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 前払金余剰額返還利息 | 件数 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 金額 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 庁舎共益費 | 件数 | 100.0% | 100.0% | 98.7% |
| | 金額 | 100.0% | 100.0% | 99.6% |
| 国民健康保険税 一般 | 件数 | 78.6% | 81.0% | 80.7% |
| | 金額 | 72.6% | 75.3% | 75.2% |
| 国民健康保険税 退職 | 件数 | 68.6% | 60.4% | 36.1% |
| | 金額 | 63.4% | 56.5% | 34.1% |
| 返納金 | 件数 | 53.2% | 51.7% | 61.7% |
| | 金額 | 41.6% | 51.9% | 59.6% |
| 後期高齢者医療保険料 | 件数 | 99.1% | 99.1% | 99.1% |
| | 金額 | 98.9% | 98.9% | 98.9% |
| 介護保険料 | 件数 | 97.0% | 97.3% | 97.9% |
| | 金額 | 97.5% | 97.8% | 98.0% |
| 施設使用料 | 件数 | - | - | - |
| | 金額 | 98.9% | 98.7% | 98.5% |
| 雑入 | 件数 | - | - | - |
| | 金額 | 98.9% | 98.6% | 98.4% |
| 農業集落排水処理施設 使用料 | 件数 | 98.0% | 96.8% | 97.4% |
| | 金額 | 94.2% | 94.3% | 93.5% |
| 合計 | 件数 | 93.6% | 94.5% | 94.6% |
| | 金額 | 92.6% | 93.5% | 93.6% |

上表のとおり、国民健康保険税を除く各市税項目（個人市民税等）では、金額ベースの回収率は 95%を超える水準であり、市がコンビニエンスストア納付を行う等、回収率向上に努めている結果と考える。

一方で、他市町村で導入が進んでいるクレジットカード納付については、未導入の状況である。この点に関しては、市の HP において、クレジットカード納付に関する市民からの意見に対して、下

記のような回答を行っている。

| 税金のクレジットカード払いについて(質問日 2016/06/25) | |
|-----------------------------------|---|
| 質問 | <p>全国的な流れから見ても、高額な税金(固定資産税・市県民税)の支払いは、山形市もクレジットカード払いを導入していただけると助かります。わざわざコンビニや銀行を探して出かける手間と時間が省けて、WEB やスマートフォンなどを利用して手続きができるので、忙しい方には大変便利な支払い方法だと思います。</p> <p>隣市の上山市はほとんどの税金支払いがクレジットカード払いに対応しているのに、山形市がまだ対応されていないのは正直驚きで、できるだけ前向きに早期対応をお願いしたいと思い、ご提案させていただきます。</p> |
| 回答 | <p>市税のクレジットカード払いについては、全国的に増えてきており、以前から山形市においても検討を行ってまいりました。</p> <p>現時点で山形市がクレジットカード払いを実施するためには、電算システムの改修等の初期費用が高額になること、また、納税者の負担(手数料)が発生することからあまり利用者が見込めない等の問題があり実施しておりません。</p> <p>上山市では今年度からクレジットカード払いを実施しましたが、更新した電算システムがクレジットカード払いに対応しているシステムだったため、新たな費用を必要としなかったことから実施したと伺っております。</p> <p>今後、先進自治体の利用状況や本市の電算システムの更新に合わせた検討を行い、初期費用等の削減方法を探りながら、費用対効果について慎重に検討したうえで実施してまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> |

上記回答が 2016 年(平成 28 年)に行われており、回答から約4年が経過しているが、いまだにクレジットカード納付は導入されていない。クレジットカード納付を導入した他市町村の導入効果も見極めた上での判断になると考えるが、個人市民税の令和元年度の調定額が 140 億円であることを考えると、回収率が 1%でも改善すれば、個人市民税だけでも 1.4 億円の増収につながるため、回収率が上昇する施策は積極的に検討されたい。【意見】

なお、税以外の回収率向上の取組みに関しては、各論にて記載している。

(市の滞納整理に関する規程等について)

市では、山形市財務規則(昭和 45 年 3 月 31 日規則第 8 号)第9章「債権」において、債権管理に関する規程を定めている。なお、市では、債権管理に関して規定している条例は制定されていない。

山形市財務規則(昭和 45 年 3 月 31 日規則第 8 号)より抜粋

第9章 債権

(督促)

第 134 条 各課等の長は、令第 171 条に規定する債権について、債務者が履行期限までに履行しない場合は、当該期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状には、その督促状を発する日から起算して、10 日以内の期限を指定しなければならない。

3 各課等の長は、第1項の規定により督促をした債権については、債権管理簿を作成し、督促の状況を記載しておかなければならない。

(債権の履行等)

第 135 条 各課等の長は、令第 171 条から第 171 条の7までに規定する措置(以下「債権の履行措置等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ財政課長を経て財政部長と協議のうえ、市長の決裁を受けなければならない。

2 各課等の長は、前項の規定により債権の履行措置等を行ったときは、債権管理簿にその内容を記載しておくとともに、会計管理者に対しこの旨を通知しなければならない。

上記規程を踏まえ、市では行革推進課(現:行政経営課)において、「山形市滞納整理マニュアル」を作成している。

「山形市滞納整理マニュアル」より抜粋

はじめに

山形市は、平成 13 年 6 月に策定した山形市第二次行財政改革実施計画において「収入未済金の整理」を改革事項の一つに掲げ、「税及び各種受益者負担金等について、負担の義務と公平性を徹底するため、収入未済金の整理に積極的に取り組む」とし、関係各課が主体となって検討・実施しています。

これに加えて、市全体の総合的な対策として、全庁的な基準の適正化を図り、収入未済金の整理に対する取り組みを今後一層強化していくため、『滞納整理マニュアル』を策定しました。収入未済金を担当する職員は、日頃から滞納者の個々の実情を把握し、関係法令や行政事例の研鑽に務めるとともに、この『滞納整理マニュアル』を大いに活用してください。

なお、『滞納整理マニュアル』はわかりやすく簡易にまとめたものです。詳細については財政部納税課作成の『収納事務処理要綱』に記載されていますので、併せて使用してください。また、国民健康保険中央会発行の『国保保険料(税)滞納整理マニュアル』も参考にしています。

目次

I 滞納整理の効果的な実施に向けて

1 台帳の整備

2 年間計画の策定

3 強制徴収(調査・差押等)根拠の把握

Ⅱ 滞納整理の効果的な手法

- 1 督促状
- 2 文書催告
- 3 電話催告
- 4 訪問催告
- 5 財産調査
- 6 滞納処分
- 7 滞納処分の執行停止
- 8 支払督促

Ⅲ 滞納整理・処分事務フロー図

山形市滞納整理マニュアルによれば、より詳細な内容については、納税課が作成した「収納事務処理要綱(平成 12 年 4 月)」を参照することとされている。

滞納整理に関する各規程、マニュアル等の改定状況に関して、行政経営課担当者へのヒアリングの結果、山形市滞納整理マニュアルは当時作成したものから改定は行われていないとのことである。また、納税課担当者へのヒアリングの結果、収納事務処理要綱は作成した平成 12 年のものから改定は行われておらず、現行の事務手続きや資料等と相違点があるが、担当者間の引継ぎ等により補足しながら、現在でも使用している、とのことである。

この点に関して、納税課以外の収入未済が発生している部署の担当者へヒアリングした結果、部署によっては山形市滞納整理マニュアルの存在を把握しておらず、市において滞納整理に関するマニュアル等はない、と認識している担当者も散見された。

以上より、市の滞納整理をさらに推し進めるため、現行の事務手続きを反映するように、山形市滞納整理マニュアル及び収納事務処理要綱を改定し、改めて全庁的にそれぞれの規程を債権管理部署へ周知するように検討されたい。【意見】

(督促手数料の徴収について)

市では、滞納債権に関して、山形市督促手数料条例(昭和 25 年 8 月 28 日条例第 18 号)に基づき、督促状 1 通につき 70 円の督促手数料を徴収している。

「山形市督促手数料条例」より抜粋

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 231 条の 3 第 1 項によって督促するときは、督促状を発する。

第 2 条 督促状を発した場合においては、法第 231 条の 3 第 2 項の規定により、督促状 1 通につき金 70 円の手数料を徴収する。

第 3 条 督促手数料は、滞納金と同時にこれを徴収する。

「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)」より抜粋

(督促、滞納処分等)

第 231 条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

監査対象の債権に関して、債権を管理している所管課に対して、督促手数料の徴収の有無を確認した結果、下表のとおりのお返事があった。

| 課名 | 対象債権(事業名) | 債権の種類 | 督促手数料 |
|----------|-------------------|----------|-------|
| 収納管理課 | 個人市民税 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 収納管理課 | 法人市民税 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 収納管理課 | 固定資産税 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 収納管理課 | 軽自動車税 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 収納管理課 | 入湯税 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 収納管理課 | 都市計画税 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 生活福祉課 | 生活保護費返還金 | 強制徴収公債権 | × |
| 長寿支援課 | 養護老人ホーム入所者負担金 | 非強制徴収公債権 | × |
| 障がい福祉課 | 臨時的雑入(不正請求に係る返還金) | 強制徴収公債権 | ○ |
| 保育育成課 | 民間立保育所保育料負担金 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 保育育成課 | 市立保育所保育料 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 家庭支援課 | 児童手当返納金 | 非強制徴収公債権 | × |
| 家庭支援課 | 児童扶養手当返納金 | 非強制徴収公債権 | × |
| 管理住宅課 | 市営住宅使用料 | 私債権 | × |
| 管理住宅課 | 市営住宅畳補修負担金 | 私債権 | × |
| 管理住宅課 | 市営住宅契約解除後の損害金 | 私債権 | × |
| 学校給食センター | 学校給食費負担金 | 私債権 | × |
| 国民健康保険課 | 国民健康保険税 一般 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 国民健康保険課 | 国民健康保険税 退職 | 強制徴収公債権 | ○ |

| 課名 | 対象債権(事業名) | 債権の種類 | 督促手数料 |
|-------------|---------------|----------|-------|
| 国民健康保険課 | 返納金 | 私債権 | × |
| 国民健康保険課 | 後期高齢者医療保険料 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 介護保険課 | 介護保険料 | 強制徴収公債権 | ○ |
| 地方卸売市場管理事務所 | 施設使用料 | 非強制徴収公債権 | ○ |
| 農村整備課 | 農業集落排水処理施設使用料 | 非強制徴収公債権 | ○ |

市では、山形市督促手数料条例に基づき公債権に関しては督促手数料を徴収しなければならないが、養護老人ホーム入所者負担金、生活保護費返還金、児童手当返納金及び児童扶養手当返納金について、督促手数料を徴収していない。

以上より、条例に基づき、督促手数料を徴収する必要がある。なお、所管課へのヒアリングの際、債権の性質上、督促手数料を徴収することになじまない、との回答があったが、債権の性質に合わせて取り扱いを変える必要がある場合、条例の改正等の要否も合わせて検討すべきである。【指摘事項】

第3 債権管理体制の一元化について

市では、基本的に債権管理業務を各課で行っているが、市税関係に関しては納税課及び収納管理課で連携しながら滞納整理業務を行っている。市税関係の事務フローは下記のとおりである。

(収納事務)

「収入事務のフロー」より抜粋

1. 収納

- ① 賦課が決定すると、担当課から納税通知書(兼領収書)が納税義務者へ送付されます。
- ② 納税義務者は、金融機関窓口若しくはコンビニから又は金融機関の口座振替により、市税等を納付します。

※ コンビニから納付できる市税

個人市民税(普通徴収)、固定資産税(都市計画税を含む)、軽自動車税、国民健康保険税

・ 金融機関窓口で納付された市税等は、指定金融機関である山形銀行に集約されて山形市会計管理者口座に入金されます。同時に、OCR原符及び集計票等が収納管理課に届きます。

・ コンビニで納付された市税等は、事務委託先である地銀ネットワークサービスに集約されて山形市に入金され、その電子データが収納管理課に届きます。

・ 口座振替により納付された市税等は、各金融機関から山形市に入金され、振替結果の電子データが収納管理課に届きます。

③ 収納管理課では、指定金融機関から届いた市税等について毎日、口座振替及び地銀ネットワークから届いた市税等については随時、消込み作業(調定額に対して納付された金額の突合)を行い、収入金を確定します。(日計処理)

④ 月末の最終日計処理後、税目別に1ヶ月分の集計作業を行い、月の収入金を確定します。(月計処理)

2. 還付

納付後の調定額更正による過納金又は二重納付などの誤納金が発生した場合には、還付処理を行います。

(1) 還付方法

還付通知書を当該納税者あて送付し、口座振込または市役所窓口での受領のいずれかの方法によります。

(2) 充当

過誤納金が発生した時に滞納税がある場合は、過誤納金を当該滞納税に充当し、その旨を納税義務者に通知します。

3. 市税収入実績調べの作成

毎月の月計処理後、調定額、収入済額、収入未済額、収入率及び前年同期収入率との比較を集計表(「〇〇年度市税△月末収入実績調べ」)にまとめます。

4. 決算処理

- ① 3月分の月計処理後に、滞納繰越分(旧年度分)の年度集計である決算処理を行います。
- ② 5月分の月計処理後に、現年度分の決算処理を行います。
- ③ 予算現額、最終調定額、収入済額、不納欠損額、還付未済額、翌年度繰越調定額及び収入率等について、市税決算表にまとめます。

5. 不納欠損

決算処理とあわせて次の案件を抽出し、不納欠損処分とします。

- ① 滞納処分の執行停止後3年経過により納付義務が消滅したもの(地方税法第 15 条の 7 第 4 項)
- ② 滞納処分の執行停止とあわせて、直ちに納付義務を消滅させたもの(地方税法第 15 条の 7 第 5 項)
- ③ 5年の時効期限を経過し消滅時効となったもの(地方税法 18 条第 1 項)

※ 毎月の月計処理及び決算処理においては、調定及び収入実績等について、収納管理システム(COKAS-X)と財務会計システムの値を突合して誤りがないか確認します。

(滞納整理事務)

「収納事務処理要綱」に基づき監査人にて作成

1. 督促事務

納入者が納期限までに納入すべき金額を完納しない場合は、納期限後 20 日以内に督促状を作成し、納入者に発しなければならない。当市では、毎月 19 日頃督促状を作成し、納入者に送付する。

具体的な処理手順としては、電算月間処理予定表に基づき電算システムからメールシーラー方式の督促状を出力し、督促止めの入力未済分や充当予定分を抜いた後、納税者に送付する。督促手数料は、督促状を発した納税者から督促状 1 通につき、70 円を徴収している。

2. 納税催告事務

催告は、納税者の納税意識を喚起し、その本来の目的である早期自主納税または早期納税

相談が行われるよう配慮されたものでなければならない。催告の発付実績(発付日、指定日、催告書の種類等)および納税相談等の調査事跡は、そのつど滞納整理経過票に確実に記載し、事後の処理に備える。

催告の方法としては、文書催告、電話催告、臨戸催告及び来庁者への折衝等により行っている。当市では、まず、文書による催告書(青催)を送付した後に、担当者の判断により、電話催告、臨戸催告及び来庁者への折衝等を行っている。催告書(青催)を送付しても、なお納税されない場合は、「財産調査の予告」、「最終催告書」、「差押えの予告」、「差押事前通知書」といった流れで、段階的な催告手順を踏みながら、可能な限り、納税者が自主的に納税するように促している。

3. 財産調査事務

滞納整理のための実態調査には、準備調査、関係先調査、実地調査等があるが、少額の滞納者等、事務能率向上を図るため必ずしもこの順序によることなく、必要に応じておおむね次の調査をすることによって滞納者の実態を的確に把握し、滞納整理事務の適切な処理を図る。

①準備調査

滞納整理を能率的に行うためあらかじめ課税台帳等、庁内の公簿等の調査を行う。

②関係先調査

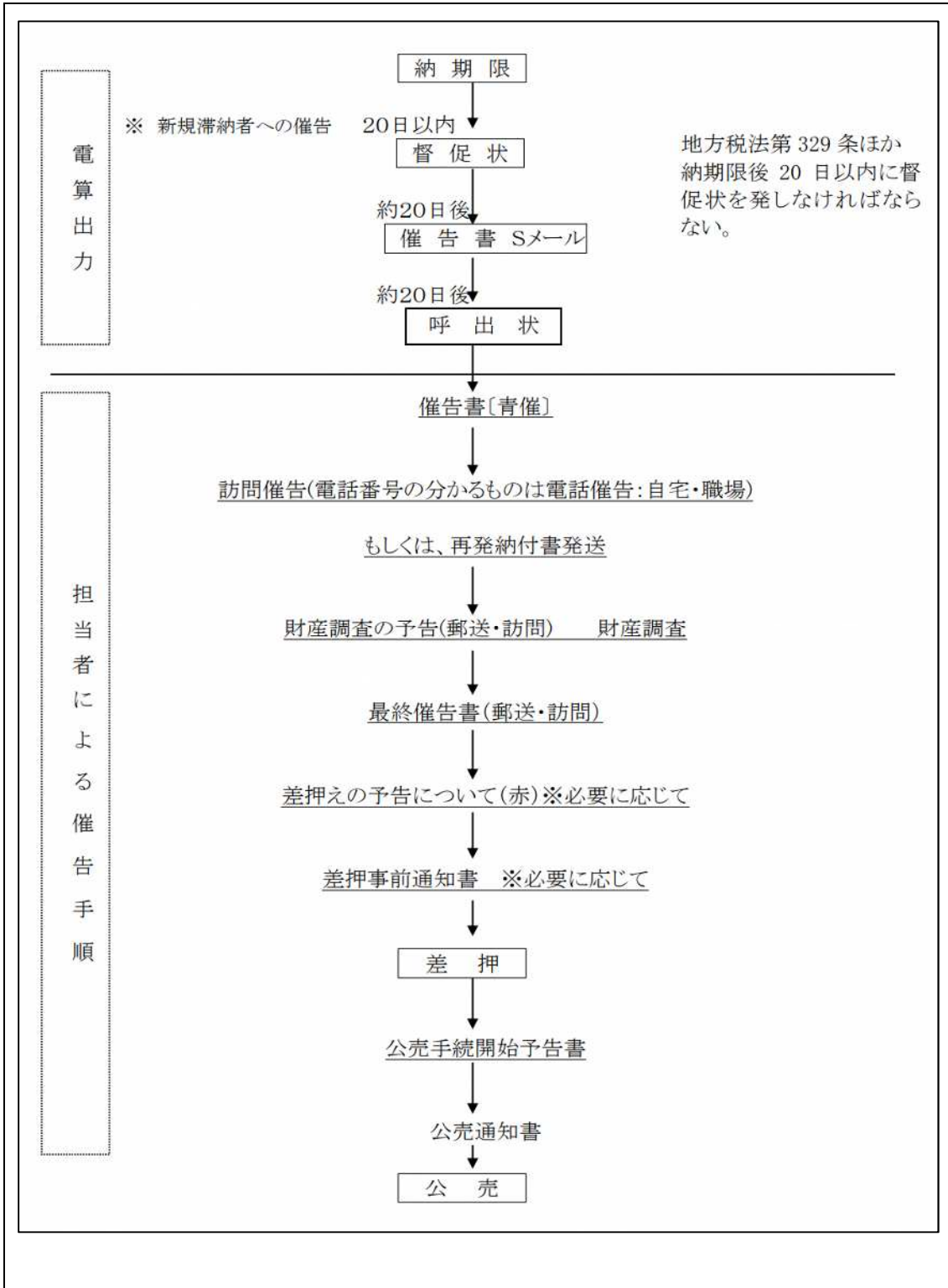
準備調査の補充、確認、実地調査の結果の確認、および財産調査のため必要に応じて、官公署庁の調査、金融機関(銀行等)の調査、取引先の調査、勤務先の調査、近隣の調査、その他の調査等の関係先の調査を行う。

③実地調査

準備調査の段階で把握した結果および滞納者の申立て事項の裏付け、滞納者の現況、財産状況等について直接臨戸して実地調査する。

4. 滞納処分に関する事務

市税を滞納した場合において、徴税吏員自らの、いわゆる自力執行権によって滞納者(債務者)の財産を差押え、これを換価(公売)し、その代金を租税等に充当して租税債権等を満足させる一連の強制徴収手続きをいう。



上記事務手続きについては、収納事務は主に収納管理課が行っているが、滞納整理事務は納税課と収納管理課で役割を分担しながら実施している。

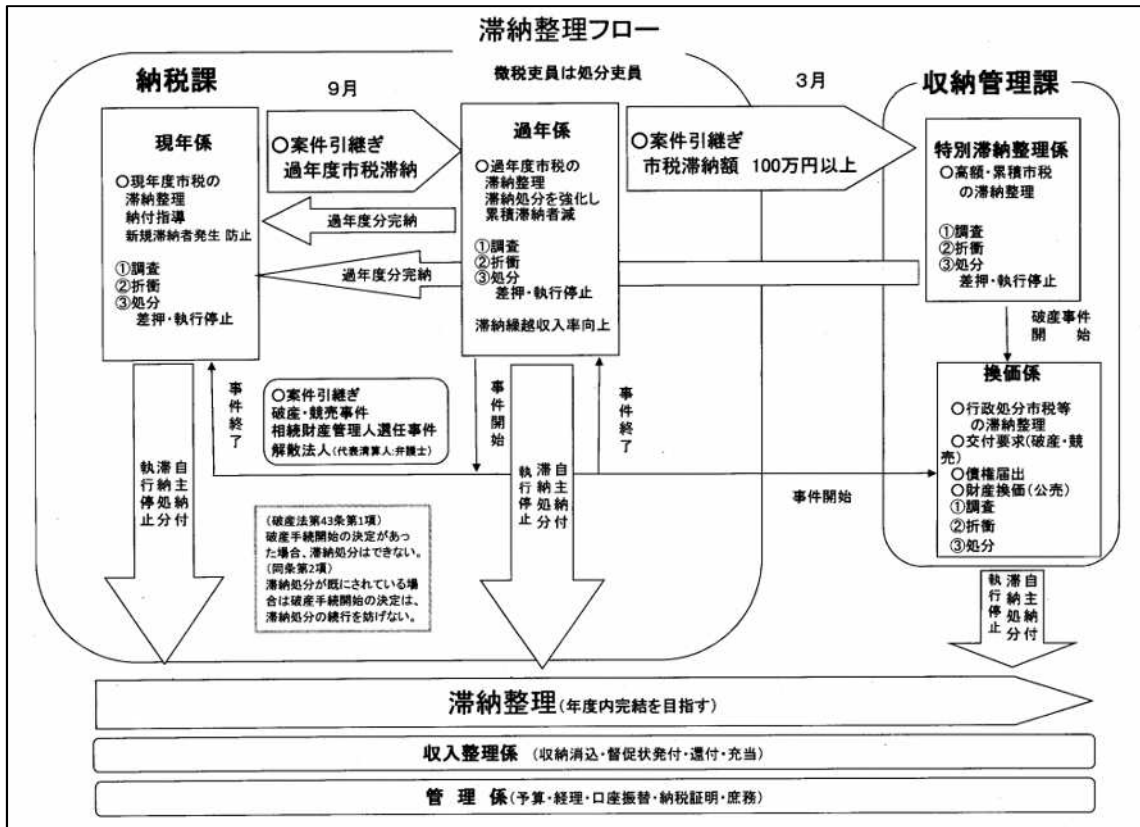
「山形市行政組織規則」より抜粋

| 課室係 | 分掌事務 |
|---|--|
| 収納管理課 管理係 収入整理係 特別滞納整理係 換価係 | (1) 口座振替の推進 (2) 所管に係る税の証明書等の作成 (3) 税及び税外収入金の消込 (4) 税の還付及び充当 (5) 高額及び徴収困難な滞納者に係る税の徴収及び滞納整理 (6) 交付要求及び参加差押 (7) 差押財産の換価及び配当 (8) 所管に係る税の審査請求 (9) 納税思想の普及高揚 |
| 納税課 現年第一係 現年第二係 現年第三係 過年第一係 過年第二係 過年第三係 | (1) 税の徴収及び滞納整理 (2) 交付要求及び参加差押 (3) 差押財産の換価及び配当 (4) 所管に係る税の審査請求 |

滞納整理事務は、基本的に上記の山形市行政組織規則に規定されている職務分掌に基づき、各部署で同様の事務手続きが行われているが、現年課税分の滞納に関しては、納税課現年係（第一係から第二係）の職員が、滞納整理事務、納付指導、新規滞納者発生の防止に努め、可能な限り、滞納が発生しないように、納税者に対して現年のうちに納付を促すように事務を行っている。なお、各係員は市内の地域が割り当てられ、税目に限らず、担当する地域の滞納者に対して滞納整理事務を行うこととなる。

現年度中に納付が完了せず、滞納となった納税者に関しては、翌年度の9月に納税課過年係（第一係から第三係）の職員に担当が引き継がれ、引き続き、滞納整理事務を行っている。また、滞納税が高額及び徴収困難な滞納者に関しては、より積極的に納税を促す必要があるため、収納管理課特別滞納整理係に引き継がれることとなる。

上記の滞納整理事務に関する納税課と収納管理課の滞納整理事務の分担の事務フロー図は下図のとおりである。



上記は市税関連の滞納整理をまとめたものである。市税関連以外の債権に関しては、債権を所管する担当課で滞納整理事務を行っている。各債権の滞納整理事務については、後述する各論にて記載しているが、滞納整理事務の手続き、手順は市税関連で行っている事務手続きが徹底されていない部署が確認されている。また、同一の滞納者が複数の債権に関して滞納している場合があるが、納税課及び収納管理課とそれ以外の部署では情報共有は行われておらず、それぞれの部署で滞納整理事務を行う等、事務処理事務の非効率につながっている。

監査人としては、市税に関して、納税課及び収納管理課の職員の尽力により、高い回収率につながっているものと考えているが、市全体として、同一の滞納者に係る複数の滞納債権を一体で管理できるように、納税課もしくは収納管理課が一元的に滞納債権を管理する、もしくは滞納者情報を庁内で共有できるような体制を整え、さらなる滞納整理の効率性、有効性を向上させる方法を検討されたい。【意見】

なお、庁内での情報共有には法令等の制限がある可能性があるため、慎重な検討が必要であるとする。

第4 貸付制度に係る債権管理について

市が公表している「地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準」に基づき作成した平成30年度決算における一般会計等財務書類において、貸借対照表の長期貸付金として15億5千万円が計上されている。市では、ふるさと融資制度を活用し、平成30年度末時点で民間企業2団体に対して、融資を行っている。ふるさと融資制度の概要については、下記のとおりである。

一般財団法人地域総合整備財団 HP より抜粋

・ふるさと融資制度とは

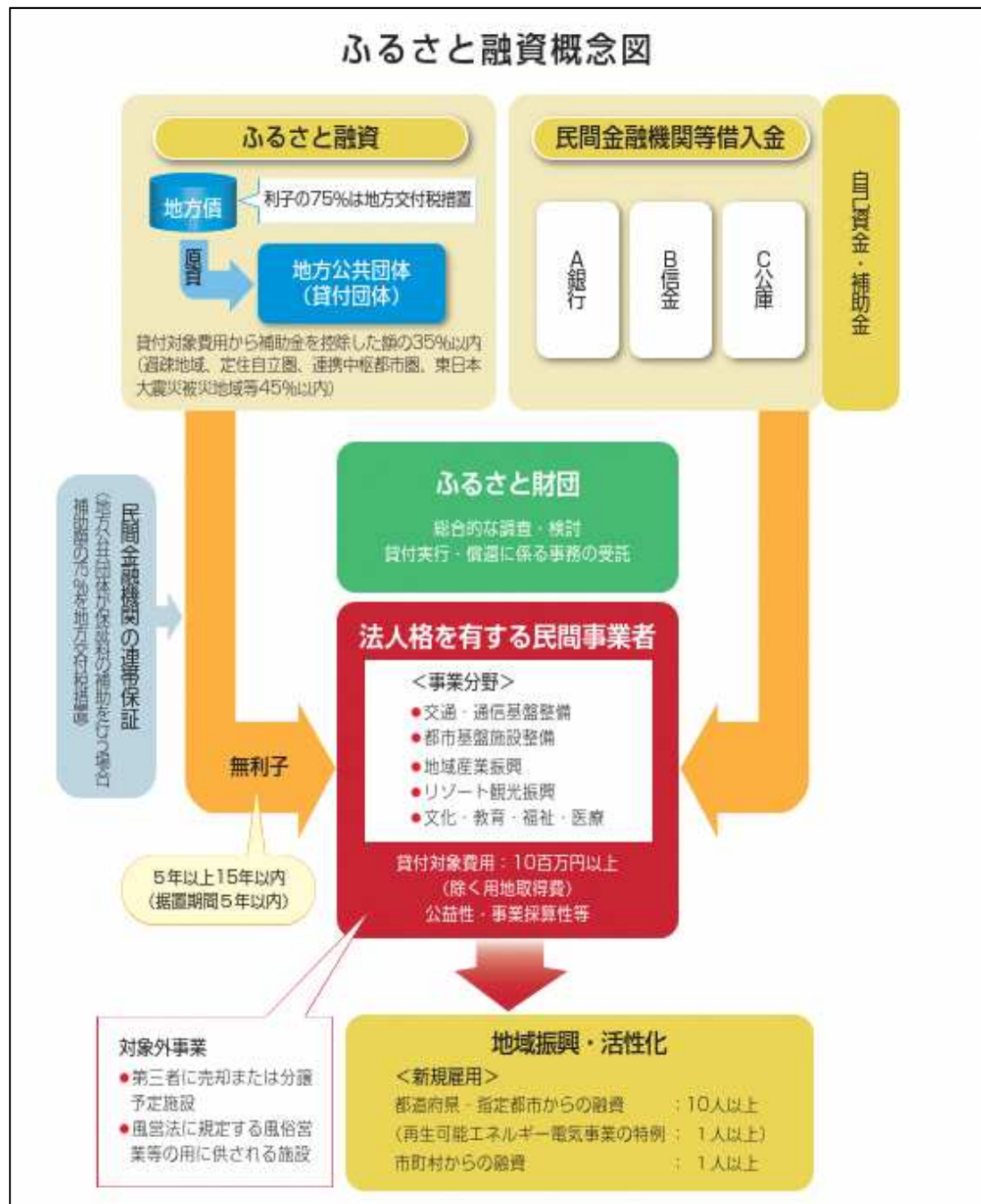
ふるさと融資制度は、地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度で、ふるさと財団は地方公共団体の依頼を受け事業の総合的な調査・検討や貸付実行から最終償還に至るまでの事務を行っています。

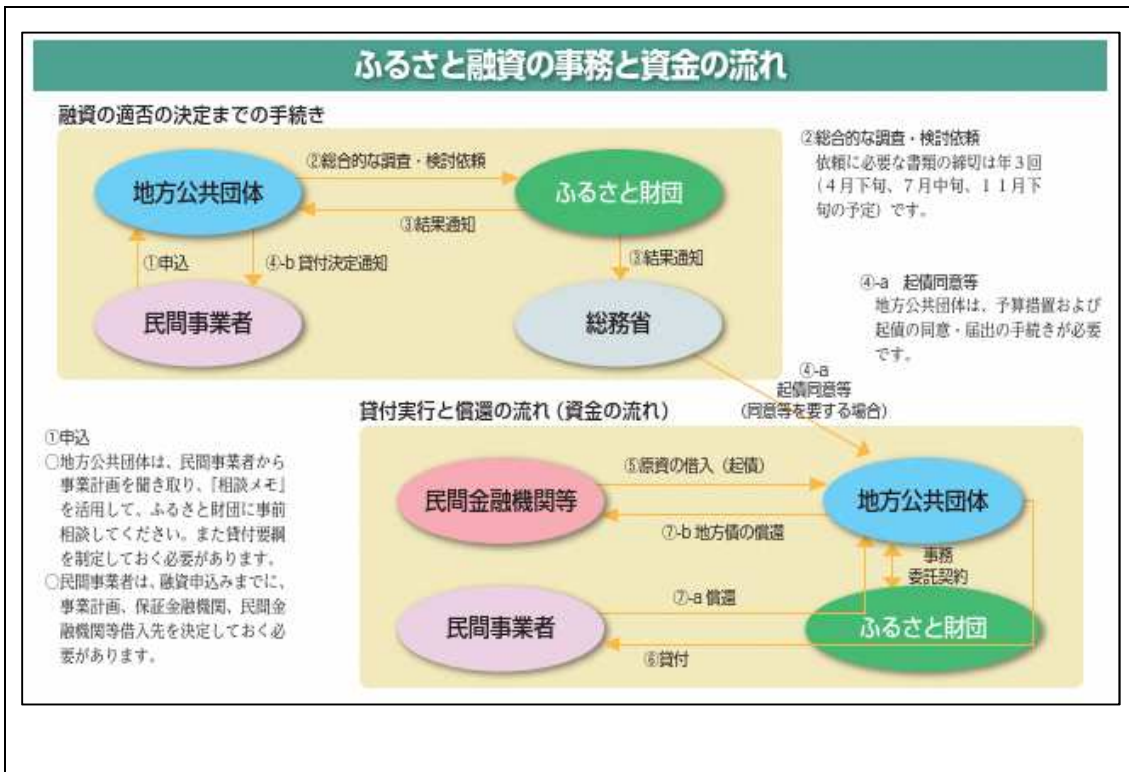
ふるさと融資を行う場合、地方公共団体は資金調達のために地方債を発行し、その利子負担分の一部(75%)が地方交付税措置されます。

ふるさと融資の申込先は、事業地の都道府県又は市町村となります。

| | | |
|-------|--|--------------------------------|
| 対象事業者 | 法人格を有する民間事業者 | |
| 対象事業 | 地域振興に資するあらゆる分野の民間事業で、以下の要件をすべて満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ● 公益性、事業採算性等の観点から実施されること ● 事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること ・都道府県、政令指定都市から融資を受ける場合 ……10人以上(再生可能エネルギー電気事業は1人) ・市町村から融資を受ける場合 ……1人以上 <ul style="list-style-type: none"> ● 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上 | |
| 対象費用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 設備の取得等に係る費用 ● 試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用 | |
| 融資限度額 | 貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額の35%が上限 (事業地が過疎地域、定住自立圏、東日本大震災被災地域等については45%) 都道府県、政令指定都市から融資を受ける場合 ……42億円 市町村から融資を受ける場合 ……10.5億円 ※事業地が過疎地域、定住自立圏、東日本大震災被災地域等は限度額を引き上げ | |
| 融資条件 | 貸付利率 | 無利子(ただし、民間金融機関等の連帯保証(保証料)が必要。) |

| | |
|----------|---------------------------------|
| 融資(償還)期間 | 5年以上 15年以内(5年以内の据置期間を含む) |
| 融資対象期間 | 工期が複数年度にわたる事業については、そのうち連続する4年以内 |
| 償還方法 | 元金均等半年賦償還 |
| 担保 | 民間金融機関の連帯保証が必要 |





上記制度を活用した民間企業の融資概要は下表のとおりである。

| | |
|---------------------|---|
| 融資先企業 | 日東ベスト株式会社 |
| 融資残高 (平成30年度末時点) | 9億円 |
| 資金使途 | 生産性の向上及び生産能力の増強のための工場機能の集約に伴う工場の買取り、改修を行うための資金として活用 |
| 保全状況 | 金融機関による連帯保証 |
| モニタリングの状況 | 必要に応じて実施 |

| | |
|---------------------|--|
| 融資先企業 | コーアイセイ株式会社 |
| 融資残高 (平成30年度末時点) | 6億5千万円 |
| 資金使途 | 医薬品製造工場の新規建設のための土地の取得及び工場を新築するための資金として活用 |
| 保全状況 | 金融機関による連帯保証 |
| モニタリングの状況 | 必要に応じて実施 |

融資先企業に対する貸付債権の管理状況として、上表のとおり、必要に応じて実施するにとどまり、市が能動的に決算書を徴求し、財務状況を確認する等の管理は実施していない。貸付債権は

民間金融機関の連帯保証がついており、融資先は山形でも有数の企業であると考えるが、貸付財源及び貸付に関する費用(保証料、利子補給等)には税金が使われている以上、年1回程度決算書を確認し、定期的な財務状況をモニタリングすることを検討されたい。【意見】

第5 介護給付費等の不正請求に係る返還金について

(債権の概要)

令和元年度末の臨時的雑入(不正請求に係る返還金)の収入未済額は指定障害福祉サービス事業者「特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク」による介護給付費等の不正請求にかかる返還金及び加算金並びに督促手数料である。

当該法人は、介護給付費等の不正受給があったとして山形県が行政処分を行い、平成 29 年2月1日付けで指定取消となった。これにより、山形県及び山形市を含め6市4町へ不正に受領した給付費等を返還することとなった。

市の債権額の合計金額は、督促手数料を含め 60,726,561 円であり、この債権は、市の公債権のうち、地方自治法第 231 条の3第3項で定める歳入となるものであり、「強制徴収公債権」に該当する。

当該法人は、平成 29 年4月 21 日に山形地方裁判所による破産手続きが開始されたため、市は破産管財人に対し債権の請求を行い、平成 29 年 12 月 14 日に破産管財人より、約 52.53%の按分により一部返済を受け、弁済後の収入未済額は、督促手数料を含め 28,823,012 円となっている。なお、破産手続きについては、平成 30 年2月 28 日に廃止決定が確定している。

(経緯)

| | | | | |
|---|---|----------------|-----------------|-------------|
| 平成 28 年 12 月 22 日 | 山形県が「すぎの子」及び「デイサポートセンターアイアイ」に対し「指定取消」の行政処分、「アイアイひろば」へは「改善勧告」の行政指導を行った。 | | | |
| 山形県による行政処分等の内容(行政処分年月日:平成 28 年 12 月 22 日) | | | | |
| | 事業所の名称 サービスの種類 | 処分内容 | 処分事由 | 行政処分 年月日 |
| 1 | すぎの子 ・居宅介護・行動援護 | 指定取消 (行政処分) | 介護給付費等 の不正請求 | 平成 29 年2月1日 |
| 2 | デイサポートセンターアイアイ ・生活介護・就労継続支援B型 | 指定取消 (行政処分) | 介護給付費等 の不正請求 | 平成 29 年2月1日 |
| 3 | アイアイひろば ・放課後等デイサービス | 改善勧告 (行政指導) | 人員基準違反 | 平成 29 年2月1日 |
| 平成 29 年 1 月 18 日 | 不正に請求した金額の返還金、及びその返還金(すぎの子、デイサポートセンターアイアイの2事業所分)に 40/100 を乗じた加算金の納入通知書を送付(請求額:60,726,071 円. 納期限平成 29 年2月1日) | | | |

| | |
|-------------------|---|
| 平成 29 年 2 月 20 日 | 督促状送付（督促手数料 70 円×7 通. 納期限平成 29 年 3 月 1 日） |
| 平成 29 年 4 月 21 日 | 当該法人が破産手続を開始 |
| 平成 29 年 7 月 20 日 | 債権者等を対象とした第 1 回財産状況報告会が開催される |
| 平成 29 年 9 月 11 日 | 破産管財人より、市の当該法人に対する財団債権について、金額及び債権の内容等を回答するよう依頼がある |
| 平成 29 年 9 月 22 日 | 破産管財人に対して、債権の内容を以下のとおり回答 ○債権額:不正請求に係る返還金 45,331,928 円 不正請求に係る加算金 15,394,143 円 督促手数料 490 円 計 60,726,561 円 ○債権の納期限 返還金及び加算金 平成 29 年 2 月 1 日 督促手数料 平成 29 年 3 月 1 日 |
| 平成 29 年 10 月 26 日 | 債権者等を対象とした第 2 回財産状況報告会が開催される |
| 平成 29 年 11 月 16 日 | 破産管財人より財団債権額が確定し、弁済可能額及び支払予定日について通知がある ○債権確定額 財団債権総額(負債) 112,126,404 円 うち破産財団の管理等に関する費用 86,800 円 その他の財団債権 112,039,604 円・・・① 弁済可能額(資産) 58,948,374 円 うち破産財団の管理等に関する費用 86,800 円 その他の財団債権 58,861,574 円・・・② 弁済率(②/①) 52.536399539% ○弁済額 山形市の債権額 60,726,561 円 山形市への弁済予定額 31,903,549 円 ○弁済額の支払 支払方法 市指定の口座への振込 支払日 平成 29 年 12 月 14 日 |
| 平成 29 年 12 月 14 日 | 破産管財人より、予定どおり 31,903,549 円が弁済される 弁済を受け、年度の順(平成 23 年度から平成 27 年度の一部まで)に充当する |
| 平成 30 年 1 月 25 日 | 債権者等を対象とした第 3 回財産状況報告会が開催される |
| 平成 30 年 2 月 28 日 | 当該法人の破産手続廃止決定が確定 |

(収入未済額に対する今後の対応について)

債権額 60,726,561円(加算金、督促手数料含む)

弁済額 31,903,549円

未済額 28,823,012円(うち、140円は「社会福祉手数料 督促手数料」として計上)

⇒ 山形市財務規則に基づき、時効完成を受け不納欠損処分を行う

(再発防止策)

山形市は上記事案の発生を受け、再発防止策として「山形市指定障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱(平成31年4月1日施行)」を策定している。同実施要綱の第1条には以下の目的が記載されている。

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者(以下「事業者等」という。)に対する指導及び監査に関する基本的事項を定めることにより、関係法令及び通知に基づく適正な事業運営、支援内容の質の確保及び介護保険給付費等支給の適正化を図ることを目的とする。

また、指導等の実施にあたり、毎年度実地指導実施計画を作成しており、令和2年度重点指導事項は以下のとおりであった。

(1)前年度において指摘の多い事項

ア 定款、運営規程、重要事項説明書及び揭示事項

定款、運営規程、重要事項説明書及び揭示事項のそれぞれの記載内容に齟齬がないか、記載されているものと異なる運用となっていないか等を点検する。

特に運営規程においては、「利用者から受領する費用の額」の記載について確認し、その適正化を図る。

イ 個別支援計画の作成

(ア)個別支援計画の作成に当たって、利用者の状況の情報収集、アセスメント、個別支援計画の作成(利用者への交付)、モニタリング及び個別支援計画の見直し等の一連のプロセスが適正に行われているか確認し、その適正化を図る。

(イ)特定相談支援事業者等が作成した「サービス等利用計画」の内容(課題、目標等)を踏まえた個別支援計画となっているか確認し、その適正化を図る。

ウ 自立支援給付費及び障がい児入所(通所)給付費の請求

- (ア) 自立支援給付費及び障がい児(通所)給付費に係る費用の額を適正に算定・請求しているかを確認し、その適正化を図る。
- (イ) 個別支援計画に基づく加算を算定する場合の計画への位置づけを徹底するとともに、欠席時対応加算等サービス提供の記録を必要とする加算について、加算要件に合っているか確認し、加算算定の適正化を図る。
- (ウ) 児童指導員等配置加算や児童指導員等加配加算等、有資格者の配置や人員配置基準以上必要となる従業員の員数に加え、一定の従業者の配置を必要とする加算について、加算要件に合っているか確認し、加算算定の適正化を図る。

エ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対して、研修を実施する等の措置を年に1回以上講じているか確認し、適切な対策等の徹底を図る。

オ 利用者の安全確保に係る体制整備

以下の2点について確認し、利用者の安全確保に係る体制構築の徹底を図る。

(ア) 防犯体制について

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」(平成28年9月15日障障発0915第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づき、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握しているか等の確認を行うものとする。

(イ) 非常災害対策について

「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日障障発0909第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づき、水害・土砂災害と含む各種災害に備えた十分な対策を講じているか、及び避難訓練等の実施を徹底しているか等についての確認を行うものとする。

カ サービスの提供記録

- (ア) サービスを提供した際は、当該サービスの利用者名、サービス提供日、サービス提供時間、提供したサービスの具体的内容その他必要な事項を、サービス提供の都度、記録しているかを確認し、その適正化を図る。
- (イ) (ア)による記録に際しては、支給決定障がい者等からサービスを提供したことについて確認を受けているか確認し、その適正化を図る。

(2) 障がい福祉サービス等情報公表制度の運用

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(平成30年4月23日障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)及び「山形市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱」(平成31年4月1日施行)に基づき、事業所情報の更新が適正

に行われているか確認し、年度更新を行っていない場合や実態と相違する事項がある場合は、更新を指示することにより、その適正化を図る。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

「指定障がい福祉サービス事業者等集団指導資料」(令和2年3月山形市福祉推進部指導監査課作成)に基づき、事業所等内で感染者が発生した場合のマニュアルの作成及び自主点検などを踏まえて、必要な対策を講じるように指導することにより、感染防止対策の強化によるサービス提供の継続を図る。

市は、指導及び監査の実施を通じて、上記のような事案の再発を防止しようとしている。なお、令和元年度末の市の指定障がい福祉サービス事業者等は 224 者あり、令和元年度中の指導及び監査実施先は 110 か所(実施率 49.1%)、指導及び監査を実施した中で過誤が発生していたのは 18 か所であった(過誤率 16.4%)。

第6 情報セキュリティの概要

情報セキュリティポリシーは、日常的な予算執行に係る事務処理、個人情報保護、貸借対照表や行政サービス計算書等の財務書類作成時において、不適切な事務処理の実行、個人情報の漏洩、財務会計の数値が何らかの事象で変更や改ざんされるリスクを防ぐため重要な基準である。

ID は、操作者を限定・特定するとともに、自らの職務責任を明らかにする役割を持つものであることから、ID に紐づくパスワードは、他者に知られないよう管理することが求められる。

また、パスワードが漏洩すると、なりすまし操作により、データの盗難や改ざんが行われるリスクが生じる上、万が一そうした事故が発生した場合に、実際に操作した者の特定ができなくなるというリスクが生じる。

監査人は、情報セキュリティポリシーの充実が、個人情報を多く取り扱う債権回収業務において不可欠であると考え、監査対象部局にて情報セキュリティに関するヒアリング、規程の遵守状況を検討し、各論において結論を記載する。

その前提として、市の情報セキュリティがどのように整備されているか、以下に記載する。

市は、「山形市電子情報処理規則(平成 17 年4月1日規則第 54 号)」において、情報セキュリティ対策について、必要な事項を定めている。

「山形市電子情報処理規則(平成 17 年4月1日規則第 54 号)」より抜粋

(目的)

第 1 条 この規則は、この市における電子情報処理及び情報セキュリティ対策について必要な事項を定め、もって電子情報処理及び情報セキュリティ対策の適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(情報セキュリティポリシーの策定)

第 18 条 この市の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を総合的、体系的かつ具体的に整備するため、山形市情報セキュリティポリシー(以下この章において「情報セキュリティポリシー」という。)を定めるものとする。

(情報セキュリティポリシーの構成)

第 19 条 情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準をもって構成する。

(情報セキュリティ基本方針)

第 20 条 情報セキュリティ基本方針は、対象とする情報資産への脅威、職員等の遵守義務、情報セキュリティ対策の体系等、この市が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な考え方を定めるものとする。

(情報セキュリティ対策基準)

第 21 条 情報セキュリティ対策基準は、情報セキュリティ基本方針に基づき、この市の情報資産

を取り扱ううえで遵守すべき行為及び判断等の基準等、情報セキュリティ対策を実施するうえで必要となる基本的な事項について定めるものとする。

第 20 条の「情報セキュリティ基本方針」は、市が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な考え方を定めており、目的に「本基本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。」と定めている。

第 21 条の「情報セキュリティ対策基準」は、情報セキュリティ基本方針に基づき、市の情報資産を取り扱う上で遵守すべき行為及び判断等の基準等をより詳細に規定したものである。

対策基準において、電磁的記録媒体等の業務利用、ID 及びパスワードの管理に関して規定されている。さらに、パスワードに関して、使用すべき文字数、文字種等の規定が「山形市 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」において、具体的に定められている。

監査手続きの結果については、第3章各論にて記載している。

第3章 各論

各監査対象に対して、監査手続きを実施するにあたり、監査対象が多岐にわたる事業から発生する債権であることから、下記の標準監査手続書を作成した。その上で、債権の性質、特殊性等に鑑み、監査人の判断で実施すべき監査手続を行った。

| 監査要点 | | 監査手続 | |
|------|--|------|--|
| 1 | 債権管理体制(情報システム及び人員体制を含む)の整備状況・運用状況は、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、経済的効率的に行われているか。 | 閲覧 | 関連規則及び基礎調査票等に基づき、債権の概要、関連規則の定め、事務フロー、金額推移、債権管理システム等を理解する。 |
| | | WT | 調定から回収(債権の消滅)及び残高管理までの一連の事務処理の手続きについて質問する。 |
| | | 質問 | 債権管理事務を専ら担当する職員の人数、職務分掌について質問する。 |
| | | 質問 | 使用している債権管理システムに関して、ポリシー・マニュアルの整備、パスワード管理、アクセス権管理(アカウントの改廃、権限範囲等)、個人情報保護に関する取組みを質問する。 |
| 2 | 債権の賦課・徴収(回収)事務が、関連法令及び規則等に従い適切に行われているか。 | WT | 債権管理に関する一連の事務フロー(No. 2以外で把握した事務フロー)は、関連する法令、マニュアル等に従い、規程のとおりを実施されているか、サンプル1件をWTする。 |
| | | 質問 | 関連する法令、マニュアル等が実務から乖離し、実務上の障害(有効性、効率性の観点)が発生している、もしくは実務上は度外視されている事項はないか、質問する。 |
| | | WT | 減免の対象事業であるか、質問する。該当する場合、減免に関する規程等を確認し、その要件、事務フローを質問する。 |
| | | 閲覧 | 減免している場合、直近過去3年の推移及び減免対象者の一覧を入手する。入手後、継続して減免されている者及び新規 |

| 監査要点 | | 監査手続 | |
|------|-----------------------|----------|---|
| | | | 減免のうち、明らかに要件に合致しない者がいないかを確認する。 |
| 3 | 発生した債権は、網羅的に把握されているか。 | 閲覧 | 令和元年度の収入未済額内訳書を入手し、決算書上の収入未済額と一致していることを確認する。 |
| | | 質問 | 担当部署として、徴収漏れが発生し得る状況、事象等がないか質問する。該当する場合、徴収漏れがないように、担当部署で取り組んでいる事項を質問する。 また、過去に徴収漏れが発生している場合、具体的な内容及びその再発防止策を質問する。 |
| 4 | 請求手続きは、適時に行われているか。 | WT | 督促事務に関して、一連の事務処理の手続きについて質問する。 |
| | | 質問 | コンビニ収納等、回収率(収納率)の向上のために実施している取組みを質問する。 |
| | | 閲覧 質問 | 山形市財務規則第 134 条第1項に従い、履行期限後 20 日以内に督促状を発送しているか、サンプルを抽出して確認する。 また、督促状発送対象の要否を適切に判定するための取組みを質問する。(Ex.システムの機能でフラグが出るか、等) |
| | | 質問 | 上記サンプルに関して、山形市財務規則第 134 条第2項に従い、支払期限は 10 日以内に設定されているか、質問する。 |
| | | 閲覧 質問 | 督促を行っている場合、山形市財務規則第 134 条第3項に規定する「債権管理簿」を作成しているか、所管課担当者に質問する。 作成している場合は該当する資料を入手し、債権管理に必要な情報が網羅されているか検討する。その際、督促状発行担当者と別の担当者が二重チェックを行っ |

| 監査要点 | | 監査手続 | |
|------|----------------------------|----------------|--|
| | | | ているか確認する。 |
| 5 | 回収した債権は、網羅的に把握されているか。 | WT | 延滞債権の他、現年分の債権回収も含め、収納事務に関して、一連の事務処理の手続きについて質問する。 ⇒No.1でヒアリング済みの場合は省略する。 |
| | | 質問 | 所管課担当者が直接、債務者から現金で回収を受けるケースがあるか、質問する。該当する場合、現金事故が発生しないように、担当部署で取組みを質問する。 |
| | | 閲覧 質問 | 回収業務に関して、外部委託業者の有無を所管課担当者に質問する。該当する場合、委託開始年度、業者名、選定方法、委託料、回収額(成果)を質問し、関連する資料を確認する。 |
| | | 閲覧 | 平成 30 年度の収入未済額と令和元年度再調定額が一致していることを確認する。 |
| 6 | 収入未済額の状況把握と対策が、適切に行われているか。 | WT | 延滞債権の把握・管理に関する事務に関して、一連の事務処理の手続きについて質問する。 |
| | | 質問 | 現年分、滞納繰越分のそれぞれについて、回収率の向上に向けた取組みを行っているか、質問する。該当する場合は、具体的な取り組み内容を確認する。 |
| | | 質問 再 計 算 | 当該債権の延滞に関して、延滞金や遅延利息が発生するか、確認する。該当する場合は、具体的な算定方法を確認する。また、サンプルを抽出して、その計算過程を確認する。 |
| 7 | 債権の保全手続きは、適切に行われているか。 | WT | (強制徴収債権の場合) 催告から充当までの一連の事務処理の手続きについて、所管課担当者に質問する。 |

| 監査要点 | | 監査手続 | |
|------|---------------------|----------|--|
| | | 質問 | 催告後、債権の保全のため、財産調査及び所在調査を実施しているか、質問する（強制徴収債権の場合は当然に実施する）。該当する場合、具体的に調査方法を質問する。 |
| | | 閲覧 質問 | （強制徴収債権の場合） 直近3年の滞納整理の実績（件数、対象債権額、実回収額）を質問し、関連する資料を確認する。 |
| | | WT | （非強制徴収債権、私債権の場合） 債権保全に関する事務処理の手続きについて、所管課担当者に質問する。 ⇒債権を確実に回収するため、督促以外に何らかの事務手続きを実施しているか確認する。 |
| | | 質問 | 滞納整理の一環で、本監査を行っているか、質問する。該当する場合、本監査の方法、調査対象の選定方法、調査後の対応を質問する。 |
| 8 | 不納欠損処理は、適切に行われているか。 | WT | 不納欠損対象債権の把握から対象債権決定、承認、不納欠損処理までの一連の事務処理の手続きについて、所管課担当者に質問する。 |
| | | 閲覧 | 令和元年度の不納欠損処理に関して、法令等に基づき手続きが踏まれていることをサンプルを抽出して確認する。 |
| | | 質問 | 本来、不納欠損処理をすべき債権の有無を質問する。該当する場合は、不納欠損処理が困難となっている理由、要因を質問し、その妥当性を検討する。 |
| | | 質問 | 不納欠損処理にあたり、時効が成立していることの確認方法を質問する。 |
| | | 閲覧 質問 | （非強制徴収債権、私債権の場合） 過去に時効の援用が行われているか、質問する。該当する場合、具体的な内容、 |

| 監査要点 | | 監査手続 | |
|------|-----|------|---|
| | | | 採用にあたった経緯等を質問し、関連する資料を確認する。 |
| 9 | その他 | 質問 | 債権管理に関して、回収率の向上、事務効率化のため、職員育成に取り組んでいることを質問する。 ⇒研修制度やノウハウ継承のための取り組み(2人制等) |
| | | 質問 | 債権回収担当者に対して、メンタル面でのケアを行っているか、質問する。該当する場合は、具体的な取り組みを質問する。 |
| | | 質問 | 債権管理に関して、債務者と訴訟案件となった事案があるか、質問する。該当する場合は、可能な範囲で経緯を質問する。また、再発防止のために取り組んでいること事項があれば、確認する。 |
| | | 質問 | 徴収漏れや債権の効率的な回収等のため、他団体(県や近隣市町村)と連携している事項の有無を質問する。該当する場合は、具体的な取り組み内容を確認する。 |

※WTとは、実際の取引1件を対象に一連の事務フローを確認する手続きである。

第1 個人市民税

1. 債権概要

| | |
|------------|--|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | 財政部 |
| 課名 | 収納管理課 |
| 対象債権(事業名) | 個人市民税 |
| 債権概要 | 個人市民税は、1月1日現在、山形市に住所がある個人、住所はないが市内に事務所・事業所・家屋敷のある個人に課される税金である。個人市民税には、一定額が課税される「均等割」と前年の所得に応じて課税される「所得割」がある。 |
| 根拠法令等 | 地方税法、山形市市税条例、山形市財務規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | その他(地方税法第15条の7第5項、地方税法第18条第1項) |
| 消滅時効の年数 | その他(「地方税法第15条の7第5項」については3年、「地方税法第18条第1項」については5年) |
| 債権管理マニュアル名 | 収納事務処理要綱 |
| 債権管理システム | 滞納整理システムNewCARATS |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|---------|----------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 340,848 | 13,844,461,513 |
| | 収入済み | 325,917 | 13,343,718,981 |
| | 不納欠損 | 3,902 | 61,828,424 |
| | 収入未済 | 22,032 | 440,583,014 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 339,384 | 13,952,388,152 |
| | 収入済み | 327,778 | 13,501,260,092 |
| | 不納欠損 | 1,900 | 28,659,197 |
| | 収入未済 | 186,566 | 423,410,554 |
| 令和元年度 | 調定 | 337,896 | 14,092,262,039 |
| | 収入済み | 326,251 | 13,644,196,140 |
| | 不納欠損 | 1,469 | 23,069,258 |
| | 収入未済 | 20,619 | 425,945,347 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|-------|------------|-------------|
| 個人市民税 | 平成 20 年度以前 | 17,010,215 |
| | 平成 21 年度 | 4,774,528 |
| | 平成 22 年度 | 4,085,802 |
| | 平成 23 年度 | 4,791,325 |
| | 平成 24 年度 | 10,653,460 |
| | 平成 25 年度 | 12,253,185 |
| | 平成 26 年度 | 12,884,342 |
| | 平成 27 年度 | 32,570,608 |
| | 平成 28 年度 | 57,786,234 |
| | 平成 29 年度 | 66,270,768 |
| | 平成 30 年度 | 80,863,371 |
| | 令和元年度 | 122,001,509 |
| | 合計 | 425,945,347 |

3. 債権管理の事務について

(概要)

(1) 納税義務者

個人市民税は、その年の1月1日現在で、山形市に住所がある個人、住所はないが市内に居住の実態がある個人に課税される。また、生活保護法による生活保護を受ける者や障がい者等の一定の要件に該当する場合は非課税者となる。

(2) 税額の計算方法

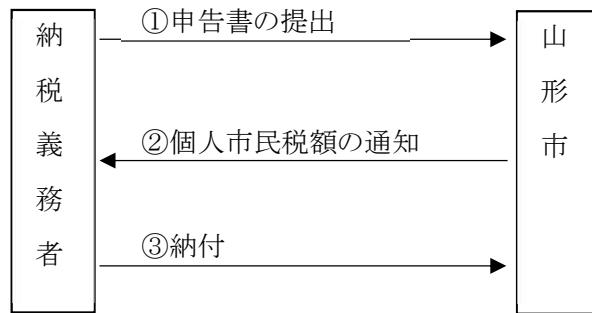
個人市民税額は、所得の多少にかかわらず一定額が課税される「均等割」と前年の所得に応じて課税される「所得割」との合計額である。

(3) 納税方法、徴収方法

個人市民税の納税方法には、普通徴収と特別徴収とがある。

(ア) 普通徴収

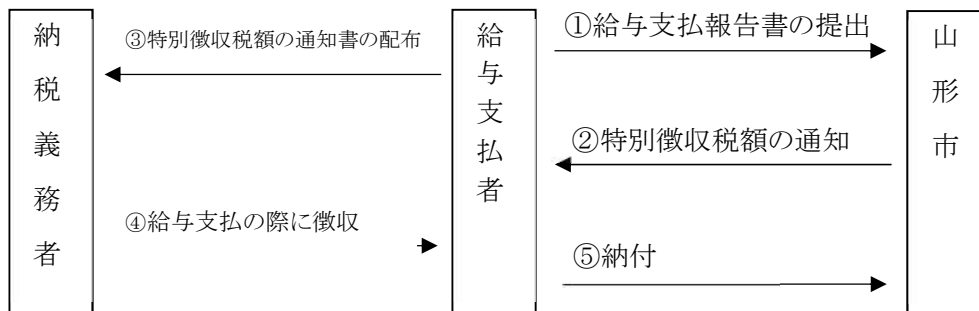
普通徴収とは、山形市より個人に送付される納付書、又は口座振替によって、4期(6月・8月・10月・翌年1月)に分けて納付する方法である。



(イ) 特別徴収

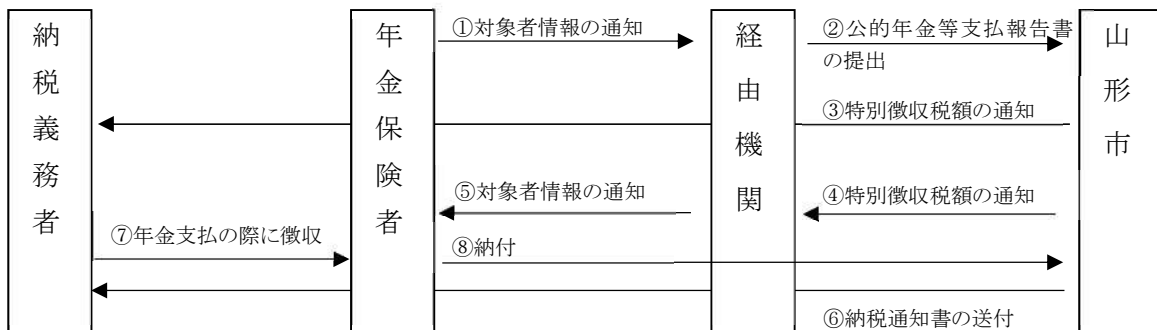
① 給与特別徴収

給与特別徴収とは、給与所得者について、その給与の支払者が、6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給与から差し引いて納付する方法である。



② 年金特別徴収

年金特別徴収とは、65歳以上の年金受給者で要件に該当した方について、年金を支給する年金保険者が、年金から税額を差し引いて市区町村へ直接納付する方法である。



(4) 個人市民税滞納整理事務について

個人市民税の滞納整理については、納税課及び収納管理課で連携しながら行っている。詳細

は、「第2章 市の債権管理について 第3 債権管理体制の一元化について」に記載をしている。

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「山形市市税条例」、「山形市市税条例施行規則」、「収納事務処理要綱(平成12年4月)」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

個人市民税に関する収入未済額の残高は、平成29年度末440,583千円、平成30年度末423,410千円、令和元年度末425,945千円と減少傾向にあるが、収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

金額的にも重要性が大きく、さらなる残高低減に努める必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成30年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|-------------------|---------------|
| 財政部収納管理課 個人市民税 | 423,410,554 円 |
|-------------------|---------------|

(調定額)

| | | |
|-------------------|---------------------|---------------|
| 財政部収納管理課 個人市民税 | 過年度繰越 (平成29年度以前) | 299,574,475 円 |
| | 現年度繰越 (平成30年度) | 123,836,079 円 |
| 合計 | | 423,410,554 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 賦課決定及び入金について

任意の1件について、「確定申告書」「基幹システムの賦課状況画面コピー」「平成31年度賦課

決定起案文書「賦課情報集計」を閲覧し、賦課決定が適切になされ、起案による決裁がなされていることを確認した。

また、基幹システムの画面閲覧により、賦課決定に関する情報が正しく反映されていること、入金処理がなされていることを確認した。

(4) 督促状

「収納事務処理要綱」第5章第5節に基づき、適切に督促状が発送されているか、令和元年8月分の滞納者について手続きを実施した。なお、確認した滞納者は国民健康保険税の滞納者であるが、他の市税と合わせて債権管理を行っているため、サンプルとして国民健康保険税の滞納者で確認した。

(伺 令和元年8月19日起案・決裁)

| 件名:督促状の発付について(伺) | |
|------------------|--|
| 1 税目 | 市県民税:随時期 固定資産税(土地・家屋・償却):2期 軽自動車税:全期 国民健康保険税:1期 |
| 2 発付対象者 | 令和元年8月14日現在で納付確認できない未納者 |
| 3 法定納期限 | 令和元年7月31日 |
| 4 督促状送付日 | 令和元年8月19日 |
| 5 指定納期限 | 令和元年8月31日 |
| 6 送付件数 | 14,491 枚 |

督促状発送日、回収期限は要綱に照らし適切であった。

(5) 滞納整理事務

「収納事務処理要綱」第8章に基づき、滞納整理事務が適切に実施されているか、下表の滞納者について手続きを実施した。なお、監査対象の滞納者の選定にあたり、平成31年度呼出状滞納者リストを入手し、下記の抽出基準に基づき選定した。

- ①高額滞納者
- ②最終領収日が空欄になっている滞納者
- ③「分割納付約束」もしくは「分納制約あり」の記載がある滞納者
- ④残余母集団から無作為に抽出した滞納者

| 連番 | 管理番号 | 令和2年度分滞納額 | 過年度分滞納額 | 最終領収日 | 最終領収金額 | 令和2年度納付額 | 処分 |
|----|------|-----------|------------|-----------|---------|----------|-----|
| 1 | 70 | 13,300 | 7,600 | 令02/07/25 | 3,600 | 14,470 | 分 |
| 2 | 212 | 7,300 | 7,870 | 令02/09/01 | 2,000 | 15,580 | 執分他 |
| 3 | 225 | 59,600 | 2,105,808 | 令02/08/17 | 5,300 | 120,550 | 執分他 |
| 4 | 229 | 1,800 | 43,000 | 令02/08/04 | 8,070 | 41,140 | 分 |
| 5 | 321 | 108,900 | 118,800 | 令02/06/19 | 18,900 | 18,900 | |
| 6 | 392 | 7,300 | 11,500 | 令02/08/12 | 15,210 | 34,850 | 分 |
| 7 | 434 | 24,200 | 9,500 | | 0 | | 公 |
| 8 | 501 | 11,300 | 13,877,088 | 平30/05/21 | 680,592 | | 執分他 |
| 9 | 545 | 24,200 | 3,963,500 | 平28/06/06 | 13,200 | | 執 |
| 10 | 568 | 0 | 15,400 | 令02/08/25 | 37,000 | 82,470 | 分他 |
| 11 | 572 | 193,500 | 294,000 | 令02/07/10 | 38,100 | 38,100 | |
| 12 | 593 | 43,600 | 26,410 | 令02/08/11 | 10,000 | 40,000 | |
| 13 | 618 | 24,200 | 2,836,770 | 令02/09/03 | 40,000 | 113,730 | 分他 |
| 14 | 623 | 35,700 | 55,400 | 令02/06/02 | 110,000 | 110,000 | |
| 15 | 637 | 185,900 | 181,730 | 令02/08/25 | 30,070 | 157,410 | 分 |
| 16 | 639 | 492,400 | 21,100 | 令02/07/28 | 8,070 | 45,780 | 執分 |
| 17 | 719 | 24,200 | 147,200 | 令02/06/23 | 10,070 | 12,370 | 分 |
| 18 | 859 | 90,700 | 90,000 | 令02/02/28 | 1,400 | | |
| 19 | 872 | 5,300 | 24,600 | 平29/05/20 | 2,270 | | 執 |
| 20 | 910 | 8,000 | 6,300 | 令02/08/24 | 13,070 | 71,180 | 分他 |
| 21 | 952 | 32,600 | 12,000 | 令02/08/31 | 14,140 | 38,280 | 執 |
| 22 | 971 | 0 | 7,600 | 令02/06/09 | 10,800 | 10,800 | 執 |
| 23 | 972 | 0 | 39,000 | 令02/09/04 | 30,070 | 96,010 | 分 |
| 24 | 1087 | 0 | 23,300 | 令02/08/01 | 7,270 | 30,470 | 分 |
| 25 | 1103 | 141,300 | 1,003,300 | 令02/09/09 | 50,070 | 287,270 | 分 |
| 26 | 1130 | 49,000 | 46,900 | 令02/08/17 | 18,470 | 39,640 | |
| 27 | 1325 | 38,500 | 243,000 | 令02/03/31 | 71,070 | | 分他 |
| 28 | 1370 | 46,700 | 22,000 | 令02/02/14 | 22,070 | | |
| 29 | 1399 | 11,300 | 538,900 | 令02/09/09 | 2,570 | 22,140 | 執分 |
| 30 | 1434 | 33,500 | 67,100 | 令02/09/10 | 10,070 | 10,070 | 分 |
| 31 | 1689 | 3,700 | 39,000 | | 0 | | |
| 32 | 1860 | 0 | 12,900 | | 0 | | |
| 33 | 1896 | 13,300 | 290,200 | | 0 | | 執 |

| 連番 | 管理番号 | 令和2年度分滞納額 | 過年度分滞納額 | 最終領収日 | 最終領収金額 | 令和2年度納付額 | 処分 |
|----|------|-----------|-----------|-----------|--------|----------|----|
| 34 | 1903 | 12,900 | 71,500 | | 0 | | |
| 35 | 2002 | 11,300 | 198,000 | 令02/08/31 | 20,000 | 40,140 | 分 |
| 36 | 2073 | 23,200 | 181,700 | 令02/07/10 | 18,700 | 119,410 | |
| 37 | 2083 | 0 | 54,000 | 令02/07/27 | 10,000 | 61,570 | 分 |
| 38 | 2093 | 23,300 | 172,000 | 令02/07/31 | 6,070 | 6,070 | 分 |
| 39 | 2101 | 11,300 | 412,000 | | 0 | | 執 |
| 40 | 2359 | 204,300 | 6,449,730 | 令02/08/02 | 43,370 | 183,580 | 執分 |
| 41 | 2404 | 83,100 | 30,000 | 令02/07/23 | 20,000 | 30,070 | 分他 |
| 42 | 2450 | 12,900 | 12,900 | | 0 | | |
| 43 | 2451 | 0 | 9,500 | | 0 | | 公 |
| 44 | 2488 | 80,300 | 50,300 | 令02/08/11 | 54,200 | 175,300 | |
| 45 | 2581 | 0 | 1,500 | | 0 | | |
| 46 | 2614 | 0 | 58,500 | | 0 | | |
| 47 | 2622 | 0 | 3,700 | | 0 | | |
| 48 | 2666 | 0 | 78,600 | | 0 | | 分他 |
| 49 | 2747 | 18,900 | 164,500 | 令01/09/24 | 29,670 | | 分 |
| 50 | 2766 | 0 | 77,600 | | 0 | | |

※用語の意味は以下のとおりである。

分…分割納付約束

執…執行停止あり

公…督促状の公示送達あり

他…催告止めあり(一斉催告の催告書が出ないようにするための処理)

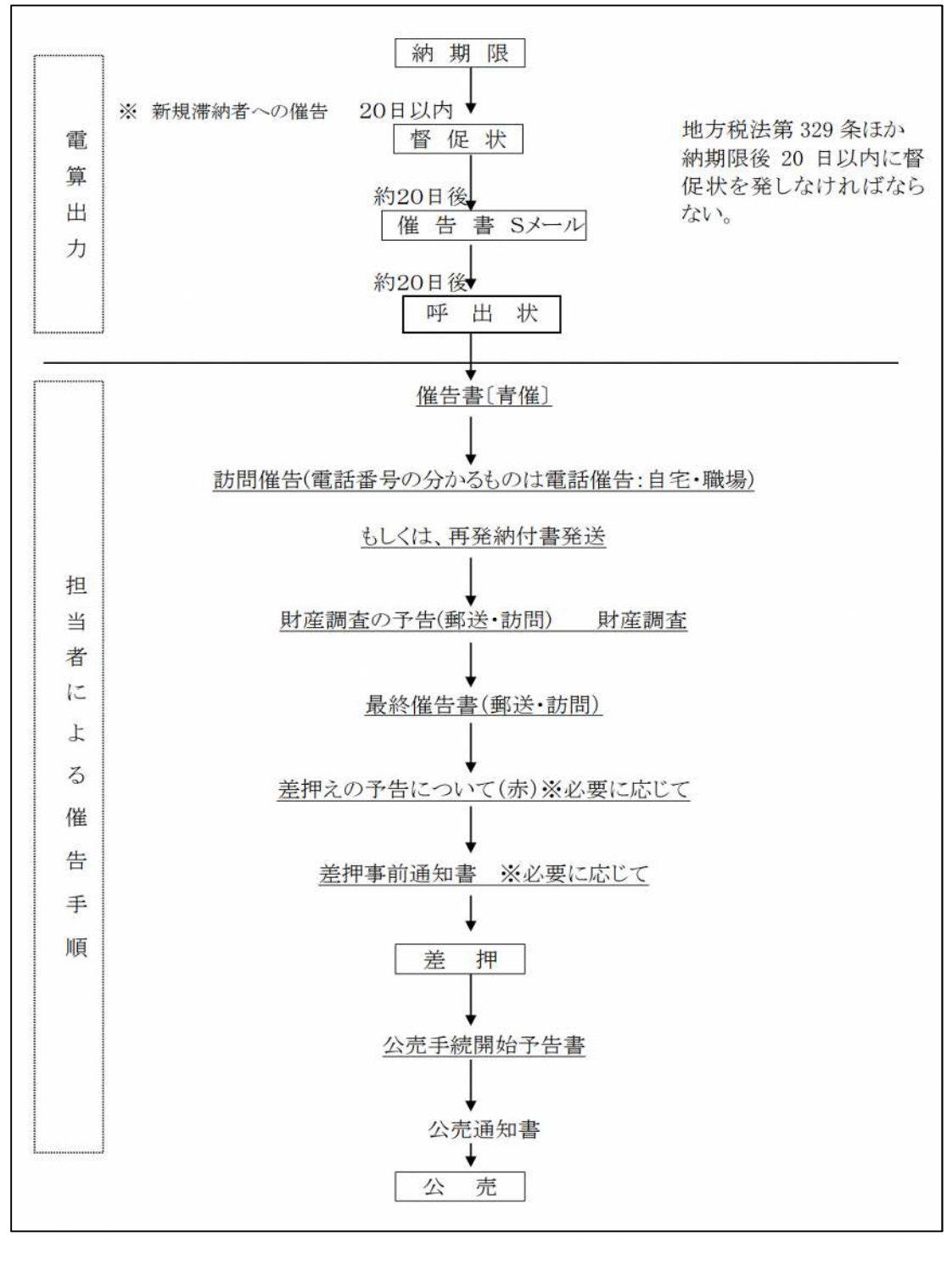
受…証券受託あり

滞納整理事務に関して、下記の事項が確認された。

(滞納整理事務の担当者裁量について)

市の滞納整理事務に関しては、前述の第2章「第3 債権管理体制の一元化について」に記載のとおり、督促状から呼出状の送付までは基幹システムに登録された納期限等の情報に基づき自動的に事務手続きが行われ、催告書(青催)の送付以降の滞納整理事務から担当者により行われている。

収納管理課から提供された「督促・催告の流れ」を再掲



滞納整理を担当する納税課及び収納管理課の職員は、収納事務処理要綱等に基づき、上記の督促・催告の流れに沿って事務処理を行うこととなるが、催告(青催)の送付以降の手續きに関しては、各担当者の裁量に委ねられており、同僚もしくは上席者に相談しながら、自らの判断で滞納者と連絡を取り、滞納整理事務を進めている。滞納整理事務に係るすべての情報は、各担当者が滞納整理システムに記録し、滞納者に関する情報(年齢、住所、職業等)、滞納者への連絡内容及び連絡方法、滞納整理事務の実施内容(財産調査の予告の送付等)、分納状況及び滞納処分履歴等、詳細な記録が管理されている。なお、差押え以降の手續きを実施するにあたっては、複雑な法令等の取扱いがあり、滞納者の資力等、より慎重な判断が必要となるため、滞納処分伺書により、内部決裁を受けて、それ以降の事務手續きを行っている。

監査人は、前述の抽出基準に基づき、選定された滞納者に関して、滞納整理システム内の管理情報を閲覧した結果、下表のとおり、各担当者によって滞納整理事務にばらつきがあることを確認した。

| No. | 確認された事項 | 問題点 |
|-----|--|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者 A は分納を約束したが不履行となり、改めて分納を約束するも再度不履行となるが、滞納者と連絡が取れていることから、財産調査予告の送付以降の手續きが進まない。 ・滞納者 B は分納計画に基づき数か月間隔で延滞しながらも収納されているが、3度の催告書(青催)の送付後、最終催告書の送付を行っている。 | 分納計画書を作成した滞納者が分納分の不履行となった際、催告書の送付以降の滞納整理事務をどの段階まで進めるべきかの判断基準がない。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去に分納計画書を作成した滞納者 C は分納計画期間後も催告を受けながら、不定期に滞納額の一部を納めている。 ・分納計画書がないにもかかわらず、滞納者の資力に合わせて分納を行わせている。 | 本来、滞納額の完済に向けて滞納者と相談し、分納計画書を作成すべきところ、計画的な滞納整理が行えていない。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・担当者によって、財産調査予告を行った上で財産調査を行う場合と財産調査予告を行わずに財産調査を行う場合がある。 | 本来、財産調査予告を行った上で財産調査を行うべきところ、担当者の判断で滞納整理事務を省略する場合がある。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月に催告書(青催)を送付している滞納者 D に関して、令和元年10月に財産調査予告、令和2年1月に最終催告、令和2年4月に差押え予告を行い、その後電話連絡がないため、差押え実行を | 差押えの予告から実行までの期間の判断基準がない。 |

| | |
|--|--|
| 見送っている。 ・差押え予告から差押えの実行まで2か月程度で実施している滞納者の事例も確認されている。 | |
|--|--|

上表のとおり、滞納者のおかれている状況に合わせて滞納整理を行わなければならないことは理解しているが、担当者の裁量の幅が大きく、明確な判断基準がない中で滞納整理事務を行わなければならないため、担当者間で事務手続きにばらつきが出ているものとする。滞納整理事務に関する担当者間の目線を合わせるため、収納事務処理要綱をさらに詳細化することやケーススタディ形式で課内研修を開催すること、年度内で定期的な情報共有の場(担当者が抱えている事例に基づく課内相談会)を設けること等、滞納整理事務の均一化に向けた見直しを検討されたい。

【意見】

(市税滞納者への補助金交付について)

国民健康保険税の滞納者に対して、「平成 30 年度山形市中心市街地新規出店者サポート事業費補助金」を交付している事例が 1 件あった。

「平成 30 年度 山形市中心市街地新規出店者サポート事業費補助金交付要綱」では、補助金交付対象について、「平成 29 年度において、市税を滞納していない者」としており、所管部署であった山形ブランド推進課では申請時に平成 29 年度分の納税証明書の提出を受けることにより市税の滞納がないことを確認していた。しかし、納税証明書は、申請者が必要とする税目を指定することができるため、当該申請者が山形ブランド推進課に提出した納税証明書には国民健康保険税の記載がなかったことから、審査時に滞納市税を把握することができず、補助金を交付する結果となった。

納税証明書の提出だけでは、全ての市税の滞納の有無は確認できないことから、申請時に同意書を得た上で、市税の滞納の有無の照会を行う等の対応を行うべきである。**【指摘事項】**

(6)滞納処分事務

「収納事務処理要綱」第8章に基づき、滞納処分事務が適切に実施されているか、下表の滞納者について手続きを実施した。なお、監査対象の滞納者の選定にあたり、平成 31 年度呼出状滞納者リストを入手し、下記の抽出基準に基づき選定した。

①「差押あり」もしくは「証券受託あり」の記載がある滞納者

| 連番 | 管理番号 | 令和 2 年度分滞納額 | 過年度分滞納額 | 最終領収日 | 最終領収金額 | 令和 2 年度納付額 | 処分 |
|----|------|-------------|---------|------------|---------|------------|----|
| 1 | 104 | 33,600 | 60,000 | 令 01/09/01 | 2,070 | | 差 |
| 2 | 154 | 260,400 | 338,040 | 令 02/08/24 | 110,000 | 202,970 | 受 |

| | | | | | | | |
|----|------|-----------|---------|------------|---------|-----------|----------|
| 3 | 156 | 41,600 | 38,000 | 令 02/03/24 | 19,070 | | 受 |
| 4 | 456 | 0 | 86,000 | 令 01/10/17 | 13,640 | | 交 |
| 5 | 654 | 63,600 | 16,490 | 令 02/08/27 | 104,000 | 281,000 | 差 分 |
| 6 | 747 | 16,600 | 6,400 | | 0 | | 差 |
| 7 | 748 | 16,600 | 6,400 | | 0 | | 差 |
| 8 | 1611 | 8,600 | 14,815 | 令 02/08/24 | 4,555 | 4,555 | 差 公 |
| 9 | 1696 | 38,700 | 0 | 令 02/08/25 | 97,740 | 129,310 | 差 |
| 10 | 1777 | 16,600 | 387,600 | 令 01/09/06 | 29,070 | | 差 分 |
| 11 | 1785 | 0 | 57,000 | 令 02/01/10 | 11,400 | | 交 |
| 12 | 1812 | 1,589,100 | 264,379 | 令 02/08/21 | 752,871 | 2,458,901 | 差 |
| 13 | 1987 | 12,900 | 0 | 令 02/08/14 | 7,600 | 7,270 | 差 |
| 14 | 2346 | 78,100 | 39,000 | 令 02/06/25 | 100,000 | 239,070 | 差 分 誓 |
| 15 | 2623 | 0 | 40,500 | 平 30/12/25 | 20,000 | | 差 公 |

※用語の意味は以下のとおりである。

分…分割納付約束

執…執行停止あり

公…督促状の公示送達あり

差…差押あり

受…証券受託あり

誓…分納誓約あり

滞納処分事務は要綱に照らし適切であった。

(7)減免

「山形市市税条例」第 40 条に基づき、適切に減免手続きがされているか、令和元年 12 月分の申請者について手続きを実施した。

(伺 令和2年1月6日起案・決裁)

| | |
|--------------------------------------|---|
| 件名：山形市市税条例第 40 条第 1 項に基づく減免決定について(伺) | |
| 1 申請者 | 納税義務者(個人名のため、記載省略) |
| 2 減免しようとする税額 | 平成 31 年度市民税・県民税 |
| 3 法的根拠 | 山形市市税条例第 40 条第 1 項第 2 号 山形市市税条例施行規則第 5 条 |
| 4 申請理由 | 生活保護受給のため |

減免申請者について、「市・県民税減免申請書」及び「市・県民税減免調書」の閲覧を実施した。減免手続きは条例及び施行規則に基づき、適切になされていた。

(8) 不納欠損処理

「地方税法」第 15 条の7第4項及び第5項並びに第 18 条第1項に基づき、適切に不納欠損処理手続きがされているか、令和元年度分について手続きを実施した。

(伺 令和2年3月 31 日起案・決裁)

| 件名: 令和元年度市税(滞納繰越分)の不納欠損処分について(伺) | |
|----------------------------------|---|
| 1 処分の目的及び理由 | 令和元年度の滞納繰越分徴収金の決算処理を行うにあたり、滞納処分の執行を停止し納付又は納入義務が消滅したもの及び消滅時効となったものについて不納欠損処分とする。 |
| 2 処分の内容等 | 市税(県民税込) 3,196 件 79,432,822 円 国民健康保険税 6,694 件 1,341,497,199 円 |
| 3 根拠法令 | 地方税法第 15 条の7第4項及び第5項 地方税法第 18 条 |

(伺 令和 2 年5月 31 日起案・決裁)

| 件名: 令和元年度市税(滞納繰越分)の不納欠損処分について(伺) | |
|----------------------------------|---|
| 1 処分の目的 | 令和元年度の決算処理を行うにあたり、現在、地方税法第 15 条の7第1項の規定に基づき滞納処分の執行を停止している者の令和元年度の徴収金について、同条の7第5項の規定を根拠として納入する義務を消滅させる(不納欠損処分)ものである。 |
| 2 処分の理由 | 当該徴収金を徴収することができないことが明らかであると認められるため |
| 3 処分の内容等 | 市税(県民税込) 91 件 8,494,155 円 国民健康保険税 28 件 76,400 円 |
| 3 根拠法令 | 地方税法第 15 条の7第1項 地方税法第 15 条の7第5項 |

減免申請者について、「令和1年度不納欠損集計表」及び「不納欠損確定者一覧表」の閲覧を実施した。

不納欠損処理手続きは条例に基づき、適切になされていた。

(9) 財務会計残高と管理台帳の一致

歳入歳出決算書の財務会計残高と収納管理課で管理している市税決算表の残高の一致を確認する。

監査人は、令和2年3月末日現在の財務会計残高と市税決算表の収入未済額の一致を確認した。

(10) 情報セキュリティ

納税課及び収納管理課で使用する「基幹システム」及び「滞納整理システム」の情報セキュリティに関する管理・運用は、「山形市電子情報処理規則」に基づき行われている。

監査人は、現地調査において、実機の確認を行い、ID・パスワード等のセキュリティ運用が規則・手順に基づき適切になされていることを確認した。

第2 法人市民税

1. 債権概要

| | |
|------------|---|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | 財政部 |
| 課名 | 収納管理課 |
| 対象債権(事業名) | 法人市民税 |
| 債権概要 | 法人市民税は、山形市内に事務所又は事業所を有する法人に課される税金である。法人市民税には、資本金等の額や従業者数により一定額が課税される「均等割」と国税である法人税の額に応じて課税される「法人税割」がある。 |
| 根拠法令等 | 地方税法、山形市市税条例、山形市財務規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | その他(地方税法第15条の7第5項、地方税法第18条第1項) |
| 消滅時効の年数 | その他(「地方税法第15条の7第5項」については3年、「地方税法第18条第1項」については5年) |
| 債権管理マニュアル名 | 収納事務処理要綱 |
| 債権管理システム | 滞納整理システムNewCARATS |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|--------|---------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 10,906 | 3,502,942,529 |
| | 収入済み | 10,627 | 3,461,410,624 |
| | 不納欠損 | 93 | 8,150,706 |
| | 収入未済 | 543 | 33,404,859 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 10,996 | 3,401,508,359 |
| | 収入済み | 10,760 | 3,366,185,018 |
| | 不納欠損 | 58 | 3,102,036 |
| | 収入未済 | 522 | 32,221,305 |
| 令和元年度 | 調定 | 10,954 | 3,432,497,705 |
| | 収入済み | 10,730 | 3,397,738,404 |
| | 不納欠損 | 62 | 5,225,926 |
| | 収入未済 | 528 | 29,534,575 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|-------|------------|------------|
| 法人市民税 | 平成 20 年度以前 | 445,839 |
| | 平成 21 年度 | 260,000 |
| | 平成 22 年度 | 360,000 |
| | 平成 23 年度 | 430,000 |
| | 平成 24 年度 | 930,000 |
| | 平成 25 年度 | 886,800 |
| | 平成 26 年度 | 1,860,130 |
| | 平成 27 年度 | 2,293,688 |
| | 平成 28 年度 | 2,902,000 |
| | 平成 29 年度 | 3,235,238 |
| | 平成 30 年度 | 6,939,010 |
| | 令和元年度 | 8,991,870 |
| | 合計 | 29,534,575 |

3. 債権管理の事務について

(概要)

(1) 納税義務者

法人市民税は、山形市内に事務所や事業所等のある法人等に課税される。

| 納税義務者 | 納める税金 |
|---|----------|
| 市内に事務所等がある法人 | 法人税割と均等割 |
| 市内に事務所等はないが、寮や保養所がある法人 | 均等割 |
| 市内に事務所等がある法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、収益事業を行うもの | 法人税割と均等割 |

(2) 税額の計算方法

法人市民税は、国税である法人税額に応じた「法人税割」と、法人税額の有無にかかわらず資本金等や従業者数に応じた「均等割」との合計額である。

(ア) 法人税割

| | | | |
|--------------|---------------------------|---|--------------------------|
| 適用する 事業年度 | 平成26年9月30日以前 に開始する事業年度 | 平成26年10月1日～ 令和元年9月30日まで に開始する事業年度 | 令和元年10月1日以降に 開始する事業年度 |
|--------------|---------------------------|---|--------------------------|

| | | | |
|----|-------|-------|------|
| 税率 | 14.7% | 12.1% | 8.4% |
|----|-------|-------|------|

(イ)均等割

| 均等割の税率適用区分の基準額 | 期末現在の山形市内の 従業者数 | 均等割額 |
|--------------------|--------------------|------------|
| 50億円を超える法人 | 50人超 | 3,000,000円 |
| | 50人以下 | 410,000円 |
| 10億円を超え50億円以下の法人 | 50人超 | 1,750,000円 |
| | 50人以下 | 410,000円 |
| 1億円を超え10億円以下の法人 | 50人超 | 400,000円 |
| | 50人以下 | 160,000円 |
| 1,000万円を超え1億円以下の法人 | 50人超 | 150,000円 |
| | 50人以下 | 130,000円 |
| 1,000万円以下の法人 | 50人超 | 120,000円 |
| | 50人以下 | 50,000円 |
| 上記以外の法人 | | 50,000円 |

(3)納税方法

法人市民税は、事業年度が終了した日の翌日から原則として2ヶ月以内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納める申告納税制度が採用されている。

(4)法人市民税滞納整理事務について

法人市民税の滞納整理については、納税課及び収納管理課で連携しながら行っている。詳細は、「第2章 市の債権管理について 第3 債権管理体制の一元化について」に記載している。

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「山形市市税条例」、「山形市市税条例施行規則」、「収納事務処理要綱(平成12年4月)」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1)総論

法人市民税に関する収入未済額の残高は、平成29年度末33,404千円、平成30年度末32,221千円、令和元年度末29,534千円と減少傾向にあるが、収入未済額はすべて滞納債権であり、本

来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

金額的にも重要性が大きく、さらなる残高低減に努める必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|-------------------|--------------|
| 財政部収納管理課 法人市民税 | 32,221,305 円 |
|-------------------|--------------|

(調定額)

| | | |
|-------------------|-----------------------|--------------|
| 財政部収納管理課 法人市民税 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 21,688,855 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 10,532,450 円 |
| 合計 | | 32,221,305 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 賦課決定及び入金について

任意の1件について、「確定申告書」「基幹システムの賦課状況画面コピー」「法人市民税調定簿」「法人市民税調定額調べ〔法人税割・業種別調べ〕」を閲覧し、賦課決定が適切になされ、起案による決裁がなされていることを確認した。

また、基幹システムの画面閲覧により、賦課決定に関する情報が正しく反映されていること、入金処理がなされていることを確認した。

(4) 財務会計残高と管理台帳の一致

歳入歳出決算書の財務会計残高と収納管理課で管理している市税決算表の残高の一致を確認する。

監査人は、令和2年3月末日現在の財務会計残高と市税決算表の収入未済額の一致を確認した。

(5) その他

督促状、滞納整理事務、滞納処分事務、減免、不納欠損処理及び情報セキュリティについて、

他の市税と同様の手続きを実施しているため、「第1 個人市民税」の監査の結果を参照されたい。

第3 固定資産税

1. 債権概要

| | |
|------------|---|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | 財政部 |
| 課名 | 収納管理課 |
| 対象債権(事業名) | 固定資産税 |
| 債権概要 | 固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している者が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である。 |
| 根拠法令等 | 地方税法、山形市市税条例、山形市財務規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | その他(地方税法第15条の7第5項、地方税法第18条第1項) |
| 消滅時効の年数 | その他(「地方税法第15条の7第5項」については3年、「地方税法第18条第1項」については5年) |
| 債権管理マニュアル名 | 収納事務処理要綱 |
| 債権管理システム | 滞納整理システムNewCARATS |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|---------|----------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 398,024 | 15,201,711,241 |
| | 収入済み | 377,525 | 14,401,498,770 |
| | 不納欠損 | 2,836 | 144,109,120 |
| | 収入未済 | 22,415 | 656,763,805 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 396,610 | 15,147,828,114 |
| | 収入済み | 378,625 | 14,476,625,206 |
| | 不納欠損 | 1,593 | 59,664,578 |
| | 収入未済 | 15,148 | 612,134,455 |
| 令和元年度 | 調定 | 396,412 | 15,287,340,127 |
| | 収入済み | 378,841 | 14,656,666,294 |
| | 不納欠損 | 1,425 | 35,502,926 |
| | 収入未済 | 20,601 | 595,931,719 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|-------|------------|-------------|
| 固定資産税 | 平成 20 年度以前 | 13,288,987 |
| | 平成 21 年度 | 5,344,238 |
| | 平成 22 年度 | 9,367,282 |
| | 平成 23 年度 | 12,642,423 |
| | 平成 24 年度 | 16,981,746 |
| | 平成 25 年度 | 22,720,652 |
| | 平成 26 年度 | 27,536,276 |
| | 平成 27 年度 | 50,560,177 |
| | 平成 28 年度 | 62,925,130 |
| | 平成 29 年度 | 81,079,350 |
| | 平成 30 年度 | 113,015,568 |
| | 令和元年度 | 180,469,890 |
| | 合計 | 595,931,719 |

3. 債権管理の事務について

(概要)

(1) 納税義務者

固定資産税は、固定資産を毎年1月1日(賦課期日)に所有している個人・法人で、登記簿又は土地補充課税台帳・家屋補充課税台帳・償却資産課税台帳に、所有者としてそれぞれ登記又は登録される人が納税義務者となる。ただし、国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区が所有している資産に対しては非課税とされている。また、道路等の公共の用に供する固定資産や、学校法人等が学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産等は非課税である。なお、同一個人・法人が所有する固定資産の課税標準額の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には、免税される。

| 固定資産 | 免税点 |
|------|-------------|
| 土地 | 300,000 円 |
| 家屋 | 200,000 円 |
| 償却資産 | 1,500,000 円 |

(2) 税額の計算方法

固定資産評価基準に基づき、固定資産を評価し、市長がその価格を決定し、この価格を基に課

税標準額を算定する。課税標準額×税率＝税額となる。税率は1.4%である。

(3) 申告義務

固定資産税は賦課課税であるが、償却資産については法人や個人で事業を行っている者で、工場や商店、事務所アパート等を経営している者が、その事業のために所有している機械や工具、備品等の償却資産を所有している場合は、その資産の所在地の市町村長に毎年1月1日現在の内容を1月31日までに申告する必要がある。

(4) 固定資産税滞納整理事務について

固定資産税の滞納整理については、納税課及び収納管理課で連携しながら行っている。詳細は、「第2章 市の債権管理について 第3 債権管理体制の一元化について」に記載をしている。

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「山形市市税条例」、「山形市市税条例施行規則」、「収納事務処理要綱(平成12年4月)」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

固定資産税に関する収入未済額の残高は、平成29年度末656,763千円、平成30年度末612,134千円、令和元年度末595,931千円と減少傾向にあるが、収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

金額的にも重要性が大きく、さらなる残高低減に努める必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成30年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|-------------------|---------------|
| 財政部収納管理課 固定資産税 | 612,134,455 円 |
|-------------------|---------------|

(調定額)

| | | |
|-------------------|---------------------|---------------|
| 財政部収納管理課 固定資産税 | 過年度繰越 (平成29年度以前) | 439,720,076 円 |
|-------------------|---------------------|---------------|

| | | |
|----|---------------------|---------------|
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 172,414,379 円 |
| 合計 | | 612,134,455 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 賦課決定及び入金について

任意の1件について、「登記簿」「償却資産申告書」「基幹システムの賦課状況画面コピー」「平成 31 年度固定資産税(土地・家屋・償却)・都市計画税納税通知書及び課税内訳書の発送について」を閲覧し、賦課決定が適切になされ、起案による決裁がなされていることを確認した。

また、基幹システムの画面閲覧により、賦課決定に関する情報が正しく反映されていること、入金処理がなされていることを確認した。

(4) 財務会計残高と管理台帳の一致

歳入歳出決算書の財務会計残高と収納管理課で管理している市税決算表の残高の一致を確認する。

監査人は、令和 2 年 3 月末日現在の財務会計残高と市税決算表の収入未済額の一致を確認した。

(5) その他

督促状、滞納整理事務、滞納処分事務、減免、不納欠損処理及び情報セキュリティについて、他の市税と同様の手続きを実施しているため、「第1 個人市民税」の監査の結果を参照されたい。

第4 軽自動車税

1. 債権概要

| | |
|------------|--|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | 財政部 |
| 課名 | 収納管理課 |
| 対象債権(事業名) | 軽自動車税 |
| 債権概要 | 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の4月1日現在の所有者に対し、主たる定置場所所在の市町村で課される税金である。 |
| 根拠法令等 | 山形市市税条例、山形市財務規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | その他(地方税法第15条の7第5項、地方税法第18条第1項) |
| 消滅時効の年数 | その他(「地方税法第15条の7第5項」については3年、「地方税法第18条第1項」については5年) |
| 債権管理マニュアル名 | 収納事務処理要綱 |
| 債権管理システム | 滞納整理システムNewCARATS |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|--------|-------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 91,061 | 599,698,223 |
| | 収入済み | 87,402 | 576,624,485 |
| | 不納欠損 | 536 | 2,456,751 |
| | 収入未済 | 3,382 | 20,697,087 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 90,913 | 622,679,087 |
| | 収入済み | 87,423 | 598,754,593 |
| | 不納欠損 | 341 | 1,598,240 |
| | 収入未済 | 3,400 | 22,370,354 |
| 令和元年度 | 調定 | 90,939 | 645,456,154 |
| | 収入済み | 87,446 | 619,634,197 |
| | 不納欠損 | 331 | 1,633,600 |
| | 収入未済 | 3,404 | 24,233,257 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|-------|------------|------------|
| 軽自動車税 | 平成 20 年度以前 | 82,600 |
| | 平成 21 年度 | 85,600 |
| | 平成 22 年度 | 129,124 |
| | 平成 23 年度 | 177,592 |
| | 平成 24 年度 | 193,610 |
| | 平成 25 年度 | 235,740 |
| | 平成 26 年度 | 306,061 |
| | 平成 27 年度 | 1,660,090 |
| | 平成 28 年度 | 3,553,680 |
| | 平成 29 年度 | 4,265,210 |
| | 平成 30 年度 | 5,199,870 |
| | 令和元年度 | 8,344,080 |
| | 合計 | 24,233,257 |

3. 債権管理の事務について

(概要)

(1) 納税義務者

軽自動車税は、毎年4月1日(賦課期日)現在、山形市内に定置場(使用の本拠)のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車等の所有者に対して課税される。ただし、割賦販売等で所有権が留保されている場合は、買主に課税される。

(2) 税額の計算方法

軽自動車税の金額は、下記のとおりである。なお、初年度検査年月日や環境性能等に応じて税額が異なる。

| 車種 | | | | 税額 |
|-------------|---|----|-----|----------|
| 軽自動車 | 四輪以上のもの (総排気量が 660cc 以下) | 乗用 | 自家用 | 10,800 円 |
| | | | 営業用 | 6,900 円 |
| | | 貨物 | 自家用 | 5,000 円 |
| | | | 営業用 | 3,800 円 |
| | 三輪のもの(総排気量が 660cc 以下) | | | 3,900 円 |
| 原動機付 自転車 | 総排気量が 50cc 以下、定格出力が 0.6kw 以下(ミニカーを除く) | | | 2,000 円 |
| | 二輪のもので総排気量が 50cc を超え 90cc 以下、定格出力が 0.6kw を超え 0.8kw 以下 | | | 2,000 円 |
| | 二輪のもので総排気量が 90cc を超え 125cc 以下、定格出力が 0.8kw を超え 1kw 以下 | | | 2,400 円 |
| | ミニカー(三輪以上のもの(一定のものを除く)で総排気量が 20cc を超え 50cc 以下、定格出力が 0.25kw を超え 0.6kw 以下 | | | 3,700 円 |
| 小型特殊 自動車 | 農耕用(乗用トラクタ、コンバイン等) | | | 2,400 円 |
| | その他(フォークリフト等) | | | 5,900 円 |
| 軽二輪車 | 125cc 超 250cc 以下(側車付のものを含む) | | | 3,600 円 |
| 二輪小型 自動車 | 250cc 超 | | | 6,000 円 |
| 雪上車 | | | | 3,600 円 |
| 被けん引車 | | | | 3,600 円 |

(3) 申告義務

納税義務者は住所変更に伴い、新たに山形市内に定置場を定めた場合や、定置場が山形市外になった場合は、新規登録又は、既登録事項の変更手続きが必要である。なお、車両を譲渡・廃車にした場合も、廃車の手続きが必要となる。

(4) 税額の通知及び納付方法

毎年5月 10 日頃に市民税課からの納税通知書により、毎年5月 31 日(土・日・祝日の場合は、翌平日)まで、コンビニエンスストア、金融機関等の窓口あるいは口座振替にて納付する。

(5) 軽自動車税滞納整理事務について

軽自動車税の滞納整理については、納税課及び収納管理課で連携しながら行っている。詳細は、「第2章 市の債権管理について 第3 債権管理体制の一元化について」に記載をしている。

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「山形市市税条例」、「山形市市税条例施行規則」、「収納事務処理要綱(平成12年4月)」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

軽自動車税に関する収入未済額の残高は、平成29年度末20,697千円、平成30年度末22,370千円、令和元年度末24,233千円と増加傾向にあり、収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

金額的にも重要性が大きく、さらなる残高低減に努める必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成30年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|-------------------|--------------|
| 財政部収納管理課 軽自動車税 | 22,370,354 円 |
|-------------------|--------------|

(調定額)

| | | |
|-------------------|---------------------|--------------|
| 財政部収納管理課 軽自動車税 | 過年度繰越 (平成29年度以前) | 14,388,889 円 |
| | 現年度繰越 (平成30年度) | 7,981,465 円 |
| 合計 | | 22,370,354 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 賦課決定及び入金について

任意の1件について、「軽自動車税システム車両台帳入力確認リスト」「納税通知書作成者リスト」「平成31年度軽自動車税の賦課について(伺)」「調定集計表」を閲覧し、賦課決定が適切になされ、起案による決裁がなされていることを確認した。

また、基幹システムの画面閲覧により、賦課決定に関する情報が正しく反映されていること、入金

処理がなされていることを確認した。

(4) 財務会計残高と管理台帳の一致

歳入歳出決算書の財務会計残高と収納管理課で管理している市税決算表の残高の一致を確認する。

監査人は、令和 2 年 3 月末日現在の財務会計残高と市税決算表の収入未済額の一致を確認した。

(5) その他

督促状、滞納整理事務、滞納処分事務、減免、不納欠損処理及び情報セキュリティについて、他の市税と同様の手続きを実施しているため、「第1 個人市民税」の監査の結果を参照されたい。

第5 入湯税

1. 債権概要

| | |
|------------|---|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | 財政部 |
| 課名 | 収納管理課 |
| 対象債権(事業名) | 入湯税 |
| 債権概要 | 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し課される税金である。 |
| 根拠法令等 | 地方税法、山形市市税条例、山形市財務規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | その他(地方税法第15条の7第5項、地方税法第18条第1項) |
| 消滅時効の年数 | その他(「地方税法第15条の7第5項」については3年、「地方税法第18条第1項」については5年) |
| 債権管理マニュアル名 | 収納事務処理要綱 |
| 債権管理システム | 滞納整理システムNewCARATS |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|-----|------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 709 | 59,477,903 |
| | 収入済み | 593 | 53,069,280 |
| | 不納欠損 | 33 | 3,501,598 |
| | 収入未済 | 93 | 2,907,725 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 677 | 58,117,250 |
| | 収入済み | 566 | 54,856,425 |
| | 不納欠損 | 8 | 361,200 |
| | 収入未済 | 98 | 2,899,625 |
| 令和元年度 | 調定 | 613 | 52,525,700 |
| | 収入済み | 506 | 50,421,850 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 102 | 2,103,850 |

(令和元年度年齢調べ表)

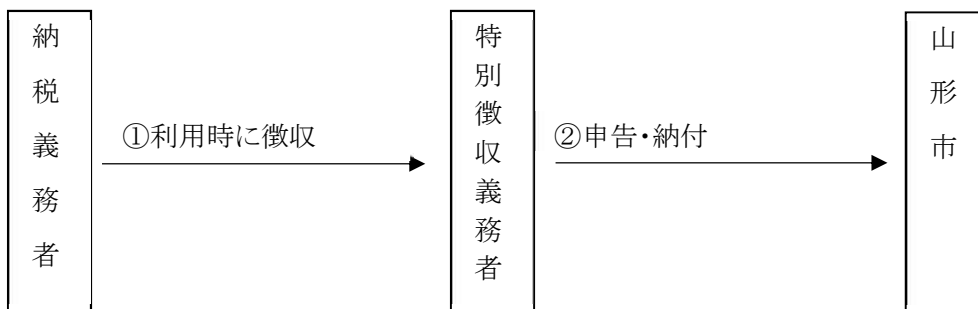
| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|-----|------------|-----------|
| 入湯税 | 平成 20 年度以前 | 0 |
| | 平成 21 年度 | 0 |
| | 平成 22 年度 | 0 |
| | 平成 23 年度 | 0 |
| | 平成 24 年度 | 0 |
| | 平成 25 年度 | 0 |
| | 平成 26 年度 | 0 |
| | 平成 27 年度 | 64,650 |
| | 平成 28 年度 | 429,250 |
| | 平成 29 年度 | 567,150 |
| | 平成 30 年度 | 696,450 |
| | 令和元年度 | 346,350 |
| | 合計 | 2,103,850 |

3. 債権管理の事務について

(概要)

(1) 納税義務者

鉱泉浴場の温泉を利用し入湯した人が納税義務者となり、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者が入湯時に徴収して、山形市に納付する。



(2) 税額の計算方法

入湯税の金額は、下記のとおりである。

| 入湯客 | 税額 |
|----------------------------|-------|
| 宿泊した入湯客 1 人 1 泊 | 150 円 |
| 日帰りの入湯客 1 人 | 75 円 |
| 宿泊した自炊入湯客 1 人 1 泊 | 75 円 |
| 宿泊した 20 人以上の団体の入湯客 1 人 1 泊 | 75 円 |

(3) 申告と納付

鉱泉浴場の経営者が、宿泊料等の料金と一緒に徴収し、翌月の 15 日まで申告・納付する。

(4) 入湯税滞納整理事務について

入湯税の滞納整理については、納税課及び収納管理課で連携しながら行っている。詳細は、「第2章 市の債権管理について 第3 債権管理体制の一元化について」に記載をしている。

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「山形市市税条例」、「山形市市税条例施行規則」、「収納事務処理要綱(平成 12 年 4 月)」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

入湯税に関する収入未済額の残高は、平成 29 年度末 2,907 千円、平成 30 年度末 2,899 千円、令和元年度末 2,103 千円と減少傾向にあるが、収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものであり、さらなる残高低減に努める必要がある。

また、入湯税の滞納は納税義務者による滞納ではなく、鉱泉浴場の経営者が預かっている入湯税を滞納しているものである。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|-----------------|-------------|
| 財政部収納管理課 入湯税 | 2,899,625 円 |
|-----------------|-------------|

(調定額)

| | | |
|-----------------|-----------------------|-------------|
| 財政部収納管理課 入湯税 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 2,156,525 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 743,100 円 |
| 合計 | | 2,899,625 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 賦課決定及び入金について

任意の1件について、「入湯税納入申告書」「入湯税調定整理簿」「諸税・税額更正連絡表(入湯税)」を閲覧し、起案による決裁がなされていることを確認したが、徴収漏れの確認について改善を要する点を確認した。

市民税課では、特別徴収義務者からの納入申告書をもとに賦課決定を行っているが、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者からの申告がない限り、特別徴収義務者の範囲から漏れてしまう。この点に関して、市民税課担当者へのヒアリングの結果、特別徴収義務者の確認については特段の調査等は行っていない旨の回答を得た。

鉱泉浴場の経営者は温泉を公共の浴用又は飲用に利用する場合、山形市保健所に温泉利用許可を得る必要があるため、当該許可に関する情報に基づき、特別徴収義務者の調査等を行うべきである。【指摘事項】

また、鉱泉浴場の経営者からの入湯税の申告について、その内容に誤りがないかについて特段の調査は行っていない旨の回答を得た。

入湯税の申告書に誤りがあった場合、本来山形市に収入されるべき入湯税が収入されないこととなるため、入湯税の申告書について誤りがないか調査等を行うことを検討されたい。【意見】

(4) 財務会計残高と管理台帳の一致

歳入歳出決算書の財務会計残高と収納管理課で管理している市税決算表の残高の一致を確認する。

監査人は、令和2年3月末日現在の財務会計残高と市税決算表の収入未済額の一致を確認した。

(5) その他

督促状、滞納整理事務及び滞納処分事務について、他の市税と同様の手続きを実施しているため、「第1 個人市民税」の監査の結果を参照されたい。

第6 都市計画税

1. 債権概要

| | |
|------------|---|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | 財政部 |
| 課名 | 収納管理課 |
| 対象債権(事業名) | 都市計画税 |
| 債権概要 | 都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用にあてるため、目的税として課税されるものである。 課税対象となる資産は、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋である。 |
| 根拠法令等 | 地方税法、山形市市税条例、山形市財務規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | その他(地方税法第15条の7第5項、地方税法第18条第1項) |
| 消滅時効の年数 | その他(「地方税法第15条の7第5項」については3年、「地方税法第18条第1項」については5年) |
| 債権管理マニュアル名 | 収納事務処理要綱 |
| 債権管理システム | 滞納整理システムNewCARATS |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|---------|---------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 385,319 | 2,677,440,791 |
| | 収入済み | 365,333 | 2,519,843,678 |
| | 不納欠損 | 2,733 | 28,481,627 |
| | 収入未済 | 21,895 | 129,227,382 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 383,751 | 2,659,246,473 |
| | 収入済み | 366,145 | 2,526,616,432 |
| | 不納欠損 | 1,528 | 11,452,584 |
| | 収入未済 | 14,667 | 121,299,162 |
| 令和元年度 | 調定 | 383,195 | 2,687,869,590 |
| | 収入済み | 365,884 | 2,562,748,771 |
| | 不納欠損 | 1,382 | 7,084,486 |
| | 収入未済 | 20,159 | 118,175,841 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|-------|------------|-------------|
| 都市計画税 | 平成 20 年度以前 | 2,634,615 |
| | 平成 21 年度 | 1,050,302 |
| | 平成 22 年度 | 1,197,999 |
| | 平成 23 年度 | 2,438,590 |
| | 平成 24 年度 | 3,370,198 |
| | 平成 25 年度 | 4,630,644 |
| | 平成 26 年度 | 5,616,334 |
| | 平成 27 年度 | 10,058,782 |
| | 平成 28 年度 | 12,670,383 |
| | 平成 29 年度 | 16,295,798 |
| | 平成 30 年度 | 22,509,548 |
| | 令和元年度 | 35,702,648 |
| | 合計 | 118,175,841 |

3. 債権管理の事務について

(概要)

(1) 納税義務者

都市計画税は、山形市内の都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している個人・法人で、登記簿又は土地補充課税台帳・家屋補充課税台帳に、所有者としてそれぞれ登記又は登録される人が納税義務者となる。ただし、同一個人・法人が所有する固定資産の課税標準額の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には、免税される。

| 固定資産 | 免税点 |
|------|-----------|
| 土地 | 300,000 円 |
| 家屋 | 200,000 円 |

(2) 税額の計算方法

固定資産評価基準に基づき、固定資産を評価し、市長がその価格を決定し、この価格を基に課税標準額を算定する。課税標準額×税率＝税額となる。税率は 0.3%である。

(3) 納付方法

4月、7月、12月、2月の4回に分けて、固定資産税とあわせて納付書又は口座振替により納める。

(4)都市計画税滞納整理事務について

都市計画税の滞納整理については、納税課及び収納管理課で連携しながら行っている。詳細は、「第2章 市の債権管理について 第3 債権管理体制の一元化について」に記載をしている。

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「山形市市税条例」、「山形市市税条例施行規則」、「収納事務処理要綱(平成12年4月)」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1)総論

都市計画税に関する収入未済額の残高は、平成29年度末129,227千円、平成30年度末121,299千円、令和元年度末118,175千円と減少傾向にあるが、収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

金額的にも重要性が大きく、さらなる残高低減に努める必要がある。

(2)繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成30年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|-------------------|---------------|
| 財政部収納管理課 都市計画税 | 121,299,162 円 |
|-------------------|---------------|

(調定額)

| | | |
|-------------------|---------------------|---------------|
| 財政部収納管理課 都市計画税 | 過年度繰越 (平成29年度以前) | 87,068,856 円 |
| | 現年度繰越 (平成30年度) | 34,230,306 円 |
| 合計 | | 121,299,162 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 賦課決定及び入金について

任意の1件について、「登記簿」「基幹システムの賦課状況画面コピー」「平成 31 年度固定資産税(土地・家屋・償却)・都市計画税納税通知書及び課税内訳書の発送について」を閲覧し、賦課決定が適切になされ、起案による決裁がなされていることを確認した。

また、基幹システムの画面閲覧により、賦課決定に関する情報が正しく反映されていること、入金処理がなされていることを確認した。

(4) 財務会計残高と管理台帳の一致

歳入歳出決算書の財務会計残高と収納管理課で管理している市税決算表の残高の一致を確認する。

監査人は、令和2年3月末日現在の財務会計残高と市税決算表の収入未済額の一致を確認した。

(5) その他

督促状、滞納整理事務及び滞納処分事務について、他の市税と同様の手続きを実施しているため、「第1 個人市民税」の監査の結果を参照されたい。

第7 国民健康保険税(一般及び退職)

1. 債権概要

| | |
|------------|--|
| 会計 | 国民健康保険事業会計 |
| 部局名 | 市民生活部 |
| 課名 | 国民健康保険課 |
| 対象債権(事業名) | 国民健康保険税 |
| 債権概要 | 必要な保険給付を行うため、社会保険や後期高齢者医療制度に加入されている方等を除くすべての方が加入し、加入者のいる世帯主が負担する税金である。医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3区分からなっており、それぞれに所得によらず課税される「均等割」、「平等割」(低所得者に対する軽減措置有り)、前年の所得に応じて課税される「所得割」がある。 |
| 根拠法令等 | 地方税法、地方税法施行令、山形市国民健康保険条例、山形市国民健康保険条例施行規則、山形市市税条例、山形市財務規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | 地方自治法第236条第1項 |
| 消滅時効の年数 | 5年 |
| 債権管理マニュアル名 | 収納事務処理要綱 |
| 債権管理システム | 滞納整理システムNewCARATS |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

①一般

| | | 件数 | 金額(円) |
|--------|------|---------|---------------|
| 平成29年度 | 調定 | 299,165 | 6,858,990,125 |
| | 収入済み | 235,020 | 4,977,961,052 |
| | 不納欠損 | 13,415 | 312,603,567 |
| | 収入未済 | 67,125 | 1,574,077,898 |
| 平成30年度 | 調定 | 285,585 | 6,526,637,085 |
| | 収入済み | 231,394 | 4,914,707,267 |
| | 不納欠損 | 6,591 | 132,028,519 |
| | 収入未済 | 63,266 | 1,485,264,309 |
| 令和元年度 | 調定 | 278,226 | 6,344,367,830 |
| | 収入済み | 224,415 | 4,770,792,307 |
| | 不納欠損 | 6,469 | 126,608,249 |

| | | | |
|--|------|--------|---------------|
| | 収入未済 | 61,299 | 1,451,803,524 |
|--|------|--------|---------------|

②退職

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|-------|-------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 6,886 | 157,907,142 |
| | 収入済み | 4,723 | 100,037,738 |
| | 不納欠損 | 897 | 20,926,643 |
| | 収入未済 | 1,573 | 36,965,839 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 3,089 | 70,552,822 |
| | 収入済み | 1,866 | 39,858,784 |
| | 不納欠損 | 209 | 4,195,211 |
| | 収入未済 | 1,127 | 26,505,122 |
| 令和元年度 | 調定 | 1,370 | 31,379,201 |
| | 収入済み | 495 | 10,701,496 |
| | 不納欠損 | 253 | 4,965,350 |
| | 収入未済 | 663 | 15,712,355 |

(令和元年度年齢調べ表)

①一般

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|---------|------------|---------------|
| 国民健康保険税 | 平成 20 年度以前 | 12,984,564 |
| | 平成 21 年度 | 9,275,908 |
| | 平成 22 年度 | 14,825,196 |
| | 平成 23 年度 | 22,181,306 |
| | 平成 24 年度 | 28,674,023 |
| | 平成 25 年度 | 38,290,526 |
| | 平成 26 年度 | 53,181,388 |
| | 平成 27 年度 | 156,494,175 |
| | 平成 28 年度 | 205,972,221 |
| | 平成 29 年度 | 236,777,621 |
| | 平成 30 年度 | 285,989,598 |
| | 令和元年度 | 387,156,998 |
| | 合計 | 1,451,803,524 |

②退職

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|---------|------------|------------|
| 国民健康保険税 | 平成 20 年度以前 | 282,548 |
| | 平成 21 年度 | 1,132,795 |
| | 平成 22 年度 | 1,291,042 |
| | 平成 23 年度 | 991,498 |
| | 平成 24 年度 | 1,687,281 |
| | 平成 25 年度 | 736,350 |
| | 平成 26 年度 | 1,405,736 |
| | 平成 27 年度 | 3,332,817 |
| | 平成 28 年度 | 2,628,883 |
| | 平成 29 年度 | 1,499,660 |
| | 平成 30 年度 | 717,858 |
| | 令和元年度 | 5,887 |
| | 合計 | 15,712,355 |

3. 債権管理の事務について

(概要)

(1) 納税義務者

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となる。そのため、世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、家族が国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となる。

なお、上記の国民健康保険税(退職)とは、国民健康保険医療制度のうち、退職者医療制度(平成 27 年3月末に廃止。但し 65 歳まで継続可能。)に加入する世帯主が負担する税金である。

(2) 税額の計算方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つの区分により構成され、税額は各区分の合計額である。

(ア) 医療分

医療分とは、国民健康保険加入者の医療費負担の財源に充てられるものであり、国民健康保険加入者全員が計算対象となる。

| 区分 | 内容 | 医療分 |
|-------|----------------|-----------|
| 所得割 | 課税所得に対する課税率 | 9.42% |
| 均等割額 | 加入者 1 人あたりの額 | 22,800 円 |
| 平等割 | 1 世帯あたりの額 | 26,700 円 |
| 課税限度額 | 1 世帯における課税の上限額 | 610,000 円 |

(イ) 後期高齢者支援金分

後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度の財源に充てられるものであり、国民健康保険加入者全員が計算対象となる。

| 区分 | 内容 | 後期高齢者支援金分 |
|-------|----------------|-----------|
| 所得割 | 課税所得に対する課税率 | 2.79% |
| 均等割額 | 加入者 1 人あたりの額 | 6,700 円 |
| 平等割 | 1 世帯あたりの額 | 8,400 円 |
| 課税限度額 | 1 世帯における課税の上限額 | 190,000 円 |

(ウ) 介護分

介護分とは、介護保険制度の財源に充てられるものであり、国民健康保険加入者のうち 40 歳以上 65 歳未満の人が計算対象となる。

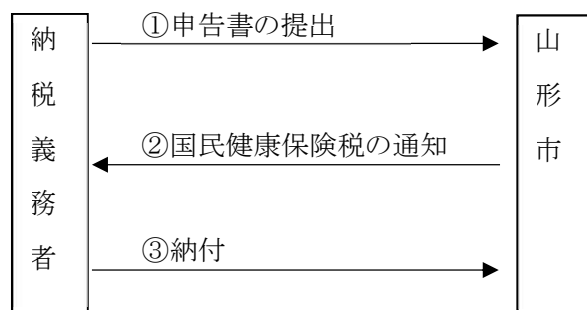
| 区分 | 内容 | 介護分 |
|-------|----------------|-----------|
| 所得割 | 課税所得に対する課税率 | 2.08% |
| 均等割額 | 加入者 1 人あたりの額 | 13,600 円 |
| 平等割 | 1 世帯あたりの額 | — |
| 課税限度額 | 1 世帯における課税の上限額 | 160,000 円 |

(3) 納税方法、徴収方法

国民健康保険税の納税方法には、普通徴収と特別徴収とがある。

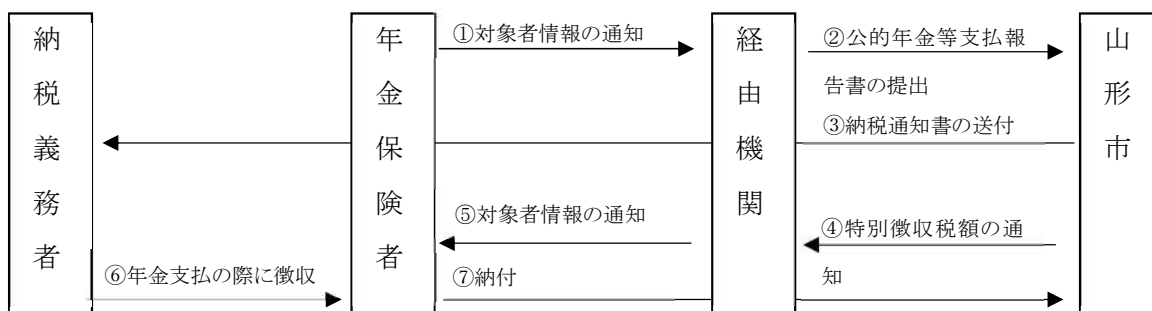
(ア) 普通徴収

普通徴収とは、4月から翌年3月までの1年分を、8期に分割(7月から翌2月)した税額を口座振替、又は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付する方法である。



(イ) 特別徴収

特別徴収は、年金の支給月(年6回)に公的年金から国民健康保険税を差引く方法である。



(滞納整理事務)

(4) 国民健康保険税滞納整理事務について

国民健康保険税の滞納整理については、納税課及び収納管理課で連携しながら行っている。詳細は、「第2章 市の債権管理について 第3 債権管理体制の一元化について」に記載をしている。

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「山形市国民健康保険条例」、「山形市国民健康保険条例施行規則」、「山形市市税条例」、「山形市市税条例施行規則」、「収納事務処理要綱(平成12年4月)」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

国民健康保険税に関する収入未済額の残高は、一般分では平成 29 年度末 1,574,077 千円、平成 30 年度末 1,485,264 千円、令和元年度 1,451,803 千円と減少傾向に、退職分は平成 29 年度末 36,965 千円、平成 30 年度末 26,505 千円、令和元年度末 15,712 千円と減少傾向にあるが、収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

金額的にも重要性が大きく、さらなる残高低減に努める必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

① 一般分

(財務会計)

| | |
|----------------------------|-----------------|
| 市民生活部国民健康保険課 国民健康保険税 一般 | 1,485,264,309 円 |
|----------------------------|-----------------|

(調定額)

| | | |
|----------------------------|-----------------------|-----------------|
| 市民生活部国民健康保険課 国民健康保険税 一般 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 1,085,706,608 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 399,557,701 円 |
| 合計 | | 1,485,264,309 円 |

② 退職分

(財務会計)

| | |
|----------------------------|--------------|
| 市民生活部国民健康保険課 国民健康保険税 退職 | 26,505,122 円 |
|----------------------------|--------------|

(調定額)

| | | |
|----------------------------|-----------------------|--------------|
| 市民生活部国民健康保険課 国民健康保険税 退職 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 24,910,715 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 1,594,407 円 |
| 合計 | | 26,505,122 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 賦課決定及び入金について

任意の1件について、「国民健康保険加入離脱届」「基幹システム資格状況画面コピー」「令和元年度(平成31年度)国民健康保険税当初税額の調定及び納税通知書の発送について(伺)」「調定資料」を閲覧し、賦課決定が適切になされ、起案による決裁がなされていることを確認した。

また、基幹システムの画面閲覧により、賦課決定に関する情報が正しく反映されていること、入金処理がなされていることを確認した。

(4) 財務会計残高と管理台帳の一致

歳入歳出決算書の財務会計残高と収納管理課で管理している市税決算表の残高の一致を確認する。

監査人は、令和2年3月末日現在の財務会計残高と市税決算表の収入未済額の一致を確認した。

(5) その他

督促状、滞納整理事務及び滞納処分事務について、他の市税と同様の手続きを実施しているため、「第1 個人市民税」の監査の結果を参照されたい。

第8 返納金(療養給付費等の返還請求)

1. 債権概要

| | |
|------------|--|
| 会計 | 国民健康保険事業会計 |
| 部局名 | 市民生活部 |
| 課名 | 国民健康保険課 |
| 対象債権(事業名) | 返納金 |
| 債権概要 | 被保険者でないものが国民健康保険を利用した際に、不当利得として返還されるものである。 |
| 根拠法令等 | 民法 |
| 債権の種類 | 私債権 |
| 時効の根拠 | 地方自治法第 236 条第 1 項 |
| 消滅時効の年数 | 5 年 |
| 債権管理マニュアル名 | 保険給付の不正利得、不当利得に係る返還金の取扱要綱 |
| 債権管理システム | 特になし(表計算ソフトで管理) |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|-----|------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 440 | 7,862,747 |
| | 収入済み | 234 | 3,271,265 |
| | 不納欠損 | 11 | 126,431 |
| | 収入未済 | 195 | 4,465,051 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 445 | 10,322,669 |
| | 収入済み | 230 | 5,358,967 |
| | 不納欠損 | 76 | 1,839,508 |
| | 収入未済 | 139 | 3,124,194 |
| 令和元年度 | 調定 | 611 | 10,043,435 |
| | 収入済み | 377 | 5,985,895 |
| | 不納欠損 | 15 | 200,027 |
| | 収入未済 | 219 | 3,857,513 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|-----|------------|-----------|
| 返納金 | 平成 20 年度以前 | 0 |
| | 平成 21 年度 | 0 |
| | 平成 22 年度 | 0 |
| | 平成 23 年度 | 0 |
| | 平成 24 年度 | 0 |
| | 平成 25 年度 | 30,000 |
| | 平成 26 年度 | 0 |
| | 平成 27 年度 | 707,430 |
| | 平成 28 年度 | 342,616 |
| | 平成 29 年度 | 541,779 |
| | 平成 30 年度 | 904,421 |
| | 令和元年度 | 1,331,267 |
| | 合計 | 3,857,513 |

3. 債権管理の事務について

(1) 返納義務者

国民健康保険の資格を喪失した後等、国民健康保険資格がないにも関わらず保険給付を受けた人又はその扶養義務者等が、返納義務者となる。

(2) 返納額の計算方法

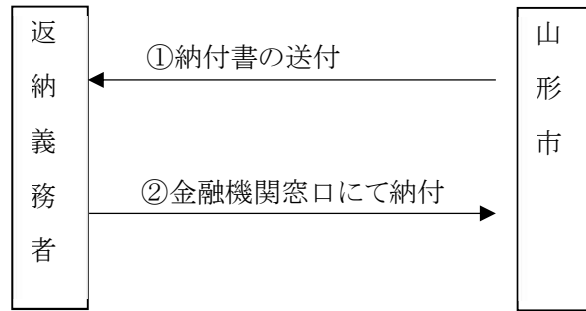
返納額は、国民健康保険資格がないにも関わらず保険給付を受けた金額である。

(3) 納付方法

納付方法には、金融機関窓口において納付する方法と保険者間調整で調整する方法とがある。

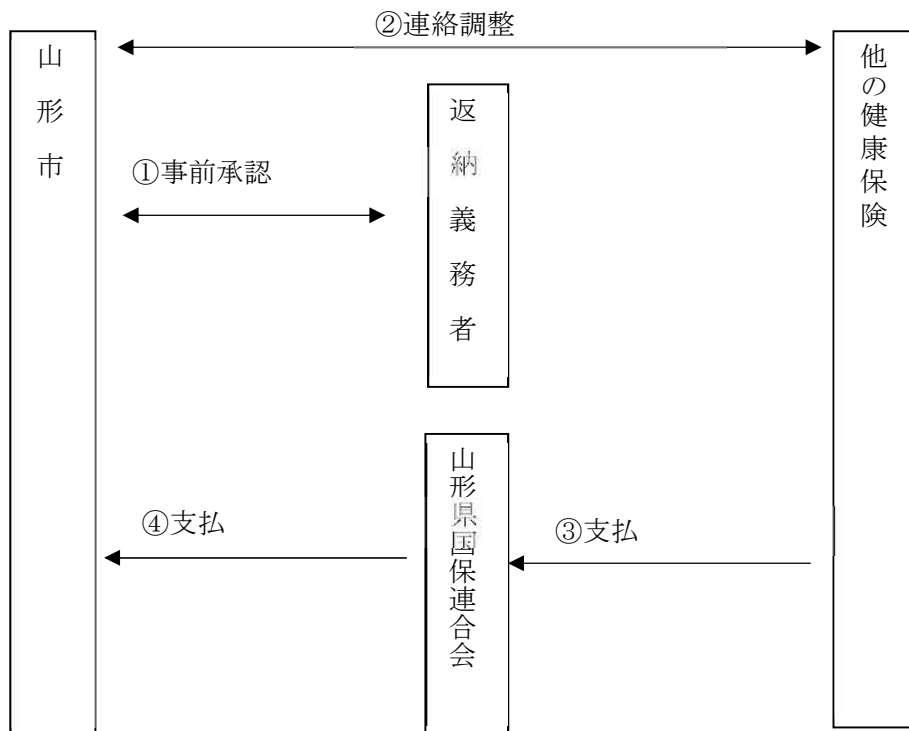
(ア) 金融機関窓口において納付する方法

金融機関窓口において納付する方法とは、返納義務者に納付書を送付し、金融機関窓口で納付する方法である。



(イ) 保険者間調整

保険者間調整とは、保険者・保険医療機関(保険薬局)・国保連合会の合意のもと、資格喪失後の保険給付分を、国保連合会が保険医療機関(保険薬局)に代わり現在資格のある保険者へ請求する調整方法である。



(4) 返納金滞納整理事務について

返納金の滞納整理を含む請求事務は、「保険給付の不正利得、不当利得に係る返還金の取扱要綱」及び国保医療係が定める「不当利得(不正利得)請求マニュアル」に従って行われている。また、請求事務のスケジュールを「返納金年間予定表」として作成した上で、請求事務の業務を行っている。

「保険給付の不正利得、不当利得に係る返還金の取扱要綱」より抜粋

(歳入の調定)

第5条 不正又は不当の保険給付の費用を返還させる場合には、国民健康保険課長は、山形市財務規則(昭和45年市規則第8号)第35条の規定により調定するものとする。

(分納金の整理)

第6条 国民健康保険課長は、返納義務者の納付計画及び納付の状況を明確に整理するため、別記様式により、記録を整備するものとする。

(時効の取扱い)

第7条 第2条による返還請求の消滅時効の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 不正による保険給付の費用の返還に係る時効

民法第166条第1項の規定により、権利を行使することができるに至った日から進行し、法第110条の規定により2年として取り扱う。

(2) 不当による保険給付の費用の返還に係る時効

民法第166条第1項の規定により、権利を行使することができるに至った日から進行し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第1項の規定により、5年として取り扱う。

(時効の中断)

第8条 返還金の請求権については、時効中断のための督促並びに債務の確認書を徴するなどその解決に努めるものとする。

「不当利得(不正利得)請求マニュアル」より抜粋

1 概要

・不正利得とは、偽りその他不正行為を用いて保険給付を受けること。不正行為には刑法上の詐欺罪その他の犯罪に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為を含む。また、被保険者であるかどうかは問わない。(他人の保険証を使用した場合等)【根拠法令:国民健康保険法第65条第1項】

・不当利得とは、法の根拠がないにもかかわらず保険給付を受けること。遡及離脱により資格がなくなった者や所得更正により負担区分が変更になったものなどをいう。【根拠法令:民法第703条】

2 返納金を請求する時期及び請求先

- ・請求する人数やレセプト枚数を見ながら、届出月の6ヶ月後(例:1月分→7月末)をめどに、2～3か月分まとめて請求する。ただし、受診状況や請求先の状況等により前後することがある。(職権消除・転出等で保険証が未回収の場合、有効期限である7月末まで保険証を使用していることがある。また、職権消除の場合、送付先住所が不明になる。)
- ・原則として事実が発生した当時の世帯主に請求する。ただし、世帯状況等により現世帯主または被保険者本人に請求する場合もある。

3 返納リスト及び返納入力シート(エクセル)を作成、整理簿を印刷して点検する。

- ① 返納リストを作成する。上記2の点検結果を返納リストに入力する。
- ② 返納入力シート・返還金整理簿を作成する。
- ③ 返還金整理簿の内容を、COKAS(住所・氏名・資格等)とレセプト(受診内容等)で確認する。
- ④ ③を別の者が点検する。

4 起案を作成、決裁を受ける。【調定】

5 調定、納付書を作成する。

6 発送する。

- ① 発送処理を行う。通知書とレセプトについて公印審査依頼をし、公印押印後、通知書を発送する
- ② 交付用レセプトを準備する。

7 社会保険等に請求のためレセプトの写しの交付

- ・窓口来庁時「レセプトの写しの請求(送付依頼)書」を記入してもらう。
- ・返納金の領収書をコピーする。なければ財務会計で入金されているか確認する。
- ・入金を確認できれば専用封筒にレセプトを入れて封緘し交付する。
- ・入金を確認できないときは、後日入金を確認でき次第郵送する。
- ・返納金整理簿、レセプトの写しの請求書、領収書の写しを綴って保管する。

8 催告(別紙1年間予定表に基づき催告する)

- ①財務会計より、入金者のリストを出力し、返納入力シートに入金状況を入力する。
- ②未入金者を抽出し、リストにして出力する。
- ③起案し、決裁終了後、発送する。

● 回収率向上のための対応として

【分割納付】一括納付が難しい等相談を受けた場合、分割納付誓約書を記入した上で分納計画を立ててもらい、納付書を再作成する。

【保険者間調整】返納金が高額な場合、返納金債権を相殺することができる有効な手段
受診時に加入していた健康保険の保険者に支給申請することができる療養費等を、山形市

国保が代理申請・受領委任に同意した返納義務者について別紙2_保険者間調整スケジュールにしたがって調整する。ただし、療養費の請求の時効が受診日の翌日から2年のため、時効に注意して進める。

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「保険給付の不正利得、不当利得に係る返還金の取扱要綱」及び「不当利得(不正利得)請求マニュアル」に基づき適正になされているかについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

返納金に関する収入未済額の残高は、平成 29 年度末 4,465 千円、平成 30 年度末 3,124 千円、令和元年度末 3,857 千円と 3 百万円から 4 百万円で推移している。収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|---------------------------|-------------|
| 市民生活部 国民健康保険課 一般保険者返納金 | 3,124,194 円 |
|---------------------------|-------------|

(調定額)

| | | |
|---------------------------|-----------------------|-------------|
| 市民生活部 国民健康保険課 一般保険者返納金 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 1,979,313 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 1,144,881 円 |
| 合計 | | 3,124,194 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 請求事務について

「保険給付の不正利得、不当利得に係る返還金の取扱要綱」第 5 条に基づき、適切に請求事務

がなされているか手続きを実施した。

(伺 令和元年 11 月 1 日起案・決裁)

| 件名:療養給付費等の返還請求について(伺) | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 1 対象者 | 国民健康保険の給付を行ったが、遡って資格喪失が判明したもの 56 名 |
| 2 発送文書 | 療養費の給付等の返納について(通知) |

上記 56 件から任意の1件につき、「療養給付費等の返納について(通知)」と照合し、取引を確認した。また、レセプト(保険医療機関等が保険者に提出する診療報酬明細書)の写しを閲覧し、正しく請求されていることを確認した。さらに、財務会計システム出力の収納金通知書を閲覧し、請求と入金について整合性を確認した。

請求事務は要綱に照らして適切であった。

(4) 催告書

「保険給付の不正利得、不当利得に係る返還金の取扱要綱」第8条に基づき、適切に催告書の発送がなされているか手続きを実施した。

(伺 令和2年2月7日起案・決裁)

| 件名:平成 31 年度分療養給付費返納の催告について(伺) | |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| 1 対象者 | 国民健康保険の給付を行ったが、遡って資格喪失が判明したもの 111 名 |
| 2 発送文書 | 療養給付費等の返納について(催告) |

上記 111 件から任意の1件につき、「療養給付費等の返納について(催告)」を閲覧、レセプト(保険医療機関等が保険者に提出する診療報酬明細書)の写しを閲覧し、取引を確認した。

催告書発送事務は要綱に照らし適切であった。

(5) 財務会計残高と管理台帳の一致

財務会計システムと管理台帳である「催告通知一覧」(表計算ソフト作成)の残高との一致を確認する。

監査人は、令和2年3月末日現在の「催告書通知一覧」を入手し、財務会計システムとの一致を確認した。

(6)回収率を上げるための取組の評価

国民健康保険課では、通常の回収行為に加え、保険者間調整や分納の勧奨により、滞納者ごとの状況に応じた方策により回収率の向上に努めている。

しかし、現状の納付方法は、金融機関納付に限られている。山形市税同様、コンビニエンスストア納付を導入し、納付の利便性を向上させることも検討されたい。【意見】

第9 後期高齢者医療保険料

1. 債権概要

| | |
|------------|---|
| 会計 | 後期高齢者医療事業会計 |
| 部局名 | 市民生活部 |
| 課名 | 国民健康保険課 |
| 対象債権(事業名) | 後期高齢者医療保険料 |
| 債権概要 | 後期高齢者医療保険料は、事業に要する費用に充てるため、保険給付費の約1割部分及び保険事業等に要する費用を保険料として後期高齢者医療保険制度の被保険者から徴収することとしている。後期高齢者医療保険料には、所得の多少にかかわらず被保険者全員が公平に課税する「均等割(低所得者に対する軽減措置有り)」と前年の所得に応じて課税される「所得割」がある。 |
| 根拠法令等 | 高齢者の医療の確保に関する法律、山形市後期高齢者医療に関する条例、山形市後期高齢者医療に関する規則、山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | その他(高齢者の医療の確保に関する法律第160条) |
| 消滅時効の年数 | 2年 |
| 債権管理マニュアル名 | 業務手順書 |
| 債権管理システム | 後期高齢者医療システム |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|---------|---------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 229,515 | 2,504,778,120 |
| | 収入済み | 227,483 | 2,477,740,320 |
| | 不納欠損 | 226 | 2,602,540 |
| | 収入未済 | 2,383 | 27,541,990 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 232,116 | 2,480,667,890 |
| | 収入済み | 230,093 | 2,453,507,020 |
| | 不納欠損 | 318 | 2,987,460 |
| | 収入未済 | 2,604 | 29,636,850 |

| | | | |
|-------|------|---------|---------------|
| 令和元年度 | 調定 | 235,769 | 2,562,151,650 |
| | 収入済み | 233,712 | 2,534,859,870 |
| | 不納欠損 | 245 | 2,592,640 |
| | 収入未済 | 2,409 | 28,844,640 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|------------|------------|------------|
| 後期高齢者医療保険料 | 平成 20 年度以前 | 0 |
| | 平成 21 年度 | 0 |
| | 平成 22 年度 | 0 |
| | 平成 23 年度 | 0 |
| | 平成 24 年度 | 36,200 |
| | 平成 25 年度 | 519,990 |
| | 平成 26 年度 | 396,910 |
| | 平成 27 年度 | 1,128,990 |
| | 平成 28 年度 | 1,281,950 |
| | 平成 29 年度 | 4,382,660 |
| | 平成 30 年度 | 7,774,050 |
| | 令和元年度 | 13,323,890 |
| | 合計 | 28,844,640 |

3. 債権管理の事務について

(概要)

(1) 支払義務者

支払義務者は、以下のとおりである。

- ①山形市に住所を有する 75 歳以上の被保険者
- ②山形市に住所を有する 65 歳から 74 歳までの一定の障がいがある被保険者
- ③高齢者の医療の確保に関する法律第55条に該当する住所地に入院・入所する被保険者
- ④①～③の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは被保険者の配偶者

(2) 保険料の計算方法

保険料の金額は、2年ごとに山形県後期高齢者医療広域連合が定めている。広域連合が定める保険料の金額は、前年の所得に応じて課税される「所得割」と所得の多少にかかわらず一定額が課税される「均等割」との合計額である。

(3) 納付方法、徴収方法

後期高齢者医療保険料の納付方法には、特別徴収と普通徴収とがある。

(ア) 特別徴収

特別徴収とは、原則年金から差し引かれる方法である。原則年額 18 万円以上の年金受給者が対象となる。

(イ) 普通徴収

普通徴収とは、山形市より個人に送付される納付書、又は口座振替によって納付する方法である。特別徴収の対象とならなかった人及び口座振替を希望する人が対象となる。

(滞納整理事務)

(4) 後期高齢者医療保険料滞納整理事務について

後期高齢者医療保険料の滞納整理を含む請求事務は、山形県後期高齢者医療広域連合が定める「山形県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画」及び「山形県後期高齢者医療連合後期高齢者医療に関する規則」に従って行われている。また、滞納整理事務の業務手順については高齢者医療係が定める「業務手順書」に従っている。

「山形県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画」より抜粋

1. 計画の趣旨

- 当初計画で想定した収納率を確保するため、保険料滞納者に対して対策を講じる。
- 滞納繰越分保険料に対して収納を確保するために対策を講じる
- 収納対策に関して、広域連合、市町村が実施する内容を明確にする。

2. 基本方針

(1) 保険料納付勧奨および未納防止

未納の発生を抑えるため、口座振替の推進、保険料納付に関する広報活動を行う。

(2) 滞納初期の対策

滞納が発生した場合には、初期段階から催告、納付相談等、きめ細やかな対応を行う。

(3) 滞納繰越分保険料への対策

滞納継続者に対して継続した納付勧奨・指導を行い、納付状況により滞納処分を検討する。

(4) 収納対策に関する連携

広域連合は、県及び市町村と連携し、収納対策に関する協議等を行う。

「業務手順書」より抜粋

【督促状】

◎概要

納期限経過後も保険料を納めていない者に、各期の納期限 20 日後以内に督促状を送送する。

【催告書(単票)】

◎概要

- ・督促状を送送しても保険料を納入しない者には、催告書(単票)を送送する。
- ・督促状送付月の翌月 10 日ごろに送付する。

【累積催告書】

◎概要

- ・督促状・催告書(単票)を送付したが、保険料を納入しない者には、封書(茶色の封筒)で累積催告書を送付する。
- ・送付日 年金支給月の 15 日頃(2、6、10、12 月)

延滞金業務

◎目的

延滞金は、租税債務の履行延滞に対する遅延利息として徴収するもの。
納期内に納付した納付者の利益を尊重し、かつ、納期内の自主納付を促進して納付秩序の確立を図る趣旨から徴収する。

※根拠: 山形市後期高齢者医療に関する条例 第 5 条

◎通知(納付依頼)

○納付依頼(1回目通知)

本料納付後、延滞金を窓口納付されなかった被保険者に対し延滞金納付の依頼を行う。

(毎月 20 日頃送付)

※基準日は、送付月 10 日前後

○催告(2回目通知)

1 回目の延滞金催告によっても納付されない者について、再度、納付催告を行う。

(上記翌月の 20 日頃送付)

※基準日は、送付月 10 日前後

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「山形県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画」及び「業務手順書」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

後期高齢者医療保険料に関する収入未済額の残高は、平成 29 年度末 27,541 千円、平成 30 年度末 29,636 千円、令和元年度末 28,844 千円と継続して高い水準にある。収入未済額はすべて滞納債権であり、山形市の保険料は、そのまま山形県後期高齢者医療広域連合に納付するものであり、山形県後期高齢者医療広域連合の財政には寄与するが、山形市の財政に寄与するものではない。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 市民生活部 国民健康保険課 後期高齢者医療保険料 | 29,636,850 円 |
|-----------------------------|--------------|

(調定額)

| | | |
|-----------------------------|-----------------------|--------------|
| 市民生活部 国民健康保険課 後期高齢者医療保険料 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 14,651,570 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 14,985,280 円 |
| 合計 | | 29,636,850 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 請求事務について

「業務手順書」に基づき、適切に請求事務がなされているか手続きを実施した。

(伺 令和元年7月 11 日起案・決裁)

| | |
|--|--------------------------------------|
| 件名:平成 31 年(令和元)年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び後期高齢者医療保険料納入通知書の送付について(伺) | |
| 1 対象者 | 38,123 人 |
| 2 発送文書 | 後期高齢者医療保険料額決定通知書及び後期高齢者医療保険料納入通知書(案) |

上記 38,123 件から任意の1件につき、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を閲覧し、支払義務者への通知について決裁がなされていることを確認した。

また、後期高齢者医療システムの画面閲覧により、納付に関する情報が正しく反映されていることを確認した。

請求事務は業務手順書に照らして適切であった。

(4)督促状

「業務手順書」に基づき、適切に督促状が発送されていることを確認した。

(伺 令和元年8月 19 日起案・決裁)

| | |
|----------------------------|--|
| 件名:後期高齢者医療保険料督促状の送付について(伺) | |
| 1 概要 | 後期高齢者医療保険料(普通徴収)において、令和元年7月 31 日納期限分が未納となっている者に、督促状を送付する |
| 2 対象者 | 958 件 |
| 3 発送日 | 令和元年8月 19 日 |

上記 958 件から任意の1件につき、督促状発行一覧表及び後期高齢者医療システムの画面と照合し、反映を確認した。

督促状発送事務は業務手順書に照らし適切であった。

(5)催告書

「業務手順書」に基づき、適切に催告書が発送されていることを確認した。

(伺 令和元年9月 11 日起案・決裁)

| | |
|-------------------------|--|
| 件名:後期高齢者医療催告書の送付について(伺) | |
| 1 件数 | 319 件 |
| 2 対象者・内訳 | 後期高齢者医療保険料(普通徴収)において、令和元年7月 31 日納期限分が未納となっている者 |

| | |
|-------|-----------------------|
| | (令和元年8月 19 日に督促状発送済み) |
| 3 発送日 | 令和元年9月 12 日 |

上記 319 件から任意の1件につき、催告書発行一覧表及び後期高齢者医療システムの画面と照合し、反映を確認した。

催告書発送事務は業務手順書に照らし適切であった。

(6) 累積催告書

「業務手順書」に基づき、適切に累積催告書が発送されていることを確認した。

(伺 令和元年6月 14 日起案・決裁)

| | |
|-----------------------------|---|
| 件名:後期高齢者医療催告書(累積)の送付について(伺) | |
| 1 件数 | 281 件 平成 30 年度のみに未納がある者 188 件 平成 30 年度以前にも未納がある者 93 件 |
| 2 対象者 | 後期高齢者医療保険料(普通徴収)において、未納になっている者 |
| 3 発送予定日 | 令和元年6月 17 日 |

上記 281 件から任意の1件につき、累積催告書発行一覧表及び後期高齢者医療システムの画面と照合し、反映を確認した。

累積催告書発送事務は業務手順書に照らし適切であった。

(7) 延滞金

「業務手順書」に基づき、適切に延滞金催告書及び納付書が発送されていることを確認した。

(伺 令和元年 11 月 18 日起案・決裁)

| | |
|-----------------------------|---|
| 件名:後期高齢者医療保険料の延滞金の納付について(伺) | |
| 1 概要 | 令和元年 10 月 11 日より令和元年 11 月 12 日までの期間の、後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納付に基づき、延滞金が発生したものについて、案により通知する。また前月延滞金の納付について通知したが、まだ納付が確認されない者についても案2のとおり再度通知する。 |
| 2 対象者 | 延滞金送付リストのとおり(17 件) |
| 3 送付予定日 | 令和元年 11 月 19 日(水) |

上記 17 件から任意の1件につき、延滞金催告及び納付書発行リスト及び後期高齢者医療システムの画面と照合し、反映を確認した。

延滞金催告書発送事務は業務手順書に照らし適切であった。

(8) 減免

「山形県後期高齢者医療広域連合に関する条例」第 19 条及び「別表(後期高齢者医療保険料の基準)」に基づき、適切に減免手続きがされているかについて手続きを実施した。

減免該当者一覧を閲覧し、いずれも被災を始めとした適切な事由による減免であることを確認した(平成 29 年度2件、平成 30 年度5件、令和元年度4件)。

減免手続きは条例に基づき、適切になされていた。

(9) 財務会計残高と管理台帳の一致

財務会計システムと管理台帳である「後期高齢医療システム」の残高の一致を確認する。国民健康保険課では、年度末に「後期高齢者医療保険料決算表」及び財務会計との整合性を確認するための集計資料「財務とシステム差異」(表計算ソフト作成)にて収入未済額を確認している。

監査人は、令和2年3月末日現在の照合結果を入手し、照合手続きが適切になされていることを確認した。

(10) 情報セキュリティ

国民健康保険課で使用する「後期高齢医療システム」の情報セキュリティに関する管理・運用は、「山形市電子情報処理規則」に基づき行われている。

監査人は、現地調査において、仕様書の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、ID・パスワード等のセキュリティ運用が規則・手順に基づき適切になされていることを確認した。

(11) 回収率を上げるための取組の評価

国民健康保険課では、通常の回収行為に加え、滞納者に対しては有効期限が短い保険証である「短期被保険者証」を発行するほか、口座振替の推奨、電話での催告や宅訪によって、回収率の向上に努めている。

しかし、回収率の向上については特段の数値管理は行っておらず、依然として未収入金の推移は高い水準となっている。

また、現状の納付方法は、口座振替、金融機関納付、市役所窓口納付に限られている。山形市税同様、コンビニエンスストア納付を導入し、納付の利便性を向上させることも検討されたい。【意見】

第 10 生活保護費返還金

1. 債権概要

| | |
|------------|--|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | 福祉推進部 |
| 課名 | 生活福祉課 |
| 対象債権(事業名) | 生活保護費返還金 |
| 債権概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第 63 条 本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合、とりあえず保護を行い、資力が換金された段階で、既に支給した保護金品を返還するものである。 ・生活保護法第 78 条 不実の申請その他不正な手段によって保護を受けた者又は他人をして受けさせた者からその費用を徴収するものである。 |
| 根拠法令等 | 生活保護法第 63 条,78 条 |
| 債権の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年9月 30 日以前に発生した生活保護法 63 条返還金及び平成 26 年6月 30 日以前に発生した生活保護法 78 条の徴収金は非強制徴収公債権 ・平成 30 年 10 月1日以降に発生した生活保護法第 63 条返還金及び平成 26 年7月1日以降に発生した生活保護法 78 条徴収金は強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | 地方自治法第 236 条第 1 項 |
| 消滅時効の年数 | 5年 |
| 債権管理マニュアル名 | 「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」 |
| 債権管理システム | 財務会計システム |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|-----|-------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 373 | 146,625,220 |
| | 収入済み | 202 | 61,464,887 |
| | 不納欠損 | 22 | 1,848,544 |
| | 収入未済 | 253 | 83,311,789 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 442 | 133,820,532 |
| | 収入済み | 209 | 40,520,980 |
| | 不納欠損 | 29 | 3,060,663 |
| | 収入未済 | 305 | 90,238,889 |

| | | | |
|-------|------|-----|-------------|
| 令和元年度 | 調定 | 503 | 138,482,735 |
| | 収入済み | 223 | 36,581,571 |
| | 不納欠損 | 16 | 2,609,945 |
| | 収入未済 | 354 | 99,291,219 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|----------|------------|------------|
| 生活保護費返還金 | 平成 20 年度以前 | 3,467,045 |
| | 平成 21 年度 | 2,510,130 |
| | 平成 22 年度 | 4,705,441 |
| | 平成 23 年度 | 2,033,233 |
| | 平成 24 年度 | 6,460,932 |
| | 平成 25 年度 | 4,020,906 |
| | 平成 26 年度 | 4,860,528 |
| | 平成 27 年度 | 16,761,716 |
| | 平成 28 年度 | 6,162,910 |
| | 平成 29 年度 | 16,529,631 |
| | 平成 30 年度 | 14,384,346 |
| | 令和元年度 | 17,394,401 |
| | 合計 | 99,291,219 |

3. 債権管理の事務について

(1) 生活保護返還金の種類

生活保護返還金の種類は以下のとおりである。

「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」より一部抜粋

生活保護返還金等の種類

収入とするもの

・第 63 条返還金

急迫の場合等で資力があるものについて保護を応急的に行ったときに、事後においてその費用を返還させる措置である。

・第 78 条徴収金

不正手段によって保護を受けた者、又は受けさせたものから保護費を支弁した実施機関がその費用を徴収するものである。

(2) 債権管理事務

「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」より一部抜粋

I 未収金の回収等

1 債権管理

(1) 未回収債権の状況管理事務

返還金等の債権状況管理事務は、「債権管理簿 (Access で作成)」により、管理係が行う。

3 納期限まで納付されない場合の取扱い

(1) 督促

ア 督促の法的効果

督促の法的効果として、時効中断の効力を有する。(自治法 236-4)

・特別の事情がない場合は、納期限経過後 20 日以内に行うものとする。(市財務規則 134-1)

イ 督促状の送付

滞納しているものに対して、督促を発する日から 10 日以内の日を指定して督促状送付する。(市財務規則 134-2)

管理係で財務会計システムにより未納状態を確認し、課長決裁後、債務者あてに督促状を送付する。

※督促には時効中断の効果があり、督促状が到達した翌日が時効の起算日となる(時効中断となる督促は初回のみ。2回目以降の督促、催告には時効の中断効力はない)。

(2) 催告

ア 催告の方法

督促をしても納付されない場合には、必要に応じて、文書催告、電話催告、訪問徴収、呼び出し等を併行して行う等、誠実に納付を履行するように催告する。

イ 催告について

① 督促後初めて催告を行う場合

督促状に記載されている納期限後、引き続き一ヶ月以上滞納をしている世帯に催告書の送付を行い台帳に記録する。

② 2回目以降催告を行う場合

管理係から配付される未収金一覧表で、催告(状況調査)を行う。

ウ 強制執行等の措置について

督促をした後相当な期間を経過してもなお履行されない時は、自治令 171-2で強制執行の措置をとることとされているが、債務者の大半が被保護者等の低所得者であることを考慮して、強制執行は悪質な債務者を除き分割納付、履行延期の特約等の制

度を活用し、極力、債務者の理解の下での徴収に努める。

4 債務の相続等

債務者(廃止ケースを含む)が死亡した場合は、相続人へ請求し、債権の保全に努める。
当該債務者の法定相続人の有無につき、戸籍抄本を取り揃えて調査を行う。

(1) 戸籍抄本の取得方法

利害関係人(相続債権者)として戸籍抄本の請求を行う。(自治法 231-3-1、同 240-2、自治令 171)

(2) 相続人の有無

ア 相続人に対し、被相続人が死亡したことの事実、相続債務の存在、相続する意思の有無、連絡先を記載した書類を郵送して相続の状況を把握する。

イ 相続放棄は、相続人が「相続の開始があったことを知った時」から「3ヶ月以内」に「その旨を家庭裁判所に申述」する必要がある。(民法 915、同 938)

そのため、アを送付した日の翌日から3ヶ月以上経過した後、家庭裁判所による相続放棄の証明書を徴収し、適正な相続放棄の手続きをした者が存在するか確認する。

なお、3ヶ月以内に裁判所で手続きをしない場合は、相続を承認したものと扱われるので、アで相続人が相続放棄の意思表示をしていたとしても、相続人として取り扱うことになる。

ウ 相続人の有無を確定し、適正な債権の保全に努める。

(3) 相続人が存在する場合

相続分に応じた債権額の請求を行う。

(4) 相続人が存在しない場合

時効の完成を待つて不納欠損処理を行う。

Ⅲ 不納欠損処分

1 消滅時効の完成

(1) 期間

被保護者等(保護廃止になった者を含む)に対し扶助費の返還請求をする場合5年(自治法 236)

(2) 起算点

イ 法 63 条による返還金

被保護者に資力があるにもかかわらず保護を受けた日の翌日

ウ 法 78 条による返還金

実施機関が不正受給の事実を知った日の翌日

2 不納欠損処分の手続き

(1) 不納欠損処分の手続きは、毎年度1回年度末に行う。

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

生活保護費返還金に関する収入未済額の残高は、平成 29 年度末 83,311 千円、平成 30 年度末 90,238 千円、令和元年度末 99,291 千円と増加傾向にある。収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

金額的にも重要性が大きく、残高低減に努める必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|-------------------------|--------------|
| 福祉推進部 生活福祉課 生活保護費返還金 | 90,238,889 円 |
|-------------------------|--------------|

(調定額)

| | | |
|-------------------------|-----------------------|--------------|
| 福祉推進部 生活福祉課 生活保護費返還金 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 76,793,798 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 13,445,091 円 |
| 合計 | | 90,238,889 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 賦課・収納

生活保護費の返還を求めるかどうか、返還を求める場合には生活保護法第 63 条又は同法 78 条とするかは、福祉推進部生活福祉課で都度開催されるケース診断会議で決定する。

サンプルで生活保護法第 63 条と 78 条に該当するケースを 1 件ずつ確認した。

(伺 令和2年3月 11 日起案・令和2年3月 13 日決裁)

| | |
|--------------------------------|--|
| 件名:生活保護法第 63 条の設定及び費用返還について(伺) | |
| 1 対象者世帯および対象者 | 個人情報のため省略 |
| 5 法第 63 条設定及び費用返還の理由 | 対象者は平成 14 年 2 月 26 日より生活保護を開始しており、平成 30 年 10 月 1 日および平成 31 年 2 月 1 日に企業年金を受給していたが、いずれについても当福祉事務所に収入申告がされていなかった。 平成 30 年度課税台帳調査の実施により未申告の企業年金があることが判明したため、令和2年3月4日にケース診断会議を行った結果、平成 30 年 10 月 1 日に受給した企業年金(遡及分)については法第 78 条、平成 31 年 2 月 1 日に受給した企業年金については法第 63 条に基づき返還を求めることとなった。 ついては、当該企業年金について生活保護法第 63 条を設定し、平成 31 年 2 月 1 日から支弁した保護費の範囲内で返還させるものである。 |
| 6 返還決定額 | 3,392 円 |

上記賦課について、令和2年3月 31 日を納期限とした納入通知書が発送されており、令和2年3月 26 日付で領収済であること確認した。

(伺 令和2年3月6日起案・令和2年3月9日決裁)

| | |
|--|--|
| 件名:生活保護法第 78 条(生活保護費の不正受給に対する費用徴収)の適用及び費用徴収額の決定について(伺) | |
| 1 対象者世帯および対象者 | 個人情報のため省略 |
| 6 生活保護法第 78 条の理由 | 対象者に対しては、収入等があった場合は収入申告が必要である旨を通知しており、収入等があった場合の申告義務を認識しながら申告を怠ったことは極めて悪質性、隠避性が高いものと判断できる。したがって、当該期間中に得た対象者の就労収入に対して法第 78 条を適用するものである。 |
| 7 費用徴収額 | 10,742 円 |

上記賦課について、令和2年3月 31 日を納期限とした納入通知書が発送されており、令和2年3月 26 日付で領収済であること確認した。

(4)督促状

「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」において、「特別の事情がない場合は、納期限経過後 20 日以内に行うものとする」(山形市財務規則第 134 条第 1 項)ことになっている。

「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」に基づき、適切に督促状が発送されているかについて手続きを実施した。

(伺 令和2年3月4日起案、令和2年3月6日決裁)

| | |
|-------------------|------|
| 件名:返還金の督促状について(伺) | |
| 1 送付件数 | 15 件 |

上記 15 件の内訳は以下のとおり。

| No | 調定額(円) | 調定日 | 納期限 |
|----|-----------|----------------|----------------|
| 1 | 375,000 | 平成 31 年4月 19 日 | 令和元年5月7日 |
| 2 | 227,980 | 令和元年6月7日 | 令和元年7月1日 |
| 3 | 934,000 | 令和元年6月7日 | 令和元年7月1日 |
| 4 | 60,565 | 令和元年6月 18 日 | 令和元年7月3日 |
| 5 | 31,126 | 令和元年7月 25 日 | 令和元年8月8日 |
| 6 | 27,594 | 令和元年8月 22 日 | 令和元年9月5日 |
| 7 | 15,400 | 令和元年 10 月1日 | 令和元年 10 月 15 日 |
| 8 | 33,700 | 令和元年 10 月 17 日 | 令和元年 10 月 31 日 |
| 9 | 906 | 令和元年 11 月 21 日 | 令和元年 12 月5日 |
| 10 | 109,000 | 令和元年 12 月2日 | 令和元年 12 月 16 日 |
| 11 | 1,623,806 | 令和元年 12 月 12 日 | 令和元年 12 月 16 日 |
| 12 | 23,628 | 令和元年 12 月 17 日 | 令和2年1月6日 |
| 13 | 10,568 | 令和2年1月 23 日 | 令和2年2月6日 |
| 14 | 18,575 | 令和2年2月7日 | 令和2年2月 21 日 |
| 15 | 12,271 | 令和2年2月7日 | 令和2年2月 21 日 |

令和元年度内に発生した督促対象の債権について、実際の運用では令和2年3月6日に一括で督促状の発送を決裁しており、「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」と異なる運用がなされている。

「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」において、督促は「特別の事情がない場合は、納期限経過後 20 日以内に行うものとする」(山形市財務規則第 134 条第 1 項)ことになっており、また、滞納債権の回収は適時に督促を行うことが有用と考えられることから、規程通りの運用に改めるべきである。【指摘事項】

(5) 催告書

「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」において、「督促後初めて催告を行う場合督促状に記載されている納期限後、引き続き一ヶ月以上滞納をしている世帯に催告書の送付を行い台帳に記録する。」と規定されている。督促状の発送が規程通り運用されていないため、結果として催告書も規程通りの運用が行われていない。【指摘事項】

(6) 相続人への請求事例について

「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」によると、債務者が死亡した場合は、相続人へ請求し、債権の保全に努めることになっている。令和元年度において不正受給した生活保護費について相続人へ請求している事例が1件あった。

事例の概要は以下のとおりである。

①生活保護申請に至る経緯

対象者は山形市内の持ち家にて妻と生活していたが、持病の悪化により在宅生活が困難となったため、単身で施設入所し、無年金で施設費用が賄えず生活保護申請に至った。

②生活保護受給期間

平成 24 年 8 月 7 日～平成 26 年 11 月 3 日(死亡により廃止)

③不正受給の経緯

生活保護の申請にあたり、急迫状態にあることを確認するため、申請者は福祉事務所長に対し世帯の収入や資産について申告する義務を有する。収入には就労収入や年金収入のほか、保険の解約返戻金、各種手当が含まれ、資産には土地家屋や車、生命保険等が含まれるが、対象者は生命保険契約を保有していたもののそれを申告せず、また平成 25 年 10 月に入金された当契約の解約返戻金も申告しなかった。

④発覚のきっかけ

平成 25 年 10 月、対象者の妻が来所し、対象者にかけていた生命保険を解約するため印鑑証明をとる必要があり、生活保護受給者証がほしいと来所したことによる。対象者の妻によれば、解約返戻金は少額であろうとのことであったが、福祉事務所としては、契約者が対象者であった場合は解約返戻金について生活保護法(以下「法」という。)第 63 条又は法第 78 条に基づく費用返還の対象となることを説明した。

費用徴収の決定にあたり、福祉事務所が法第 29 条に基づき保険会社に対し調査を行ったところ、既に当月に解約されており、対象者名義の口座へ入金があることが判明した。

対象者には生活保護申請時より繰り返し、何らかの収入があった場合は福祉事務所に申告する必要があることを指導し、対象者もこれを理解していた。それにも関わらず申告を怠ったことは悪質性が高いとして、法第 78 条を適用し返還させることを決定した。

⑤生命保険契約の実態

契約者:対象者

保険の種類:終身保険

保険期間:終身

契約年月日:平成 14 年2月1日

保険金等受取人:対象者の妻

保険金額:1,000,000 円

保険料(月払):9,835 円

その他:平成 25 年 10 月 11 日付解約済

⑥費用徴収額の算定

平成 24 年8月申請時における解約返戻金 70,484 円・・・A

平成 24 年8月～平成 26 年3月までの保護費支給分 466,116 円・・・B

B の生活保護費が①の解約返戻金を上回っているため、A を返還対象とする。

(なお、医療費・介護費及び現物給付費についてはすでに B が A を上回っているため、算定を省略した。)

⑦返済計画

平成 26 年3月 17 日付対象者あてに、法第 78 条の規定に基づく費用返還に関する通知を送付したが、対象者は返還することなく平成 26 年 11 月2日に死亡した。死亡後、対象者の相続人である長男から法第 78 条返還金について、既に保護費を費消してしまい、一括で返還することができないため履行期限の延期及び分割返済申請書が提出され、審査の結果これを承認することにした。

(分割返済計画)

| | |
|-----------------------------------|-------------|
| 平成 26 年 12 月～平成 29 年9月まで(34 か月)毎月 | 2,000 円 |
| 平成 29 年 10 月 | 2,484 円 |
| | 合計 70,484 円 |

⑧収納状況

令和2年 11 月4日現在返還済額は 32,000 円、未収額は 38,484 円

⑨その後の経過

長男は分割返済計画に従い返済していたが、平成 27 年 11 月 21 日に死亡したため、対象者の妻に対し納付指導をしているが、対象者の妻も平成 28 年3月3日に生活困窮のため生活保護を開始したこともあり、返還は滞っている。

なお、上記の他、相続人に請求すべき案件がないか質問したところ、「請求すべき案件はあるが、一人のケースワーカーが担当するケース数が約 100 ケースと国が標準としている 80 ケースを大幅に上回っており、日常業務で手一杯の現状である。来年度以降、ケースワーカーの増員が見込めるため、相続人調査も必要に応じ実施していく。」との回答であった。

人員不足は理解できるが、請求が遅れるほど回収が長期化する可能性があり、早期に体制を整え、適時の請求業務をおこなうことが必要である。【指摘事項】

(7) 不納欠損

「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」に基づき、適切に不納欠損処理が実施されているかについて手続きを実施した。

(伺 令和2年3月 31 日起案・決裁)

| |
|--|
| 件名: 令和元年度生活保護費返還金・徴収金の不納欠損処分について(伺) |
| 1 地方自治法第 236 条第1項の消滅時効完成によるもの (生活保護法第 63 条及び 78 条に基づいた行政処分により発生した公債権であることから同法に該当) |
| 16 件 2,609,945 円 |

16 件のうち1件について、上記伺書添付の明細により5年の消滅時効が成立していることを確認した。不納欠損処理は「生活保護費返還金等にかかる事務手続きについて」に照らし適切であった。

(8) 財務会計残高と管理台帳の一致

財務会計システムと管理台帳(調定一覧)の残高の一致を確認する。

監査人は、令和2年3月末日現在の照合結果を入手し、残高の一致していることを確認した。

(9) 情報セキュリティ

福祉推進部生活福祉課で使用する債権管理システムの情報セキュリティに関する管理・運用は、「山形市電子情報処理規則」に基づき行われている。

監査人は、現地調査において、実機の確認を行い、ID・パスワード等のセキュリティ運用が規則・手順に基づき適切になされていることを確認した。

(10) 回収率を上げるための取組の評価

一括での納付が困難な場合は分割による納付を指導したりと回収率を上げる取組みは進んでいるが、依然として回収率は低く、過年度の債権になると回収率は1桁台にとどまる。金額が大きく悪質なケースについては、特に回収率を高める必要があると考えられる。【意見】

第 11 介護保険料

1. 債権概要

| | |
|------------|--|
| 会計 | 介護保険事業会計 |
| 部局名 | 福祉推進部 |
| 課名 | 介護保険課 |
| 対象債権(事業名) | 介護保険料 |
| 債権概要 | 第 1 号被保険者(市内に住所を有する 65 歳以上の者)にかかる介護保険料 |
| 根拠法令等 | 介護保険法、山形市介護保険条例、山形市介護保険条例施行規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | その他(介護保険法第 200 条第 1 項) |
| 消滅時効の年数 | 2年 |
| 債権管理マニュアル名 | 山形市滞納整理マニュアルによる |
| 債権管理システム | 介護保険システム |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|---------|---------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 443,007 | 4,724,796,590 |
| | 収入済み | 429,609 | 4,605,331,770 |
| | 不納欠損 | 4,616 | 33,644,010 |
| | 収入未済 | 11,868 | 89,621,820 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 446,648 | 5,025,337,520 |
| | 収入済み | 434,590 | 4,913,775,420 |
| | 不納欠損 | 4,301 | 31,553,470 |
| | 収入未済 | 10,686 | 84,117,520 |
| 令和元年度 | 調定 | 447,833 | 4,966,043,820 |
| | 収入済み | 438,225 | 4,864,640,740 |
| | 不納欠損 | 4,164 | 31,490,620 |
| | 収入未済 | 9,206 | 73,739,760 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|-------|------------|------------|
| 介護保険料 | 平成 20 年度以前 | 0 |
| | 平成 21 年度 | 0 |
| | 平成 22 年度 | 0 |
| | 平成 23 年度 | 0 |
| | 平成 24 年度 | 15,100 |
| | 平成 25 年度 | 23,800 |
| | 平成 26 年度 | 0 |
| | 平成 27 年度 | 35,000 |
| | 平成 28 年度 | 443,330 |
| | 平成 29 年度 | 1,269,760 |
| | 平成 30 年度 | 35,886,560 |
| | 令和元年度 | 36,066,210 |
| | 合計 | 73,739,760 |

3. 債権管理の事務について

入手資料「介護保険料の賦課と徴収」より一部抜粋

(介護保険料の賦課と徴収)

介護保険料は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより算定した保険料率により算定した保険料を課すこととされている(賦課期日は当該年度の4月1日)。

徴収方法は、基本的に特別徴収(公的年金からの差引き)となるが、65歳になったばかりの方、転入されたばかりの方や公的年金額 18 万円未満の方などは特別徴収にならない場合もある。特別徴収できない場合は、普通徴収(納付書又は口座振替での納付)となる。

納入通知(年額及び徴収方法を通知)

・年度当初分(被保険者全員)

特別徴収分・・・圧着はがき

普通徴収分・・・封書(納付書同封)

7月中旬発送

・異動分

65歳到達者及び転入者 封書(納付書同封)

毎月中旬発送(7月を除く)

納期等

特別徴収分 年金支給月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)

普通徴収分 7月～2月の月末(月末が土日祝日の場合は翌営業日)(年8回)

(収入消込)

・特別徴収

年金支給月の翌月(奇数月)月上旬に年金支払者より入金されるため、奇数月の10日頃に特別徴収消込処理を行う(バッチ処理)

・普通徴収(納付書による納付)

金融機関で受理した保険料は、収納管理課で原符の仕訳等が行われ、介護保険分の消込データが作成される。日計日ごとに普通徴収分消込処理を行う(バッチ処理)

・普通徴収(口座振替による納付)

収納管理課に届く口座振替結果のうち、介護保険分結果データを収納管理課で作成。

口座振替分消込処理を行う(バッチ処理)

山形銀行分 納期限の翌々営業日に実施

他行分 山形銀行処理日の翌々日

・収入の把握

収入日計表(介護保険システム出力帳票)

・納付の確認

介護保険システム(収納状況照会)

(不納欠損)

介護保険料の消滅時効 2年(介護保険法第200条第1項)

時効により消滅する債権について、不納欠損処理を行う。

不納欠損処理

年1回、4月実施

※滞納期間に応じて一定期間、給付制限(介護サービス利用時の負担割合が引き上げられる)がかかる場合あり。

(督促処理)

納期限までに納付すべき金額を完納しない場合、納期限後20日以内に督促状を作成し、発送する。

・督促手数料 70円(山形市督促手数料条例)

・毎月1回処理(時間外でのバッチ処理)

(例)

令和2年7月31日 納付期限

令和2年8月19日 督促状発送

令和2年8月20日 督促徴収指定日

(催告処理)

督促状送付後もなお、未納のものに対して、催告書を発送

<現年度分>

前々期納期限までの未納分について抽出

毎月1回処理(時間外でのバッチ処理)

催告送付日については、月次処理や生活保護代理納付等を考慮し決定する。

<過年度分>

11月処理 前々年度5期納期限から前年度3月納期限までの未納を抽出

1月 前々年度7期納期限から前年度3月期期限までの未納を抽出

年2回処理(時間外でのバッチ処理)

・所得段階の高い者、65歳到達者には、時効の説明や給付制限事例について記載した文書を同封

・送付

<現年度分>

送付日:毎月10日頃

<過年度分>

12月

2月

(時効通知処理)

翌月に2年の時効に到達するものを抽出し、時効通知を作成し発送する。

毎月1回処理(時間外でのバッチ処理)

・送付

毎月月末

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「山形市滞納整理マニュアル」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

介護保険料に関する収入未済額の残高は、平成29年度末89,621千円、平成30年度末84,117千円、令和元年度末73,739千円と減少傾向にあるが、収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され被保険者の介護給付費等に活用されるべきものである。

金額的にも重要性が大きく、さらなる残高低減に努める必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|----------------------|--------------|
| 福祉推進部 介護保険課 介護保険料 | 84,117,520 円 |
|----------------------|--------------|

(調定額)

| | | |
|----------------------|-----------------------|--------------|
| 福祉推進部 介護保険課 介護保険料 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 42,017,020 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 42,100,500 円 |
| 合計 | | 84,117,520 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 賦課・収納

市民税のデータを毎年5月に介護保険システム(gprime 介護)に取り込み、7月に介護保険料を決定する。収納消込は収納管理システムと介護保険システムのデータ連携により行われ、介護保険システムの収納状況照会で収納状況のステータスが確認可能である。

(伺 令和元年7月8日起案・令和元年7月12日決裁)

| | |
|--------------------------------|--|
| 件名: 令和元年度 介護保険料納入通知書の送付について(伺) | |
| 2 送付文書 | (1) 特別徴収額決定通知書 67,381 件 (2) 納入通知書 4,289 件 うち、死亡による代理人未設定者等 55 件は、代理人設定され次第送付します。 |

上記のうち、納入通知書によるサンプルを 1 件確認し、7月に納入通知書が発送されていること及び介護保険システムの収納状況照会で収納状況を確認した。

(4) 督促状

介護保険課の介護保険料については独自の債権管理マニュアルを制定していないため、山形市滞納整理マニュアルに準拠して債権の管理を行うことになる。

「山形市滞納整理マニュアル」に基づき、適切に督促状が発送されているか、令和元年度賦課分で納期限が令和2年3月2日のものについて手続きを実施した。

(伺 令和2年3月19日起案・決裁)

| | |
|-----------------------|---|
| 件名:介護保険料督促状の送付について(伺) | |
| 1 送付対象期別 | 令和元年度賦課分で納期限が令和2年3月2日のもの (主に令和元年度 第8期) |
| 2 法定納期限 | 令和2年3月2日 |
| 3 督促状送付日 | 令和2年3月19日 |
| 4 指定納期限 | 令和2年3月31日 |
| 5 送付件数 | 1,011件 |

督促状発送日、回収期限は「山形市滞納整理マニュアル」に照らし適切であった。

(5) 催告書

「山形市滞納整理マニュアル」に基づき、適切に催告書が発送されているか、現年度及び過年度分について手続きを実施した。

(伺 令和2年3月11日起案・決裁)

| | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 件名:介護保険料催告書の送付について(伺) | |
| 1 対象者 | 令和元年度賦課 未納分 (納期限:令和2年1月31日までのもの) |
| 2 送付件数 | 853件 |

現年度の催告書は「山形市滞納整理マニュアル」に照らし適切に発送手続きがなされていた。

(伺 令和2年2月4日起案・決裁)

| | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 件名:介護保険料過年度催告書の送付について(伺) | |
| 1 対象者 | 平成29年度第7期～平成30年度3月納期分までで未納のもの |
| 2 送付件数 | 840件 |

過年度の催告書は「山形市滞納整理マニュアル」に照らし適切に発送手続きがなされていた。

(6) 不納欠損

「介護保険料の賦課と徴収」に基づき、適切に不納欠損処理が実施されているかについて手続きを実施した。

(伺 令和2年3月 31 日起案・決裁)

| | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 件名: 令和元年度末における介護保険料の不納欠損処分について(伺) | |
| 1 不納欠損処分とする理由 | 介護保険法第 200 条第1項の規定による、2年の消滅時効に該当するため。 |

不納欠損処理は「介護保険料の賦課と徴収」に照らし適切であった。

(7) 財務会計残高と管理台帳の一致

財務会計システムと介護保険システム(gprime 介護)の残高の一致を確認する。

監査人は、令和2年3月末日現在の照合結果を入手し、残高の一致していることを確認した。

(8) セキュリティポリシーの準拠状況

福祉推進部介護保険課で使用する債権管理システムの情報セキュリティに関する管理・運用は、「山形市電子情報処理規則」に基づき行われている。

監査人は、現地調査において、実機の確認を行い、ID・パスワード等のセキュリティ運用が規則・手順に基づき適切になされていることを確認した。

(9) 回収率を上げるための取組の評価

口座振替の勧奨、広報やまがたへの掲載及び過年度催告への給付制限等事例掲載文書の同封等回収率を上げるための取組が行われている。なお、過年度催告への給付制限等事例掲載文書には以下のような文言が記載されている。

(一部抜粋)

〇〇〇〇様

令和2年2月 28 日
山形市長 佐藤 孝弘

介護保険料の未納について(時効についてのお知らせ)

下記保険料については、再三の催告にもかかわらずいまだに納付されていません。つきましては、最寄りの金融機関へ早急にお納めください。このまま滞納が続きますと、来る令和2年3月 21 日をもって2年の時効に該当し、その翌日以降は保険料をさかのぼって納めることができなくなります。

時効により納められない保険料がある場合、将来介護サービスを利用する際、過去 10 年間にさ

かのぼって通算の未納期間に応じて、自己負担割合が引き上げられるとともに、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

～以下省略～

第 12 民間立保育所保育料負担金

1. 債権概要

| | |
|------------|---|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | こども未来部 |
| 課名 | 保育育成課 |
| 対象債権(事業名) | 民間立保育所保育料負担金 |
| 債権概要 | 山形市に住所のある児童が民間の認可保育所に入所した際に保護者又は扶養義務者にかかる利用者負担額である。保護者又は扶養義務者の市民税の課税額等によって利用者負担額が決定する。令和元年 10 月から3歳以上児が無償化となった。 |
| 根拠法令等 | 子ども・子育て支援法、山形市保育所の保育の利用に要する利用者負担等に関する規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | 地方自治法第 236 条第 1 項 |
| 消滅時効の年数 | 5年 |
| 債権管理マニュアル名 | 保育料滞納整理手順 |
| 債権管理システム | 保育業務システム「こあら」 |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|--------|-------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 39,623 | 866,170,640 |
| | 収入済み | 37,641 | 833,630,690 |
| | 不納欠損 | 51 | 714,500 |
| | 収入未済 | 2,031 | 31,825,450 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 35,283 | 780,130,070 |
| | 収入済み | 33,194 | 746,040,710 |
| | 不納欠損 | 713 | 10,527,860 |
| | 収入未済 | 2,126 | 23,561,500 |
| 令和元年度 | 調定 | 23,681 | 559,986,070 |
| | 収入済み | 22,330 | 536,263,490 |
| | 不納欠損 | 106 | 1,802,820 |
| | 収入未済 | 1,381 | 21,919,760 |

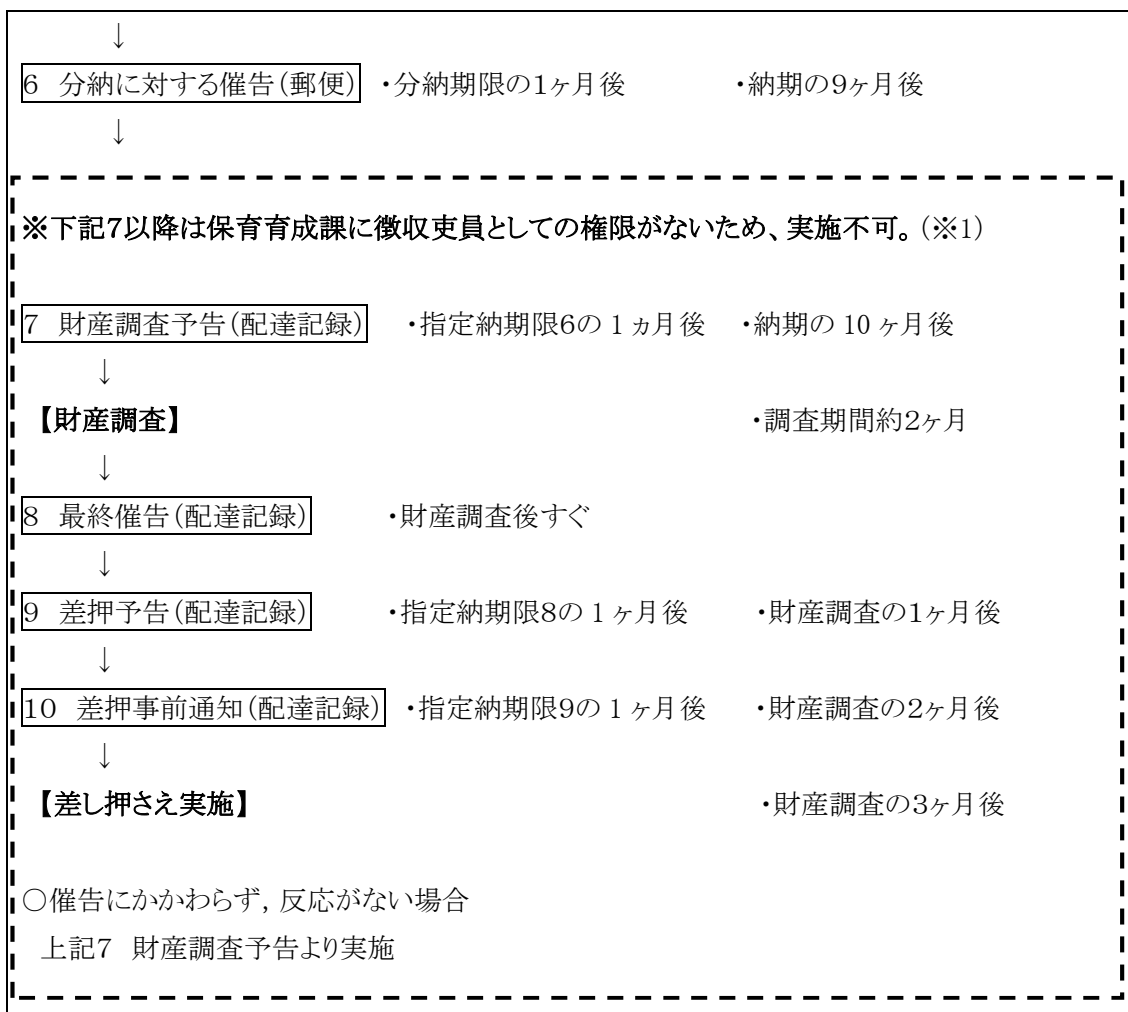
(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|--------------|------------|------------|
| 民間立保育所保育料負担金 | 平成 20 年度以前 | 324,750 |
| | 平成 21 年度 | 665,100 |
| | 平成 22 年度 | 364,300 |
| | 平成 23 年度 | 319,750 |
| | 平成 24 年度 | 145,900 |
| | 平成 25 年度 | 636,700 |
| | 平成 26 年度 | 2,117,050 |
| | 平成 27 年度 | 4,929,900 |
| | 平成 28 年度 | 3,651,150 |
| | 平成 29 年度 | 2,687,070 |
| | 平成 30 年度 | 3,328,350 |
| | 令和元年度 | 2,787,050 |
| | 合計 | 21,957,070 |

会計上の金額(年度別推移)と年齢調べ表との間の 37,310 円の相違については、後述の「4. 監査の結果 (8)収入未済の内訳について」において原因を記載している。

3. 債権管理の事務について

| | | |
|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 「保険料滞納整理手順」より一部抜粋 | | |
| 『督促・催告』 | (発送日) | (備考) |
| 1 督促状送付(郵便) | ・納期後 20 日以内 | |
| ↓ | | |
| 2 催告1(保育園) | ・督促の 1 ヶ月後ごろ | ・納期の2ヶ月後 |
| ↓ | | |
| 3 催告2(保育園) | ・2後, 直近の6・9・12・3月 | ・納期の3ヶ月～5ヶ月後 |
| ↓ | | |
| 4 催告3(保育園) | ・未納が6ヶ月以上 | ・納期の7ヶ月後 |
| 『催告後・継続入所申請時』 | | |
| 5-1 分納計画書(兼) | ・随時 | ・同時に5-2「山形市の滞納処分手続きについて」の配布 |
| ↓ | | |
| 5-3 分割納付書の発送(郵便) | ・誓約後, 早急に発送 | |



(※1)包括外部監査人による補足

山形市市税条例(昭和40年10月1日条例第37号)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市の職員をいう。

山形市市税条例施行規則(昭和51年3月30日規則第11号)

第2条 条例第2条第1号の市長の委任を受けた徴税吏員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 財政部長並びに財政部市民税課、資産税課、収納管理課及び納税課に所属する職員
- (2) 市民生活部長及び市民生活部国民健康保険課に所属する職員のうち、保険税に関する事務に従事するもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長において特に指定する職員

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適

正になされているか、「保育料滞納整理手順」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

民間立保育所保育料負担金に関する収入未済額の残高は、平成 29 年度末 31,825 千円、平成 30 年度末 23,561 千円、令和元年度末 21,919 千円と減少傾向にあるが、収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

金額的にも重要性が大きく、さらなる残高低減に努める必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|------------------------------|--------------|
| こども未来部 保育育成課 民間立保育所保育料負担金 | 23,561,500 円 |
|------------------------------|--------------|

(調定額)

| | | |
|------------------------------|-----------------------|--------------|
| こども未来部 保育育成課 民間立保育所保育料負担金 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 18,974,380 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 4,587,120 円 |
| 合計 | | 23,561,500 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 賦課・収納

毎年4月1日に利用者の前年度所得(4月から8月分は前々年度所得)を基準として利用者負担額の賦課決定を行う。利用者負担額決定通知書は保護者宛と施設宛のそれぞれに発送する。

こどもコード(支給認定証番号)で財務システムと保育業務システム「こあら」の関連付けができており、「こあら」の画面上で収納状況の確認が可能である。

(伺 平成 31 年4月1日起案・決裁)

| | |
|---|---|
| 件名:平成 31 年度子どものための教育・保育給付に伴う利用者負担額の決定について(4月から8月分)(伺) | |
| 1 対象者・利用者負担額 | 別紙一覧のとおり 1号認定 1,178 名 2号・3号認定 5,986 名 |

4月に利用者負担額決定通知書が発送されていること及び保育業務システムの収納状況照会で収納状況を確認した。

(4)督促状

「保育料滞納整理手順」に基づき、適切に督促状が発送されているかについて手続きを実施した。

(伺 令和元年5月 23 日起案・令和元年5月 24 日決裁)

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 件名:督促状の発送について(4月分) | |
| 1 対象者 | 平成 31 年度4月分保育料負担金の未納者 |
| 2 送付要件 | 納期限後 20 日以内に発送 |
| 3 法定納期限 | 令和元年5月7日 |
| 4 本通知の督促納期限 | 令和元年6月5日 |
| 5 送付件数 | 110 件 |

督促状は「保育料滞納整理手順」に照らし適切に発送手続きがなされていた。

(5)催告書

「保育料滞納整理手順」に基づき、適切に催告書が発送されているかについて手続きを実施した。

(伺 令和元年6月 18 日起案・令和元年6月 19 日決裁)

| | |
|----------------------|----------------------------------|
| 件名:催告書の発送について(6月発送分) | |
| 1 対象者 | 平成 31 年度4月分保育料負担金の未納者 |
| 2 送付要件 | 督促後も納付されない場合、督促の1か月後に発送(納期の2か月後) |
| 3 法定納期限 | 令和元年5月7日 |
| 4 当通知による指定納期限 | 令和元年7月1日 |
| 5 送付件数 | 36 件 |

催告書は「保育料滞納整理手順」に照らし適切に発送手続きがなされていた。

(6) 不納欠損

「保育料滞納整理手順」に基づき、適切に不納欠損処理が実施されているかについて手続きを実施した。

(伺 令和2年3月 31 日起案・決裁)

| | |
|--|---|
| 件名:平成 31 年度市立保育所保育料負担金及び民間立保育所保育料負担金の不納欠損処分について(伺) | |
| 1 記 | (一部抜粋) 1 不納欠損処分とする理由 当該保育料負担金についてはこれまで督促状等により納入を促してきたが、納付に至らなかったことで、地方自治法第 236 条第1項の規定により、時効により金銭債権が消滅するため。 |

不納欠損処理は「保育料滞納整理手順」に照らし適切であった。

(7) 減免規定の周知について

山形市は「利用者負担額減免事務取扱要領(平成 30 年9月1日改正)」により、一定の事由が生じた場合に利用者負担額を減免する措置を設けているが、市のホームページ上に掲載があるのみで広く利用者に周知されているとは言い難い。減免事由に該当し、減免することが適切と判断される利用者に関しては適宜減免を行って滞留債権を発生させないようにするために、利用者に減免制度の存在を広く周知させることを検討されたい。【意見】

利用者負担額減免基準表

| 区分 | 減免の事由 | 減免の割合 | 減免の期間 | 摘要 |
|----|--|--|----------------------------|--|
| 1 | 支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。 | 全焼、全壊の損害を受けたとき | 申請の月から6月 | 継続利用した場合は、減免期間を通算する。 |
| | 半焼、半壊の損害を受けたとき | 5/10 | | |
| 2 | 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。 | 扶養義務者等の年間合計所得見込額が前年の合計所得額と比較して70%以上減少したとき | 申請の月から6月を限度として減免の事由の継続する期間 | |
| | | 同 50% | | |
| 3 | 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。 | 疾病者の医療費又は、これに準ずる諸経費（公的保険金により補てんされる部分を除く）の支払額の前2月の月平均額が前年の月平均所得額の70%以上の場合 | 申請の月から6月を限度として減免の事由の継続する期間 | |
| | | 同 50% | | |
| 4 | 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。 | 扶養義務者等の年間合計所得見込額が前年の合計所得額と比較して70%以上減少したとき | 申請の月から6月を限度として減免の事由の継続する期間 | |
| | | 同 50% | | |
| 5 | 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律により指定市町村として指定された市町村より山形市へ避難、又は住所を移転することを余儀なくされているとき。又は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令に規定する区域内より山形市へ住所を移転し、家屋等に半焼、半壊以上の被害を受けた旨の被災証明のあるとき。 | 全部 | 申請の月からその年度の3月まで | 対象者は、山形市の保育認定子どもとする。 ただし、国等の定める国庫補助金等が交付されているあいだに限り減免を行う。 |
| 6 | その他市長が必要と認めたとき | 特別の事由があるものについては、その都度審査する | 市長が認める割合 | 市長が認める期間 |

(8) 収入未済の内訳について

民間立保育所保育料負担金の令和元年度末の会計上の残高は 21,919,760 円、管理台帳(滞納者リスト)上の残高は 21,957,070 円となっており、会計上の残高が 37,310 円少なくなっている。他方、市立保育所保育料の令和元年度末の会計上の残高は 4,328,810 円、管理台帳上の残高は 4,291,500 円となっており、会計上の残高が 37,310 円多くなっている。差額の発生原因は、市立保育所から民間立保育所への転園が発生した際に調定の付け替えが行われなかったことと考えられ、これにより会計上、民間立保育所保育料負担金と市立保育所保育料の間に 37,310 円の入り繰りが生じている。回収自体は完了している債権のため管理台帳上は取引情報が残っておらず、相違している取引自体を特定することは困難とのことである。

令和3年度から新しい債権管理システムに移行予定のため、それまでに会計上と管理台帳上の残高の一致を図るための方針を定める必要がある。【指摘事項】

(9) 財務会計残高と管理台帳の一致

財務会計システムと管理台帳(滞納者リスト)の残高の一致を確認する。

監査人は、令和2年3月末日現在の照合結果を入手し、上記(8)の相違を考慮した残高が一致していることを確認した。

(10) 情報セキュリティポリシーへの準拠状況について

「山形市 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」において、各課等の長を情報セキュリティ管理者とすることになっているが、規程通りに運用されている。パスワードに関しては、文字数や使用する文字の種類で一定の規程が定められているが、システム(保育業務システム「こあら」)ではパスワード設定に制約があり、規程通り運用できていない。また、システムの仕様上、ID は1つしか設定できないため、全担当者間で1つの ID とパスワードの組み合わせが共有されている状況である。各担当者毎に使用する PC には別途起動の際にパスワードの入力が必要なため、ログの管理は実施できている。新システム導入の際に、規程に準拠した体制に変更することを検討されたい。

【意見】

(11) 回収率を上げるための取組の評価

口座振替の勧奨、各施設から滞納者への声掛け等を実施している。回収率を高めるため、卒園者に対しては、外部業者へ委託することも選択肢として検討されたい。【意見】

第 13 市立保育所保育料

1. 債権概要

| | |
|------------|--|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | こども未来部 |
| 課名 | 保育育成課 |
| 対象債権(事業名) | 市立保育所保育料 |
| 債権概要 | 山形市に住所のある児童が市立保育所に入所した際に保護者又は扶養義務者にかかる利用者負担額である。保護者又は扶養義務者の市民税の課税額等によって利用者負担額が決定する。令和元年10月から3歳以上児が無償化となった。 |
| 根拠法令等 | 子ども・子育て支援法、山形市保育所の保育の利用に要する利用者負担等に関する規則 |
| 債権の種類 | 強制徴収公債権 |
| 時効の根拠 | 地方自治法第 236 条第 1 項 |
| 消滅時効の年数 | 5 年 |
| 債権管理マニュアル名 | 保育料滞納整理手順 |
| 債権管理システム | 保育業務システム「こあら」 |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|-------|-------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 8,395 | 173,487,360 |
| | 収入済み | 8,080 | 170,029,360 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 319 | 3,458,000 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 8,400 | 171,021,150 |
| | 収入済み | 8,069 | 167,124,600 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 624 | 3,896,550 |
| 令和元年度 | 調定 | 5,711 | 123,373,980 |
| | 収入済み | 5,362 | 119,045,170 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 411 | 4,328,810 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|----------|------------|-----------|
| 市立保育所保育料 | 平成 20 年度以前 | 0 |
| | 平成 21 年度 | 0 |
| | 平成 22 年度 | 0 |
| | 平成 23 年度 | 0 |
| | 平成 24 年度 | 0 |
| | 平成 25 年度 | 0 |
| | 平成 26 年度 | 0 |
| | 平成 27 年度 | 1,367,950 |
| | 平成 28 年度 | 625,600 |
| | 平成 29 年度 | 747,600 |
| | 平成 30 年度 | 723,700 |
| | 令和元年度 | 826,650 |
| | 合計 | 4,291,500 |

会計上の金額と滞納マスターの 37,310 円の相違については、第 13 民間立保育所保育料負担金の「4. 監査の結果 (8)収入未済の内訳について」で原因を記載している。

3. 債権管理の事務について

第 13 民間立保育所保育料負担金を参照されたい。

4. 監査の結果

(1) 総論

市立保育所保育料に関する収入未済額の残高は、平成 29 年度末 3,458 千円、平成 30 年度末 3,896 千円、令和元年度末 4,328 千円と増加傾向にあるが、収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

金額的には重要性は大きくないが、残高低減に努める必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|--------------------------|-------------|
| こども未来部 保育育成課 市立保育所保育料 | 3,896,550 円 |
|--------------------------|-------------|

(調定額)

| | | |
|--------------------------|-----------------------|-------------|
| こども未来部 保育育成課 市立保育所保育料 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 2,826,650 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 1,069,900 円 |
| 合計 | | 3,896,550 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) その他

賦課・収納、督促状、催告書、不納欠損、減免規定の周知について、収入未済の内訳について、財務会計残高と管理台帳の一致、情報セキュリティポリシーへの準拠状況及び回収率を上げるための取組の評価については、「第 13 民間立保育所保育料負担金」を参照されたい。

第 14 市営住宅使用料

1. 債権概要

| | |
|------------|--|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | まちづくり政策部 |
| 課名 | 管理住宅課 |
| 対象債権(事業名) | 市営住宅使用料 |
| 債権概要 | 市営住宅使用料は、入居者から徴収する家賃である。金額については、毎年度入居者からの収入の申告により認定された収入に基づき、公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算定される。 |
| 根拠法令等 | 公営住宅法 公営住宅法施行令 山形市営住宅条例 |
| 債権の種類 | 私債権 |
| 時効の根拠 | 民法 |
| 消滅時効の年数 | 5年 |
| 債権管理マニュアル名 | 山形市営住宅家賃滞納整理事務要領 |
| 債権管理システム | 公営住宅管理システム |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|----|-------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | | 632,677,414 |
| | 収入済み | | 457,377,020 |
| | 不納欠損 | | 0 |
| | 収入未済 | | 175,300,394 |
| 平成 30 年度 | 調定 | | 628,191,203 |
| | 収入済み | | 448,426,929 |
| | 不納欠損 | | 2,586,775 |
| | 収入未済 | | 177,177,499 |
| 令和元年度 | 調定 | | 613,430,772 |
| | 収入済み | | 430,785,204 |
| | 不納欠損 | | 0 |
| | 収入未済 | | 182,645,568 |

なお、管理住宅課では件数の集計は行っていない。

(令和元年度年末収入未済額年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|---------|------------|-------------|
| 市営住宅使用料 | 平成 20 年度以前 | |
| | 平成 21 年度 | |
| | 平成 22 年度 | |
| | 平成 23 年度 | |
| | 平成 24 年度 | |
| | 平成 25 年度 | 105,123,185 |
| | 平成 26 年度 | 11,561,978 |
| | 平成 27 年度 | 10,215,205 |
| | 平成 28 年度 | 10,263,620 |
| | 平成 29 年度 | 14,026,089 |
| | 平成 30 年度 | 13,422,061 |
| | 令和元年度 | 18,033,430 |
| | 合計 | 182,645,568 |

※平成 24 年度以前の収入未済額が平成 25 年度に一括して集約されている。

3. 債権管理の事務について

(概要)

(1) 山形市市営住宅について

山形市営住宅の概要及び入居に関する概要は以下のとおりである。

山形市市営住宅管理センターのホームページより抜粋

市営住宅とは

- (1) 住宅にお困りで比較的所得が低い方のための住宅です。
- (2) 国の補助を受けて山形市が建設し市営住宅管理センターが管理している住宅です。

入居申込資格及び条件

- (1) 持ち家がなく、住宅に困っている方
- (2) 同居する家族(親族)がある方

※ただし、家族を不自然に分割した申し込みはできません。

※結婚予定の方は結婚3カ月前から婚約者を同居者として申し込みできます。

- (3) 収入認定(月額)が法律等で定めた基準を超えていない方
- (4) 申込者及び同居予定家族(親族)が暴力団員でないこと。

収入基準について

入居申込者の収入基準(山形市営住宅条例で定めた金額)

- (1) 公営住宅 収入認定月額が 158,000円以下
- (2) 改良住宅 収入認定月額が 114,000円以下

ただし、高齢者等のみの世帯、障がい者や小学校就学前のお子さんがある世帯等は、入居収入基準が公営住宅は、214,000円以下、改良住宅は、139,000円以下になります。

※政令改正により、平成21年4月から収入基準が変更(引下げ)になりました。

申込方法

1. 募集方法

以下の方法で、募集住宅名、募集戸数、申込受付期間等をお知らせしています。

- (1) 「広報やまがた」(奇数月1日号)への掲載
- (2) 山形市役所及び市営住宅管理センターホームページへの掲載(偶数月20日頃)
- (3) 市営住宅管理センター(食糧会館4階)窓口での掲示

2. 入居申込受付

- (1) 期間 上記方法でお知らせします。(原則として奇数月初旬)
- (2) 場所 市営住宅管理センター窓口(食糧会館4階)
- (3) 方法 所定の申込書に必要事項を記載の上、必要書類を添えて申込みください。
 - ・申込書は市営住宅管理センター窓口にて備え付けております。
 - ・申込みの際は、できる限り本人または同居する家族の方がいらしてください。
 - ・申込受付時に資格審査をします。書類不備の申込み、郵送による申込みは受け付けできません。
 - ・申込みできる住宅は、募集住宅のうち1つです。

なお、要援護世帯に該当する方は、別途、要援護世帯への割当て住宅にも申し込みができます。

3. 入居決定

- (1) 公開抽選により入居順位を決定します。
- (2) 入居決定者
 - ・抽選会で入居が決定した方は、所定の契約手続きの後、市が通知した入居可能日以降に入居していただきます。
 - ・入居決定後に入居を辞退した場合、辞退届の提出の日から3カ月間市営住宅の申込みを受け付けません。(辞退の際は辞退届の提出が必要です。)
- (3) 入居補欠者
 - ・入居順位により入居補欠者に決定した方は、決定から3カ月間資格を有することになります。
 - ・入居辞退者があった場合または申込みした住宅(同タイプに限る)の空き部屋が出た場合は、

市営住宅管理センターから順位順に連絡します。

・連絡を受けた方からは、所定の契約手続きの後、市が通知した入居可能日以降に入居していただきます。ただし、入居決定者同様、入居を辞退した場合は、辞退届の提出の日から3カ月間市営住宅の申込みを受け付けません。(辞退の際は辞退届の提出が必要です。)

・入居決定(市営住宅管理センターからの連絡)前に他の市営住宅に申込みする場合は、申込取消届の提出が必要です。

(4) 随時入居申込できる住宅

飯塚アパート 3 階以上(A 棟以外)(単身不可)、松山アパート3階以上(単身不可)、あずま町アパート 3 階以上(単身不可)、元木アパート A・C 棟・大家族用(入居世帯 6 人以上、60 歳以上の者を含む場合は 5 人)に空き部屋がある場合は、随時申込を受け付けます。(公開抽選によらず入居の決定を行います。)

なお、対象住宅の追加等があった場合は、市営住宅管理センターホームページ及び募集案内でお知らせします。

入居手続き等

入居決定者に対しては、入居決定後に詳細な説明をいたします。

1 入居請書(契約書)の提出

入居決定者は、入居決定の通知を受けた日から10日以内に、要件を満たす連帯保証人(2名以内)との連署による「請書」の提出、敷金(家賃の3カ月)の納付が必要になります。

[連帯保証人の資格]

- ・市区町村県民税が課税されており、かつ、その滞納がない方
- ・山形市営住宅に入居していない方
- ・未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、または破産者でない方

※住所要件はありません。(山形市以外の方でも可)

※添付書類として、連帯保証人の「印鑑登録証明書」と「市区町村県民税の納税証明書」が必要になります。

2 家賃以外の使用料等について

以下については、入居者で組織している団体(駐車場管理組合等)に納付することになります。

- ・共用部分の電気料や水道料等の共益費
- ・駐車場使用料(駐車場がある住宅の入居者で、駐車場を使用する方)

(2) 家賃滞納整理事務について

山形市営住宅の家賃滞納整理については、「山形市営住宅家賃滞納整理事務要領」に定められている。

「山形市営住宅家賃滞納整理事務要領」より抜粋

(趣旨)

第 1 条 この要領は、山形市営住宅(以下「住宅」という。)の家賃を納期限までに納付しない者(以下「滞納者」という。)に対する督促等に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促状)

第 2 条 市長は、現に市営住宅に入居している滞納者(以下「入居滞納者」という。)に対し、山形市財務規則、(昭和 45 年市規則第 8 号)第 54 条第 1 項の規定により、当該家賃の納期限到来後 20 日以内に督促状を発行するものとする。

2 前項の督促状には、その督促状を発する日から起算して 10 日以内の期限を指定するものとする。

(催告状)

第 3 条 市長は、入居滞納者のうち家賃滞納月数が 2 ヶ月以上の者に対し、催告状を発行して納付を督促するものとする。

2 前項の催告状は、年 4 回(6 月、9 月、12 月及び 3 月)発行するものとする。

(電話による催告)

第 4 条 市長は、前条の催告状を発行してもなお滞納家賃を納付しない入居滞納者に対しては、電話による催告を行うものとする。

(連帯保証人への未納通知)

第 5 条 市長は、前条の電話による催告を行ってもなお滞納家賃を納付しない入居滞納者のうち家賃滞納月数が 3 ヶ月以上の者の連帯保証人に対しては、未納通知書を発行し、滞納家賃の納付指導を依頼するものとする。

2 前項の未納通知書は、年 3 回(8 月、11 月及び 2 月)発行するものとする。 ’

(訪問による催告)

第 6 条 市長は、前条の規定による措置を行ってもなお滞納家賃を納付しない入居滞納者に対しては、訪問による催告を行うものとする。

2 市長は、前項の訪問による催告を行うときは、あわせて滞納事由の調査を行うものとする。

3 市長は、前項の滞納事由の調査を行った結果、当該入居滞納者について特別な事情により通常の家賃納付が困難であると認められるときは、山形市営住宅条例(平成 9 年市条例第 29 号。以下「条例」という。)第 16 条に規定する家賃の減免又は徴収の猶予について指導するものとする。

(納付計画書)

第 7 条 市長は、入居滞納者から滞納家賃の分割納付の申出を受けたときは、納付計画書(別記様式)を提出させるものとする。

(住宅の明渡請求)

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の訪問による催告を行ってもなお滞納家賃を納付せず、同

条第 3 項に規定する特別な事情もなく、前条に規定する納付計画書の提出も行わないまま家賃滞納月数が 12 ヶ月を超えた入居滞納者に対しては、期限を定めて滞納家賃の催告を行い、その履行がない場合には、住宅の賃貸借契約を解除するとともに、条例第 41 条第 1 項第 2 号・の規定に基づき当該住宅の明渡請求を行うものとする。

2 前項に規定する措置を行うときは、内容証明郵便により入居滞納者及び連帯保証人に通知するものとする。

(連帯保証人への請求)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定により住宅の明渡請求を行うこととなった入居滞納者があるときは、その連帯保証人に対し、当該入居滞納者に係る滞納家賃の請求を行うものとする。

(法的措置の検討)

第 10 条 市長は、第 8 条第 1 項の規定による住宅の明渡請求を受けてもなお明渡しに応じない入居滞納者に対しては、住居の明渡し及び滞納家賃の支払を求める訴訟の提起等の法的措置をとることを検討するものとする。

(退去滞納者への催告)

第 11 条 市長は、住宅を退去後も滞納家賃を納付しない滞納者に対しては、文書・電話・訪問等により適宜催告を行うとともに、必要に応じて支払督促申立て等の法的措置を検討するものとする。

4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「山形市営住宅家賃滞納整理事務要領」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

住宅使用料に関する収入未済額の残高は、平成 29 年度末 175,300 千円、平成 30 年度末 177,177 千円、令和元年度末 182,645 千円と増加傾向にある。収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

金額的にも重要性が大きく、さらなる残高低減に努める必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|---------------------------|---------------|
| まちづくり政策部 管理住宅課 市営住宅使用料 | 177,177,499 円 |
|---------------------------|---------------|

(調定額)

| | | |
|---------------------------|-----------------------|---------------|
| まちづくり政策部 管理住宅課 市営住宅使用料 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 160,346,187 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | 16,831,312 円 |
| 合計 | | 177,177,499 円 |

繰越額に関する調定額は一致しており、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

(3) 入居審査及び入金について

任意の1件について、「市営住宅入居申込書」「市営住宅入居請書」「市営住宅入居資格審査調書」を閲覧し、入居に関する審査が適切になされ、起案による決裁がなされていることを確認した。

また、公営住宅管理システムの画面閲覧により、入居に関する情報が正しく反映されていること、口座振替による入金処理がなされていることを確認した。

(4) 督促状

「山形市営住宅家賃滞納整理事務要領」第2条に基づき、適切に督促状が発送されているか、令和2年2月分家賃の未納者について手続きを実施した。

(伺 令和2年3月 19 日起案・決裁)

| | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 件名:市営住宅家賃納付督促状の送付について(R2.02)(伺) | |
| 1 対象者 | 令和2年2月分家賃の未納者 (令和2年3月 19 日現在) |
| 2 法定納期限 | 令和2年3月 2 日 |
| 3 督促状送付日 | 令和2年3月 19 日 |
| 4 指定納期限 | 令和2年3月 31 日 |
| 5 送付件数 | 178 件 |

上記 178 件から任意の1件につき、督促状控えと照合し、反映を確認した。
督促状発送日、回収期限は要領に照らし適切であった。

(5) 催告状

「山形市営住宅家賃滞納整理事務要領」第3条に基づき、適切に催告状が発送されているか、平成31年4月から令和2年2月分の未納者について手続きを実施した。

(伺 令和2年3月27日起案・決裁)

| 件名:市営住宅家賃納付催告状の送付について(R2.3)(伺) | |
|--------------------------------|---|
| 1 対象者 | 平成31年4月から令和2年2月分家賃の未納者 (令和2年3月27日現在) |
| 2 送付件数 | 138件 |
| 3 根拠法令等 | 山形市営住宅家賃滞納整理事務要領第3条 |
| 4 その他 | 未納家賃については現年度のみ |

上記138件から任意の1件につき、催告状控えと照合し、反映を確認した。
催告状は要領に照らし適切に発送手続きがなされていた。

(6) 連帯保証人

「山形市営住宅家賃滞納整理事務要領」第5条に基づき、適切に未納通知が発送されているか、令和2年2月分の未納者について手続きを実施した。

(伺 令和2年3月27日起案・決裁)

| 件名:連帯保証人への未納通知発送について(2月発送分)(伺) | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 該当者 | (1) 滞納者:62名 (2) 連帯保証人等(50名) |

上記50件から任意の1件につき、未納通知控えと照合し、反映を確認した。
未納通知は要領に照らし適切に発送手続きがなされていた。

(7) 回収に関する記録閲覧

「山形市営住宅家賃滞納整理事務要領」第4条(電話による催告)、第6条(訪問による催告)に基づき、適切に催告手続きがされているか、任意の1件について調査を行った。

滞納整理個人票を閲覧し、電話による催告、訪問による催告、ともに複数回なされていることを確認した。

(8)減免

「山形市市営住宅条例」第 16 条に基づき、適切に減免手続きがされているか、令和2年3月分の申請者について手続きを実施した。

(伺 令和2年3月 16 日起案・決裁)

| 件名:市営住宅家賃の減免について(伺) | |
|---------------------|---|
| 1 申請者 | 別紙住宅使用料減免申請者一覧表のとおり |
| 2 減免理由 | 申請内容等を調査した結果、世帯の収入が生活保護基準による生活費に満たないため、山形市営住宅条例第 16 条第1項及び同条例施行規則第 16 条別表第3の区分に応じ減免するものである。 |
| 3 減免額算定基礎 | 別紙「住宅使用料減免申請者一覧表・生活保護基準の算定について(回答)」のとおり |
| 4 減免期間 | 令和2年3月分(1か月) |
| 5 法的根拠 | 山形市市営住宅条例第 16 条第1項第1号 |

減免申請者について、「市営住宅家賃・敷金減免申請書」及び「市営住宅家賃・敷金減免決定通知書」の閲覧を実施した。

減免手続きは条例に基づき、適切になされていた。

(9)財務会計残高と管理台帳の一致

財務会計システムと管理台帳である「公営住宅管理システム」の残高の一致を確認する。

管理住宅課では、月次で財務会計システムの「歳入整理簿」収入未済額と、歳入整理簿と公営住宅管理システムを基に作成する「月末締め科目別収入一覧表」収入未済額を確認している。

監査人は、令和2年3月末日現在の照合結果を入手し、照合手続きが適切になされていることを確認した。

ただし、最終の決算数値である「令和元年度歳入歳出事項別明細書」の収入未済額と一致する管理台帳はないとの回答を得ている。これは、出納整理期間の入金により、日々残高が変動するためである。

財務会計システムの収入未済額残高の個別の内訳が保管されていないことになり、決算書残高の内訳を保管できるように検討されたい。【意見】

(10)情報セキュリティ

管理住宅課で使用する「公営住宅管理システム」の情報セキュリティに関する管理・運用は、「山形市電子情報処理規則」に基づき行われている。

監査人は、現地調査において、実機の確認を行い、ID・パスワード等のセキュリティ運用が規則・手順に基づき適切になされていることを確認した。

(11)回収率を上げるための取組の評価

管理住宅課では、通常の回収行為に加え、平成 29 年 10 月より、既に退去した滞納者の債権を民間債権回収会社へ委託している。回収会社への報酬は成功報酬となっている。

平成 29 年度以降の回収状況は以下のとおりである。

| | | |
|-----------------------------------|-------|--------------|
| 平成 29 年度 (平成 29 年 10 月 24 日契約) | 委託債権 | 29,457,571 円 |
| | 債権回収額 | 487,091 円 |
| | 回収率 | 1.65% |
| 平成 30 年度 | 委託債権 | 32,118,101 円 |
| | 債権回収額 | 266,000 円 |
| | 回収率 | 0.83% |
| 令和元年度 | 委託債権 | 8,309,241 円 |
| | 債権回収額 | 249,000 円 |
| | 回収率 | 3.00% |

上記のとおり、每期回収実績があり、回収率を上げる取組として有効と評価される。

なお、委託の基準としては、「退去滞納者のうち、毎月又は不定期納付がある者、法的措置を行った者を除く。契約業者より受託不可能な債権として設定されている者も除いている。」として、運用している。

しかし、運用の基準は内規や手順書として定めていない。人員配置の変更時等に異なる運用がなされないよう内規又は手順書として定めるように検討されたい。【意見】

また、現状の使用料納付方法は、口座振替、金融機関納付、市役所窓口納付に限られている。山形市税同様、コンビニエンスストア納付を導入し、納付の利便性を向上させることも検討されたい。【意見】

(12)督促手数料について

督促手数料に関するヒアリングでは、管理住宅課では、「私債権として整理し、平成 30 年度より手数料等の徴収はしていない。それ以前は手数料 70 円を徴収している。」との回答であった。

第 15 市営住宅畳補修負担金

1. 債権概要

| | |
|------------|---|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | まちづくり政策部 |
| 課名 | 管理住宅課 |
| 対象債権(事業名) | 市営住宅畳補修負担金 |
| 債権概要 | 市営住宅畳補修負担金は、畳の表替えに要する費用の半額を入居者が負担するもので、山形市営住宅条例第 21 条で費用負担が規定されている。 |
| 根拠法令等 | 山形市営住宅条例 |
| 債権の種類 | 私債権 |
| 時効の根拠 | 民法 |
| 消滅時効の年数 | 5 年 |
| 債権管理マニュアル名 | なし |
| 債権管理システム | なし |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|-----|-----------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 317 | 6,246,990 |
| | 収入済み | 153 | 4,925,508 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 164 | 1,321,482 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 369 | 7,199,652 |
| | 収入済み | 187 | 5,898,037 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 182 | 1,301,615 |
| 令和元年度 | 調定 | 338 | 7,187,498 |
| | 収入済み | 157 | 5,868,108 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 181 | 1,319,390 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|------------|------------|-----------|
| 市営住宅畳補修負担金 | 平成 20 年度以前 | 530,842 |
| | 平成 21 年度 | 257,912 |
| | 平成 22 年度 | 267,809 |
| | 平成 23 年度 | 51,108 |
| | 平成 24 年度 | 18,585 |
| | 平成 25 年度 | 34,155 |
| | 平成 26 年度 | 11,169 |
| | 平成 27 年度 | 0 |
| | 平成 28 年度 | 20,775 |
| | 平成 29 年度 | 21,333 |
| | 平成 30 年度 | 76,542 |
| | 令和元年度 | 29,160 |
| | 合計 | 1,319,390 |

3. 債権管理の事務について

市営住宅畳補修負担金は、市営住宅の退去時に発生する負担金であり、市営住宅管理センターで退去手続き時に負担金額を算定し、センターより管理住宅課へその額が通知される。管理住宅課では、財務会計システムで調定、納付書を作成し退去者へ送付する。

支払いが確認できない場合には、滞納債権となり調定により請求事務が継続される。

根拠条例は以下のとおりである。

山形市営住宅条例より抜粋

(入居者の費用負担義務)

第 21 条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 破損ガラスの取替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (2) たたみの表替えに要する費用の半額
- (3) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (4) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (5) 共同施設の使用又は維持運営に要する費用

4. 監査の結果

(1) 請求事務

畳負担金未納者あて通知が適切になされているか、任意の1件について手続きを実施した。

(伺 令和元年9月 18 日起案・決裁)

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 件名:市営住宅明け渡し時の畳補修負担金の請求について(伺) | |
| 1 退去者名等 | 個人情報のため記載省略 |
| 2 通知者 | 個人情報のため記載省略 |

上記につき、「市営住宅敷金清算依頼書」「市営住宅明け渡し時の畳補修負担金について(お知らせ)」の照合を行い、適切に請求事務がなされていることを確認した。

(2) 回収率を上げるための取組の評価

回収事務は、市営住宅使用料の収入未済回収事務に準じて行われているが、民間債権回収会社への回収委託は行っていない。住宅使用料収入未済額の回収委託を行っている先との重複案件が4件あり、同一債権者への請求であれば、畳補修負担金分も含めて回収委託を行い、回収可能性を少しでも上昇させることを検討されたい。【意見】

第 16 市営住宅契約解除後の損害金

1. 債権概要

| | |
|------------|--|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | まちづくり政策部 |
| 課名 | 管理住宅課 |
| 対象債権(事業名) | 市営住宅契約解除後の損害金 |
| 債権概要 | 損害金は、主に多額な家賃を滞納した上、明渡に応じない者に対し契約解除を行い、家賃相当額として請求しているもので山形市営住宅条例第41条で規定されている。 |
| 根拠法令等 | 山形市営住宅条例 |
| 債権の種類 | 私債権 |
| 時効の根拠 | 民法 |
| 消滅時効の年数 | 5年 |
| 債権管理マニュアル名 | なし |
| 債権管理システム | なし |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|----|------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 48 | 18,959,246 |
| | 収入済み | 0 | 0 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 48 | 18,959,246 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 51 | 21,178,755 |
| | 収入済み | 0 | 0 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 51 | 21,178,755 |
| 令和元年度 | 調定 | 54 | 23,464,174 |
| | 収入済み | 0 | 0 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 54 | 23,464,174 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|---------------|------------|------------|
| 市営住宅契約解除後の損害金 | 平成 20 年度以前 | 8,786,408 |
| | 平成 21 年度 | 211,625 |
| | 平成 22 年度 | 0 |
| | 平成 23 年度 | 0 |
| | 平成 24 年度 | 0 |
| | 平成 25 年度 | 0 |
| | 平成 26 年度 | 922,528 |
| | 平成 27 年度 | 3,132,285 |
| | 平成 28 年度 | 3,506,400 |
| | 平成 29 年度 | 2,400,000 |
| | 平成 30 年度 | 2,219,509 |
| | 令和元年度 | 2,285,419 |
| | 合計 | 23,464,174 |

3. 債権管理の事務について

契約解除した日から明け渡し完了の日まで損害金を算定し、年度ごとに調定、納付書を作成し対象者へ送付する。損害金が発生している対象者は、市営住宅使用料も多額な滞納額となっており、支払は使用料優先となるため、回収は進んでいない。

根拠条例は以下のとおりである。

山形市営住宅条例より抜粋

(市営住宅の明渡し請求)

第 41 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が正当な事由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 入居者が第 12 条、第 13 条及び第 22 条から第 27 条までの規定に違反したとき。
- (6) 入居者又はその者と現に同居している者が暴力団員であることが判明したとき。
- (7) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

- 3 市長は、公営住宅の入居者に第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。
- 4 市長は、公営住宅の入居者に第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。
- 5 市長は、公営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

4. 監査の結果

(1) 損害金の請求

損害金の確定及び通知について、事務処理が適切になされているか、任意の1件について手続きを行った。

(伺 令和2年3月31日起案・令和2年4月16日決裁)

| 件名: 契約解除後の損害金(平成31年度滞納繰越金)について(伺) | |
|-----------------------------------|---|
| 1 相手方 | 個人情報のため記載省略 |
| 2 理由 | 個人情報該当部分があるため一部記載 上記者は、令和2年1月31日付けで明渡しを行ったため山形市住宅市営住宅条例第41条第4項の規定により、令和元年6月から令和2年1月31日までの8か月分を損害金として徴収するものである。 |
| 3 金額 | 省略 |
| 4 その他 | 相手方には早急に通知します。 |

上記については、明渡しが令和2年1月31日付けで行われているにもかかわらず、損害金確定及び通知が令和2年4月16日となっている。「年度ごとに調定、納付書を作成し対象者へ送付す

る。」としているが、第1回目の通知は、明渡し後速やかに行うように検討されたい。【意見】

(2)回収率を上げるための取組の評価

損害金が発生している対象者は、市営住宅使用料も多額な滞納額となっており、支払は使用料優先となるため、回収は進んでいない。平成29年度から令和元年度までの3期間の回収額はゼロである。

第 17 学校給食費負担金

1. 債権概要

| | |
|------------|---|
| 会計 | 一般会計 |
| 部局名 | 教育委員会 |
| 課名 | 学校給食センター |
| 対象債権(事業名) | 学校給食費負担金 |
| 債権概要 | 山形市では過年度分について未納対策を実施しているが(現年度分は各小・中学校対応)、時効を経過しても不納欠損として落とせないため、収入未済額が年々増えている状況である。 |
| 根拠法令等 | 山形市学校給食費事務取扱要綱第 8 条 |
| 債権の種類 | 私債権 |
| 時効の根拠 | 民法 |
| 消滅時効の年数 | 2年 |
| 債権管理マニュアル名 | 学校給食費未納対策マニュアル改定版(法的措置対応)平成 29 年6月 |
| 債権管理システム | なし |

2. 債権の回収状況

(年度別推移)

| | | 件数 | 金額(円) |
|----------|------|-----|-------------|
| 平成 29 年度 | 調定 | 897 | 980,529,856 |
| | 収入済み | 826 | 976,297,342 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 71 | 4,232,514 |
| 平成 30 年度 | 調定 | 933 | 972,981,814 |
| | 収入済み | 842 | 968,447,014 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 91 | 4,534,800 |
| 令和元年度 | 調定 | 902 | 912,373,881 |
| | 収入済み | 809 | 906,439,546 |
| | 不納欠損 | 0 | 0 |
| | 収入未済 | 93 | 5,934,335 |

(令和元年度年齢調べ表)

| 項目 | 発生年度 | 金額(円) |
|----------|------------|-----------|
| 学校給食費負担金 | 平成 20 年度以前 | 0 |
| | 平成 21 年度 | 0 |
| | 平成 22 年度 | 0 |
| | 平成 23 年度 | 0 |
| | 平成 24 年度 | 0 |
| | 平成 25 年度 | 0 |
| | 平成 26 年度 | 0 |
| | 平成 27 年度 | 626,198 |
| | 平成 28 年度 | 966,643 |
| | 平成 29 年度 | 870,434 |
| | 平成 30 年度 | 877,586 |
| | 令和元年度 | 2,593,474 |
| | 合計 | 5,934,335 |

3. 債権管理の事務について

「学校給食費未納対策マニュアル」より一部抜粋

学校での対応：現年度(参考)

～ 現年度の取組み・学年開始から学年末までの未納徴収取組みフローチャート ～

「学校給食申込書」受取 (※新入学児、市外・県外からの転入生の保護者)

5月分引落日[未納]

(給食費が納入されない)

5月分未納保護者には、「(様式3)学校諸会費納入のお願い」を送付します。

納付済・完了

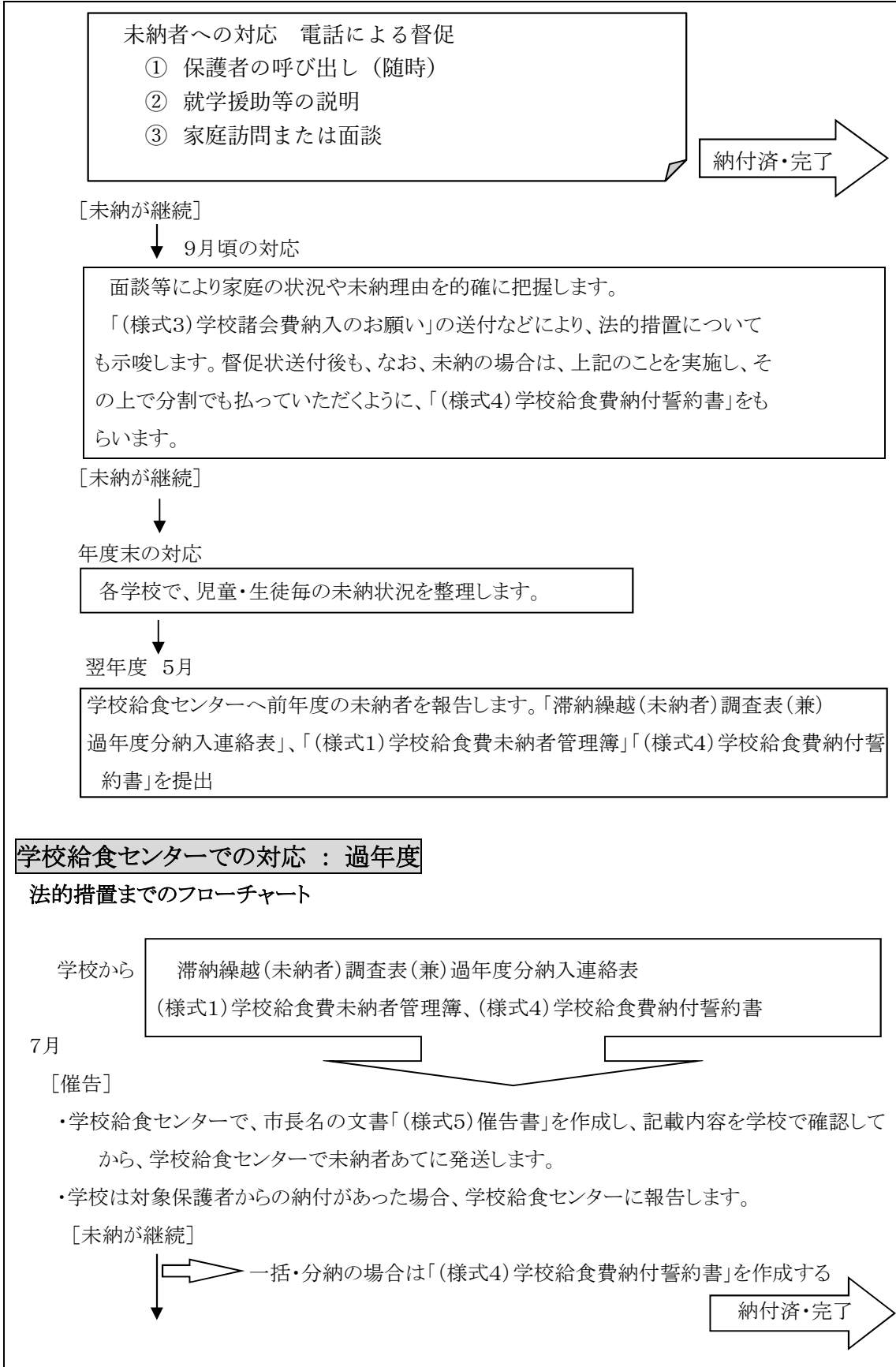
↓ (給食費が納入されない) 納付状況確認 ⇒

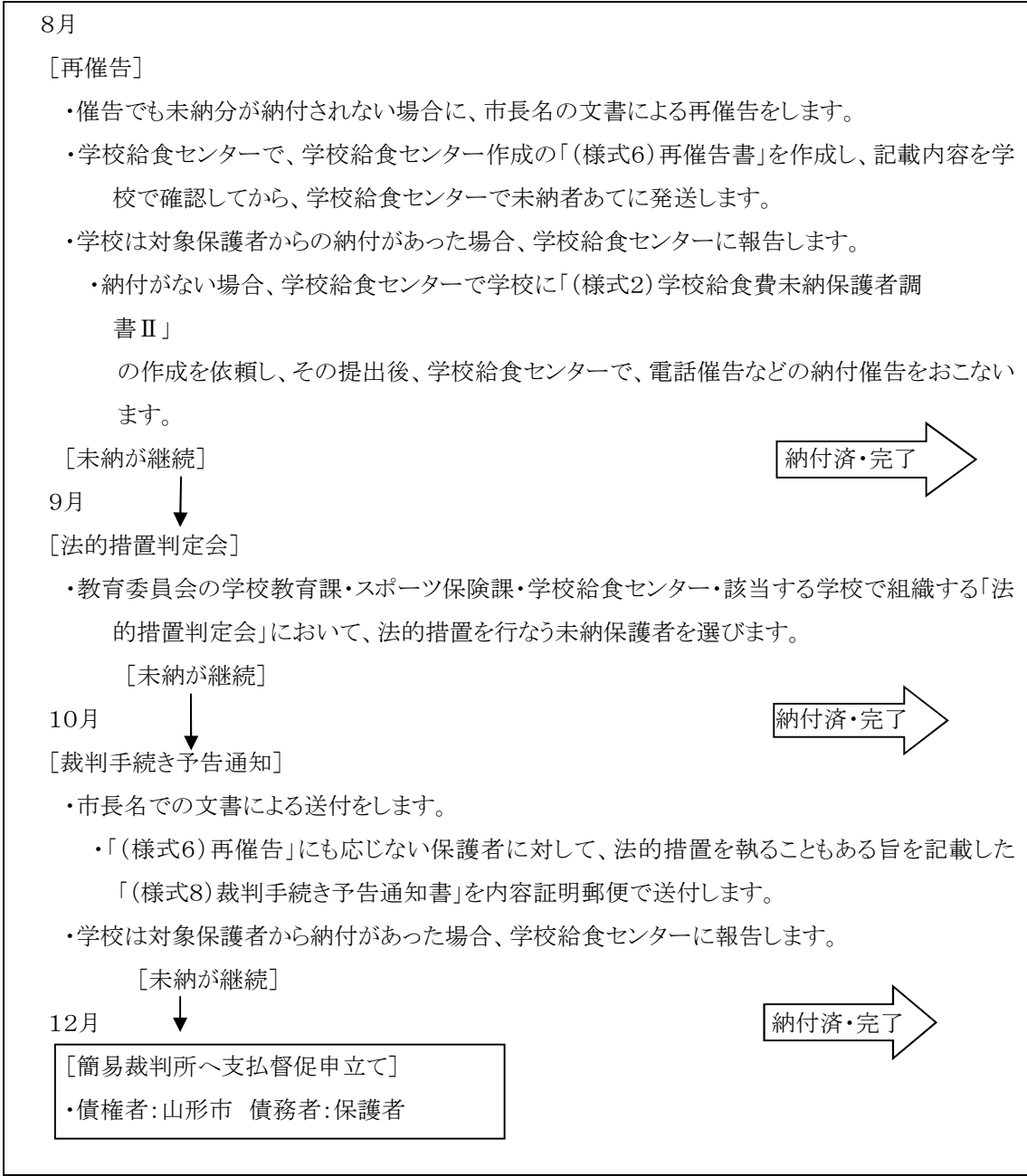
5・6月分未納分保護者には、「(様式3)学校諸会費納入のお願い」を送付します。
電話による督促をします。

納付済・完了

[未納が継続]

↓ 7月～8月頃の対応





4. 監査の結果

監査人は、滞納整理事務が、収入未済額の低減に努めているか、財務会計の枠組みの中で適正になされているか、「学校給食費未納対策マニュアル 改訂版(法的措置対応)」に基づき適正になされているか、さらに情報セキュリティの管理は適切かについて調査を実施した。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総論

学校給食費負担金に関する収入未済額の残高は、平成 29 年度末 4,232 千円、平成 30 年度

末 4,534 千円、令和元年度末 5,934 千円と増加傾向にある。収入未済額はすべて滞納債権であり、本来回収され山形市の収入として財政に寄与するものである。

本債権は私債権であり、時効を経過しても不納欠損として処理できないため、残高増加の抑制に留意する必要がある。

(2) 繰越調定について

財務会計における前年度決算(平成 30 年度末)の収入未済額と現年度期首(令和元年度初)の滞納繰越の調定額が一致していることを確かめる。

(財務会計)

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 教育委員会 学校給食センタ 一 学校給食費負担金 | 4,534,800 円 |
|-----------------------------|-------------|

(調定額)

| | | |
|-----------------------------|-----------------------|-------------|
| 教育委員会 学校給食センタ 一 学校給食費負担金 | 過年度繰越 (平成 29 年度以前) | 4,534,800 円 |
| | 現年度繰越 (平成 30 年度) | |
| 合計 | | 4,534,800 円 |

滞納者ごとに単件調定を実施しているため、サンプルで以下の 1 件の調定書と平成 27-令和元年度分給食費滞納繰越(未納者)の明細の一致を確認し、繰越分に対する請求が網羅的になされていることを確認した。

| | |
|----------------------------------|----------|
| 件名: 小学校給食費滞納繰越(平成 27 年度〇〇小学校 〇〇) | |
| 個人情報のため一部省略 | |
| 1 調定額 | 34,400 円 |

(3) 賦課・収納、督促状

学校給食費の会計方式について、山形市では平成 26 年度までは「私会計」であったが、学校給食費の管理を山形市が行うことを明確にするため、平成 27 年度から「公会計」に移行している。公会計化により、保護者から「学校給食申込書」の提出を受けることになった。山形市と保護者の間には契約関係が成立し、学校給食費に関して債権債務関係が書面により明確になっている。未納保護者に対する月ごとの納入督促については、現年度中は各学校が実施し、過年度になっても未納の場合は、市教育委員会の責任で各学校と連携のうえ、学校給食センターが催告を行うことになる。

(4) 催告書

「学校給食費未納対策マニュアル 改訂版(法的措置対応)」に基づき、適切に催告書及び再催告書が発送されているかについて手続きを実施した。

(伺 令和2年7月30日起案・令和2年8月3日決裁)

| 件名:学校給食費未納者に対する催告書の送付について(伺) | |
|------------------------------|--|
| 1 目的 | 平成 27 年度～令和元年度の給食費未納の保護者に対して、市長名による催告書を送付して学校給食費の納付促す。 |
| 2 催告対象者 | (1)平成 27 年度分 ・小学校 児童数 12 名 ・中学校 生徒数 7 名 (2)平成 28 年度分 ・小学校 児童数 26 名 ・中学校 生徒数 6 名 (3)平成 29 年度分 ・小学校 児童数 17 名 ・中学校 生徒数 5 名 (4)平成 30 年度分 ・小学校 児童数 15 名 ・中学校 生徒数 10 名 (5)令和元年度 ・小学校 児童数 27 名 ・中学校 生徒数 27 名 (6)令和元年度 ・小学校 16 校 児童数 62 名 保護者数 41 名 ・小学校 12 校 児童数 41 名 保護者数 32 名 |

上記の内、サンプルとして抽出した催告書

| 文書名:学校給食費納入について(催告) | |
|---------------------|-------------|
| 1 対象者 | 個人情報のため省略 |
| 2 学校給食費未納の内訳 | 7,950 円 |
| 3 発送日 | 令和2年8月 12 日 |
| 4 納入期限 | 令和2年8月 31 日 |

(伺 令和2年9月16日起案・令和2年9月23日決裁)

| 件名:学校給食費未納者に対する再催告書の送付について(伺) | |
|-------------------------------|--|
| 1 目的 | 平成 27 年度～令和元年度の給食費未納の保護者に対して、市長名による催告書を送付して学校給食費の納付促す。 |
| 2 催告対象者 | (1)平成 27 年度分 ・小学校 児童数 8 名 ・中学校 生徒数 7 名 |

| | |
|--|--|
| | (2)平成 28 年度分 ・小学校 児童数 24 名 ・中学校 生徒数 5 名 |
| | (3)平成 29 年度分 ・小学校 児童数 17 名 ・中学校 生徒数 5 名 |
| | (4)平成 30 年度分 ・小学校 児童数 15 名 ・中学校 生徒数 10 名 |
| | (5)令和元年度 ・小学校 児童数 25 名 ・中学校 生徒数 24 名 |
| | (6)令和元年度 ・小学校 15 校 児童数 59 名 保護者数 39 名 ・小学校 12 校 児童数 37 名 保護者数 28 名 |

上記の内、サンプルとして抽出した再催告書

| | |
|----------------------|----------------|
| 文書名:学校給食費納入について(再催告) | |
| 1 対象者 | 個人情報のため省略 |
| 2 学校給食費未納の内訳 | 7,950 円 |
| 3 発送日 | 令和2年9月 24 日 |
| 4 納入期限 | 令和2年 10 月 15 日 |

「学校給食費未納対策マニュアル 改訂版(法的措置対応)」では7月に催告を実施することになっているが、令和2年度でサンプルを1件確認した結果、8月 12 日(納入期限8月 31 日)に催告書を発送している。また、再催告は8月に実施することになっているが、9月 24 日(納入期限 10 月 15 日)に再催告書を発送している。

実際の催告及び再催告の実施時期がマニュアルと異なる運用がされているため、マニュアルを実態に合わせる等の改訂を行う必要がある。【指摘事項】

(5)法的措置判定会の未開催について

「学校給食費未納対策マニュアル 改訂版(法的措置対応)」では、再催告が行われてもなお未納が継続した場合、法的措置判定会を開催して法的措置での対応の要否を判断することになっている。しかしながら、実際に法的措置をとることはないとの判断から、法的措置判定会の開催自体が省略されている。マニュアルに沿った運用を行う必要があるため、法的措置を取らないとしても、法的措置判定会を開催して結論を出す必要がある。【指摘事項】

(6)長期滞留債権の管理について

山形市では過年度分について未納対策を実施しているが、学校給食費負担金は私債権であり不納欠損処理ができないため収入未済額が年々増えている状況である。集めた現金の管理や未

納の保護者への督促が教職員の負担となっていることから、令和2年 11 月に文部科学省は同業務を市区町村に移管する公会計化を進めるよう要請している。これにより、現年度の学校給食費負担金も将来的には学校給食センターでの管理になると想定される。そのため事務負担軽減の観点から、回収不能の状況がある程度長期化したものは学校給食センターの管理から外し他部門で管理する、又は条例で不納欠損処理を可能とすることを検討されたい。【意見】

(7) 財務会計残高と管理台帳の一致

財務会計システムと管理台帳(給食費滞納繰越(未納者))の残高の一致を確認する。

監査人は、令和2年3月末日現在の照合結果を入手し、残高の一致していることを確認した。

(8) セキュリティポリシーの準拠状況

学校給食センターで使用する債権管理システムの情報セキュリティに関する管理・運用は、「山形市電子情報処理規則」に基づき行われている。

監査人は、現地調査において、実機の確認を行い、ID・パスワード等のセキュリティ運用が規則・手順に基づき適切になされていることを確認した。

(9) 回収率を上げるための取組の評価

学校との連携を強化し、情報の共有化を図っている。